

局勢一斑

昭和十三年

局東關



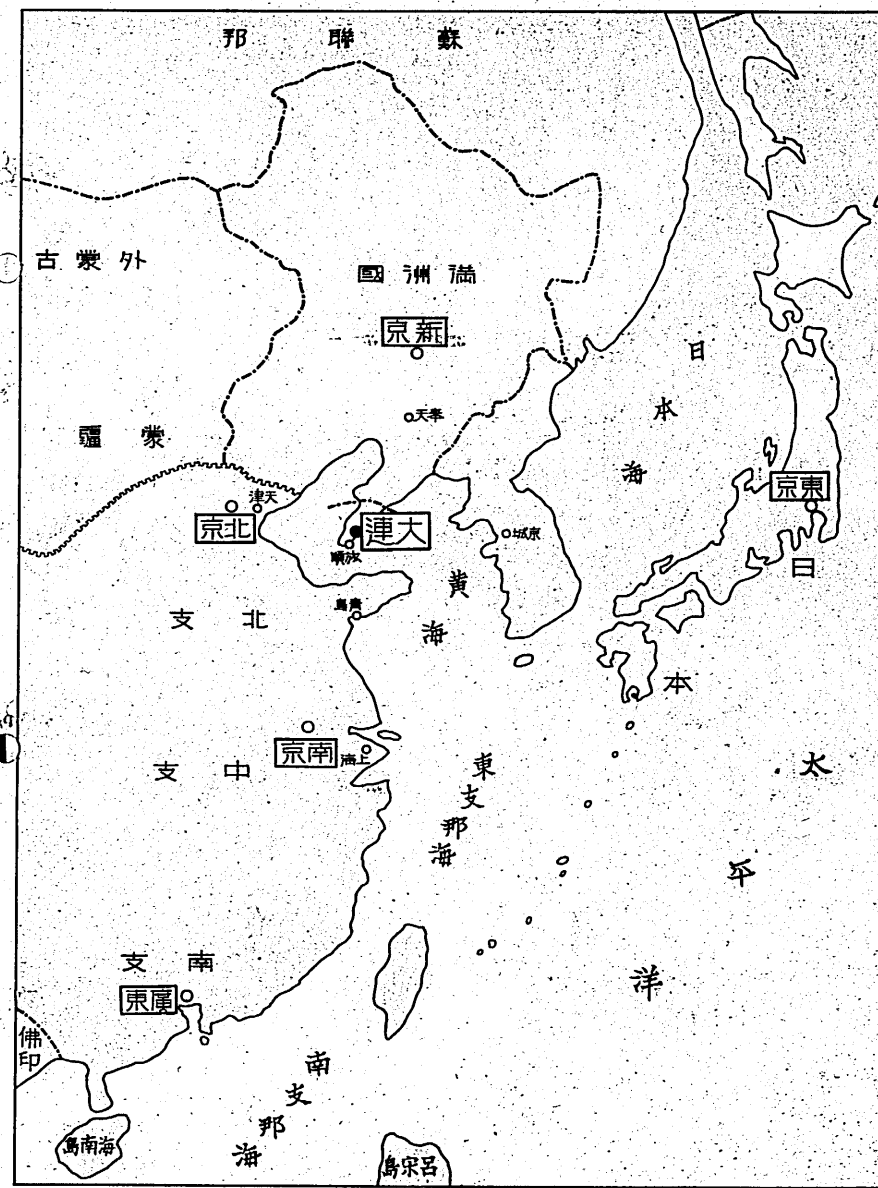
REEL No. A-0582

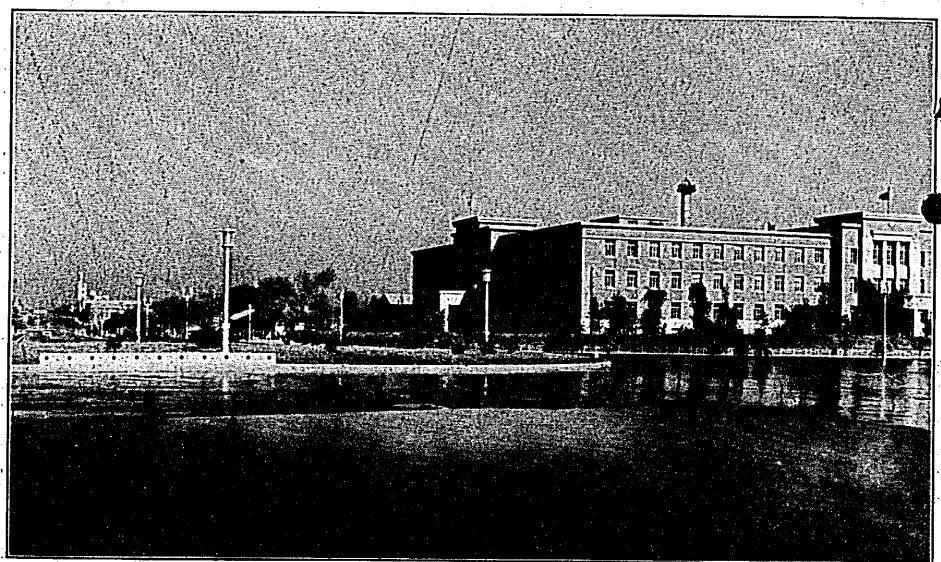
0252

アジア歴史資料センター

關東局勢一斑 目次

一 地 誌	一	八 遞 信	一八
關東州の面積、位置	一	航 空	二〇
氣 象	二	九 海 事	二三
二 人 口	二	一〇 關稅制度	二四
三 關 東 局	三	一 財 政	二六
關東局の主管事務、駐滿全權大使の權限	四	租 稅	二六
關東局の組織	五	二 金 融	二九
四 關東州の農業移民	六	銀 行	二九
五 地方自治行政	八	無盡會社、金融組合	三〇
市、會	八	一 三 通 貨	三二
六 外 事	一〇	一 四 外國爲替管理	三三
七 司 法	一五	一 五 度 量 衡	三四
登記及び公證	一六	一 六 教 育	三六
司 獄	一七	學 校	三六
		社會教育	三九





(京新)局東關

局勢一斑

一地誌

關東州租借地は遼東半島の尖端に位し北は滿洲國に接し東は黃海に西は渤海に接し普蘭店の北方長陽寺附近より錦子窩の東方、碧流河附近に至る線以南の地域及び其の附屬島嶼から成つてゐる。其の總面積は三千四百六十二平方千米四四五に過ぎないが、滿洲の咽喉を扼し我が國大陸發展の根據地として重要な地位を占めてゐる。

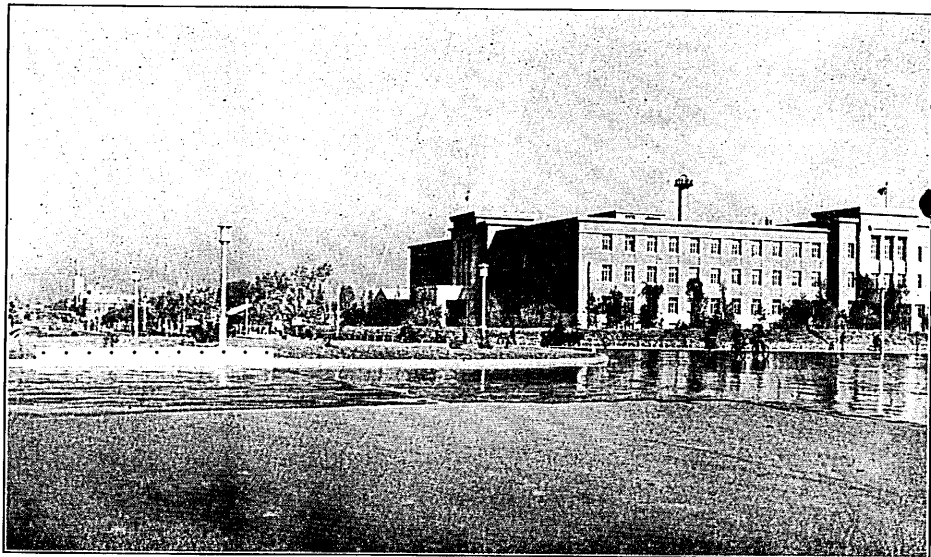
關東州の面積 (昭和十三年九月末現在)

Table with 2 columns: 面積 (Area) and 人口 (Population). Rows include 關東州 (Kanto State) and 關東州に於ける收穫物 (Harvest in Kanto State).

關東州の位置

Table with 2 columns: 方位 (Direction) and 距離 (Distance). Rows include 極東 (Far East), 極西 (Far West), 極南 (Far South), and 極北 (Far North).

Table of contents with 2 columns: 項目 (Item) and 頁数 (Page Number). Rows include 一七 社寺、宗教 (Religion), 一八 兵事 (Military), 一九 社會事業 (Social Affairs), 二〇 警察 (Police), 二一 衛生 (Hygiene), 二二 商業 (Commerce), 二三 貿易 (Trade), 二四 取引所 (Exchange), 二五 農業 (Agriculture), 二六 林業 (Forestry), 二七 畜産 (Livestock), 二八 工業 (Industry), 二九 鑛業 (Mining), 三〇 漁業 (Fishing), 三一 鹽業 (Salt), 三二 土木 (Civil Engineering), 三三 電氣 (Electricity), 三四 瓦斯 (Gas), 三五 南滿洲鐵道株式會社 (South Manchuria Railway Co., Ltd.).



(京新)局 東 關

横 東	一三三、一三四
横 西	一一〇、五八〇八
横 南	三八、四三、二〇
横 北	三九、三三、三七

關東州の位置

面積	平方 里	積	人	口	一平方 里
三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇					

關東州の面積

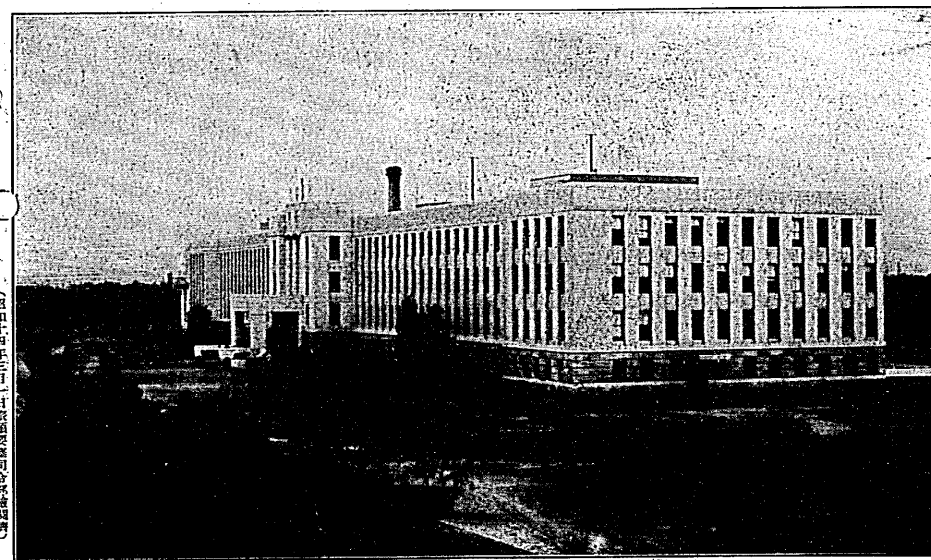
(昭和十三年九月末現在)

關東州租借地は遼東半島の尖端に位し北は滿洲國に接し東は黃海に西は渤海に瀕み普蘭店の方長陽寺會附近より鏡子窩の東方、碧流河附近に至る線以南の地域及び其の附屬島嶼から成つてゐる。其の總面積は三千四百六十二平方千米四四五に過ぎないが滿洲の咽喉を扼し我が國大陸發展の根據地として重要な地位を占めてゐる。

局勢一斑

一地誌

一七 社寺、宗教	四〇
關東神宮	四一
一八 兵 事	四二
一九 社會事業	四三
二〇 警 察	四六
警察機關の組織、權限	四六
警察官の勤務及配置	四七
二一 衛 生	四八
診療機關	四八
保 健	四九
豫防及防疫	五〇
獸畜衛生	五一
阿片及び麻藥取締	五二
二三 商 業	五二
商工會議所、商務會、保險會社	五三
二三 賀 易	五四
二四 取引所	五四
官營取引所、民營取引所	五五
二五 農 業	五七
關東州に於ける收穫物	五八
二六 林 業	六〇
二七 畜 産	六〇
二八 工 業	六二
二九 鑛 業	六五
三〇 漁 業	六五
水産物の輸出入狀況	六六
三一 鹽 業	六七
三二 土 木	六八
市街計畫	六八
州計畫、道路	七〇
水源調査	七一
上水道	七二
下水道	七三
三三 電 氣	七四
三四 瓦 斯	七五
三五 南滿洲鐵道株式會社	七七



(連大) 州 東 關

気 象

満洲は其の緯度、地勢、風位等の關係上、気温は各地一様でない。

新京以北の北滿地方は寒暑共に烈しく、夏季攝氏三十九度、冬季零下四十度に達するが、南滿の南端たる關東州は攝氏三十五度より零下二十度の間に在り、日本との東北地方と大差がない。

満洲の降雨量は、日本内地に比し約三分の一で、三百耗乃至七百耗の間に在り、關東州は平均約六百耗である。

二 人 口 (昭和十三年九月末現在)

地 方	日 本 人		滿 洲 人	外 國 人	合 計
	内地人	朝鮮人			
大連市	二五、八〇〇	四、〇〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	三二、六〇〇
旅順市	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一三、〇〇〇
金州市	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一三、〇〇〇
青島市	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一三、〇〇〇
龍子島	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一三、〇〇〇
合 計	五八、八〇〇	八、〇〇〇	五、八〇〇	五、八〇〇	七八、四〇〇

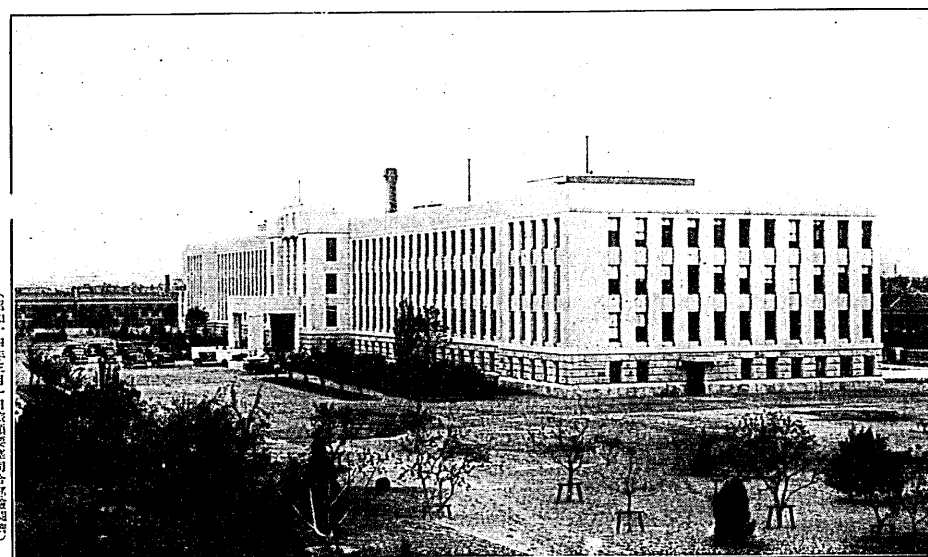


(國公正大) 樓の順旅

三 關 東 局

明治三十八年の日露講和條約に依り、帝國は關東州租借地及び南滿洲鐵道に關する一切の權利をロシアより承継したのである。

帝國は右租借地及び南滿洲鐵道附屬地に施政の爲め、明治三十九年九月關東州旅順に關東都督府を設置したが、大正八年四月其の組織を改めて關東廳とした。昭和七年に滿洲國成立し、管内は滿洲國と密接不離の關係を有することゝなつたので、對滿洲國策遂行上の必要に基き、昭和九年十二月官制を改正して、内閣總理大臣の監督に屬する關東局を新京に設け、別に關東州廳を關東州(初め旅順)に大連に新設した。然るに其の後滿洲國の完全なる發達に鑑み、帝國は昭和十二年十二月一日滿洲國に於ける治外法權を撤廢し、及び南滿洲鐵道附屬地の行政權を滿洲國に移讓したので、關東局の行政の範圍も従つて縮小せられ、關東州内にのみ限定せらるゝことゝなつた。此の間三十餘年、關東局は管内に於ける治安の維持、文化經濟産業の發展に努力し、住民の福利増進に貢獻する所偉大である。



(連大) 州 東 関

気 象

満洲は其の緯度、地勢、風位等の關係上、気温は各地一様でない。

新京以北の北滿地方は寒暑共に烈しく、夏季攝氏三十九度、冬季零下四十度に達するが、南滿の南端たる關東州は攝氏三十五度より零下二十度の間に在つて、日本の東北地方と大差がない。

満洲の降雨量は、日本内地に比し約三分の一で、三百兆乃至七百兆の間に在り、關東州は平均約六百兆である。

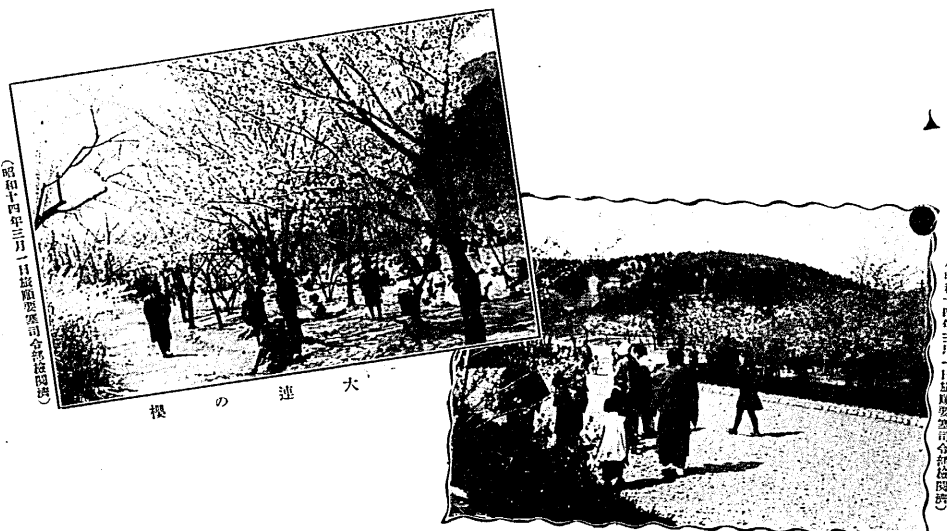
二 人 口 (昭和十三年九月末現在)

地 方	日 本 人		満 洲 人	外 國 人	合 計
	内地人	朝鮮人			
大連市	二、八六〇、三三三	四、〇〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	五、八六〇、三三三
旅順市	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇
金州市	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇
普蘭店市	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇
貔子窩市	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇
合 計	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇

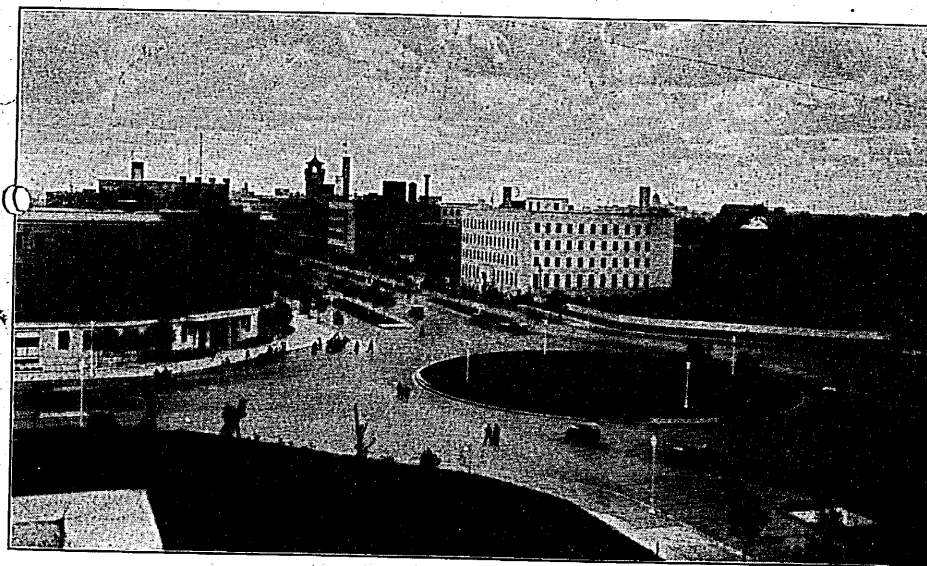
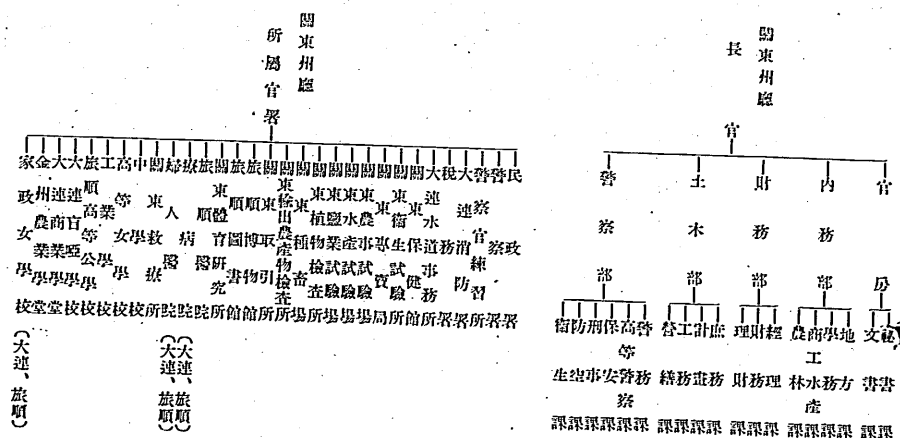
三 關 東 局

明治三十八年の日露講和條約に依り、帝國は關東州租借地及び南滿洲鐵道に關する一切の權利をロシアより承繼したのである。

帝國は右租借地及び南滿洲鐵道附屬地に施政の爲め明治三十九年九月關東州旅順に關東都督府を設置したが、大正八年四月其の組織を改めて關東廳とした。昭和七年に滿洲國成立し管内は滿洲國と密接不離の關係を有することゝなつたので對滿洲國策遂行上の必要に基き昭和九年十二月官制を改正して、内閣總理大臣の監督に屬する關東局を新京に設け別に關東州廳を關東州(初め旅順今は大連)に新設した。然るに其の後滿洲國の完全なる發達に鑑み、帝國は昭和十二年十二月一日滿洲國に於ける治外法權を撤廢し及び南滿洲鐵道附屬地の行政權を滿洲國に移讓したので關東局の行政の範圍も従つて縮小せられ關東州内のみに限定せらるゝことゝなつた。此の間三十餘年關東局は管内に於ける治安の維持、文化、經濟産業の發展に努力し、住民の福利増進に貢獻する所偉大である。



(國公正大) 樓の順旅



新 京 中 央 通

關東局の主管事務

一 關東州廳の監督、其の他關東州に於ける政務の管理
二 南滿洲鐵道株式會社及び滿洲電信電話株式會社の
業務の監督

駐滿全權大使の權限

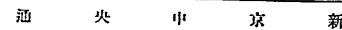
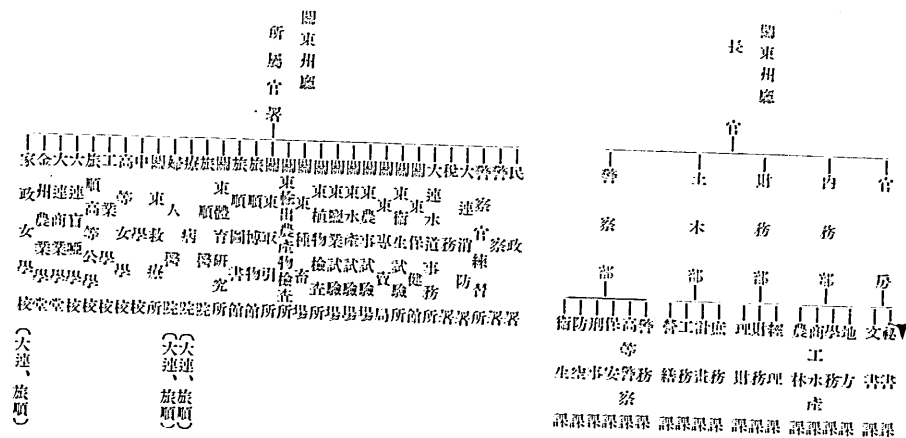
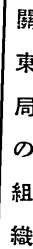
關東局の長官は滿洲國駐特命全權大使で、關東局長の補佐を受け左の権限を行ふ。

一、關東局の事務總理（内閣總理大臣の監督を承く、渉外事務に關しては外務大臣の監督を承く）

二、關東局令の發布（職權又は特別の委任に依る）

三、陸海軍司令官に對する兵力使用の請求（管内の安寧

○序を保持する爲必要あるとき



一 關東州廳の監督其の他關東州に於ける政務の管理

二 南滿洲鐵道株式會社及び滿洲電信電話株式會社の業務の監督

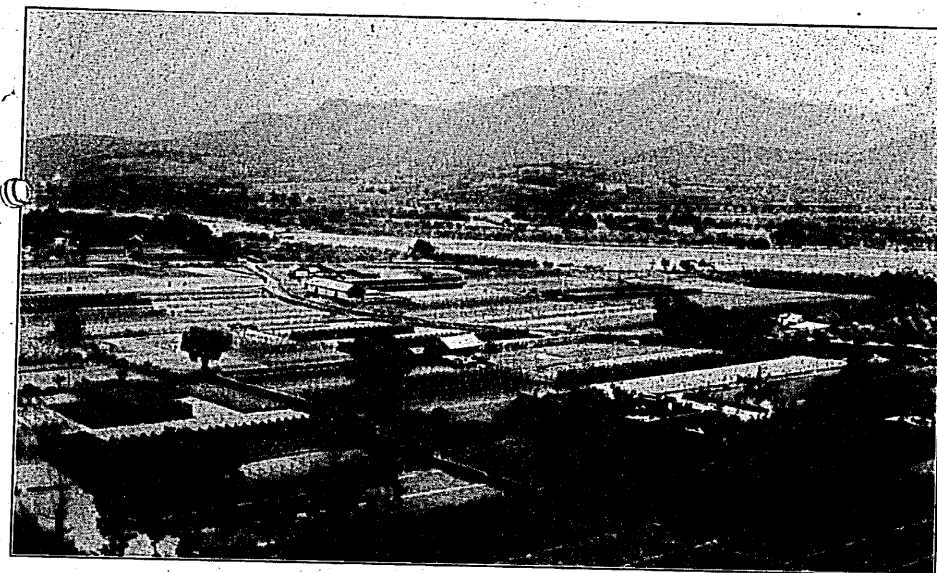
駐滿全權大使の權限

關東局の長官は滿洲國駐滿特命全權大使で關東局總長の補佐を受け左の權限を行ふ

一、關東局の事務總理（內閣總理大臣の監督を蒙く、渉外事務に關しては外務大臣の監督を蒙く）

二、關東局令の發布（裁權又は特權の委任に依る）

三、陸海軍司令官に對する兵力使用の請求（管内の安寧（びやを）を保持する爲必要あるとき）



金 州 農 村 風 景

四 關東州の農業移民

關東都府は關東州を以て滿洲農業移民の搖籃地たらしむべく大正四年金州管内に愛川村を設置して内地農業者を招致し開墾耕作に従事せしめた外私設の邦人農業移民事業及び一般内地人の農業企業に對しては補助金獎勵金の交付其の他に依り相當の援助を與へて其の發展助長に努めた結果現在邦人の農業經營者數は四百餘戸に達してゐる。多くは果樹栽培を主業とし養蠶養鶏蔬菜栽培等を副業としてゐるが經營の成績は何れも漸次好調を辿り滿洲農業の振興に寄與する所大である。

愛川村は福島都府の創業に基き開設せられたものである。初め十九戸を招致し來住者の累計は三十五戸に達したが諸種の原因に依り移民動搖して現存者は七戸の僅少で田四十餘町歩畑五十餘町歩を耕作し水稻養鶏等に從事して相當の經營成績を擧げてゐる。

昭和四年邦人農業移民の招致を目的として滿洲鐵道株式會社の出資に依り設立された大連農事株式會社は民有地三千八百餘町歩を買収し官有地七百餘町歩を借入れて移民事業を開始した。當局でも農地買収の斜旋を爲した外移民に對して渡



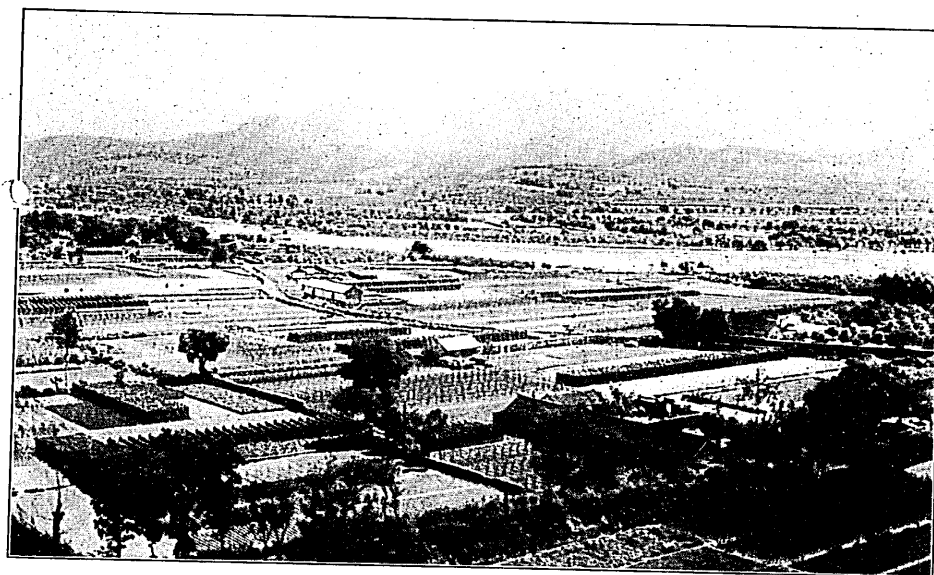
農 家

航費及び家屋建築補助金を交付する等本事業を援助したので昭和五年より同七年迄に七十戸の農家が入地したが偶々世界的農業恐慌の餘波を受けて其の經營成績は面白からず而かも滿洲事變の勃發に依り内外の情勢に一大變化を生じた爲同社は昭和七年以來

一時移民の募集を中止し現存移住農家の經營改善と當初の移民招致計畫の改訂等に関して目下研究中である。

滿洲事變後滿蒙への邦人農業移民問題は新たに各方面の注意を喚起し提唱計畫さるゝに至り有志に依つて金州管内馬家屯會に滿洲移民實習所が設立された。本所は昭和七年以來毎年東京市の勞働者宿泊所(主として天照恩より失業者中志操堅固身體強壯の者三十名内外を招致して一箇年間純滿洲農民式訓練を與へ修了生は興安南省鄭通沿線饒家店に移住させて邦人移民部落滿洲天照村を組織してゐる。目下實習所は之を閉鎖し天照村完成に全力を傾倒してゐる。

愛川村は前述の如く規模小なるも滿洲に於ける邦人移民の先驅である。滿洲農業移民の緊要と重大を痛感せらるゝ今日其の二十餘年に及ぶ過去幾多の經驗は滿洲邦人農業移民の經濟上生活上必ず達著すべき各般の活資料と好教訓を提供するので創業者たる福島都府の遠見と本村の存在は寔に偉大なる光輝である。特に本村經營上に基因して當局が調査研究の結果發見創案した所謂滿洲井戸と複式貯水池等の地下水利用の方法は今や滿洲各地に普及して滿洲の文化の向上産業及び經濟の開発



金州農村風景

四 關東州の農業移民

關東都府は關東州を以て滿洲農業移民の播種地たらしむべく大正四年金州管内に愛用村を設置して内地農業者を招致し開墾耕作に従事せしめた外私設の邦人農業移民事業及び一般内地人の農業企業に對しては補助金獎勵金の交付其の他に依り相當の援助を與へて其の發展助長に努めた結果現在邦人の農業經營者数は四百餘戸に達してゐる。多くは果樹栽培を主業とし養蠶養鶏蔬菜栽培等を副業としてゐるが經營の成績は何れも漸次好調を辿り滿洲農業の振興に寄與する所大である。

愛用村は福島都府の創業に基き開設せられたものである。初め十九戸を招致し來住者の累計は三十五戸に達したが諸種の原因に依り移民動搖して現存者は七戸の僅少で、田四十餘町歩畑五十餘町歩を耕作し水稻養鶏等に從事して相當の經營成績を擧げてゐる。

昭和四年邦人農業移民の招致を目的として南滿洲鐵道株式会社の出資に依り設立された大連農事株式会社は、民有地三千八百餘町歩を買収し官有地七百餘町歩を借入れて移民事業を開始した。當局でも、農地買収の斜旋を爲した外移民に對して渡

航費及び家屋建築補助金を交付する等本事業を援助したので昭和五年より同七年迄に七十戸の農家が入地したが偶々世界的農業恐慌の餘波を受けて其の經營成績は面白からず而かも滿洲事變の勃發に依り、内外の情勢に一大變化を生じた爲同社は昭和七年以來

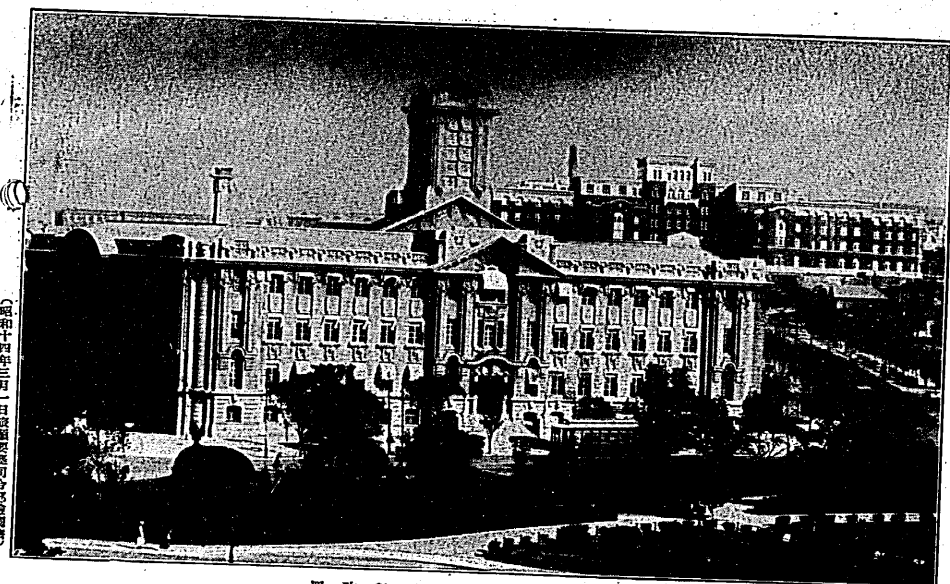


農家

一時移民の募集を中止し現存移民農家の經營改善と當初の移民招致計畫の改訂等に關して目下研究中である。

滿洲事變後滿蒙への邦人農業移民問題は、新たに各方面の注意を喚起し提唱計畫さるゝに至り有志に依つて金州管内馬家屯會に滿洲移民實習所が設立された。本所は昭和七年以來毎年東京市の勞働者宿泊所（主として天照閣より失業者中志操堅固身體強壯の者三十名内外を招致して一箇年間純滿洲農民式訓練を與へ修了生は興安南省鄭通沿線饒家店に移住させて、邦人移民部落滿洲天照村を組織してゐる。目下實習所は之を閉鎖し天照村完成に全力を傾倒してゐる。

愛用村は前述の如く規模小なるも滿洲に於ける邦人移民の先驅である。滿洲農業移民の緊要と重大を痛感せらるゝ今日其の二十餘年に及ぶ過去幾多の經驗は滿洲邦人農業移民の經濟上生活上必ず達著すべき各般の活資料と好教訓を提供するので、創業者たる福島都府の遠見と本村の存在は寔に偉大なる光輝である。特に本村經營上に基因して當局が調査研究の結果發見創案した所謂滿洲井戸と複式貯水池等の地下水利用の方法は、今や滿洲各地に普及して滿洲の文化の向上産業及び經濟の開發



大連市役所・大連市連署務

に寄與する所甚大である。

五 地方自治行政

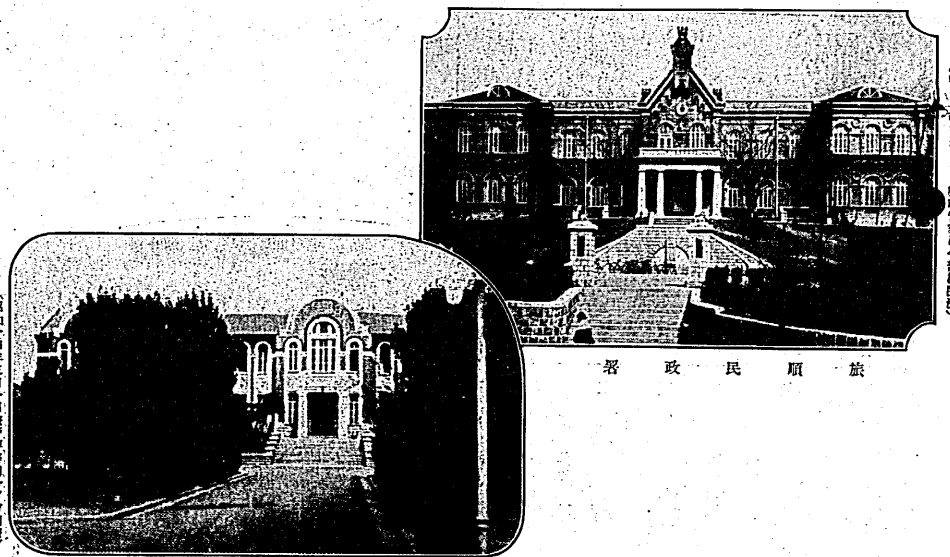
關東州の地方自治制度は市制會制の二種である。市制を大連旅順の兩市街地に會制を其の他に施行して管内を二市六十四會の行政区劃としてゐる。

市

市政は市の發展擴張と共に漸次發達し汚物掃除墓地火葬場公園市場學校職業紹介授産人事相談住宅質舖等の事業を經營してゐるが之を内地其の他の都市に比較すれば市の掌理事務の範圍狭少にして未だ不充分なる實情にある。近時當局は之等市政の實狀關東州都市の特殊性其の他諸般の事情に鑑み現行市制に所要の改正を加へ市事務を擴充し市政の一大強化と之が改善を圖るべく關係法令改正の準備を進めてゐる。

會

會の起源は清治時代に遡るが現行制度は略内地の町村制に倣ふも未だ決議機關を有するの域には達せず當局の指導監督下に漸次自治思想は向上してゐる。その施設事業も教育勸業警備土木衛生居場所地方改良市場等に及びその發達は實に順調



旅順市民政署

金州市民政署

である。各民政署別會數は旅順一〇金州一六普蘭店一八貔子窩二〇合計六四である。

市の歳入歳出 (昭和十三年度豫算)

歳入

科 目	大連市	旅順市	計
市税	11,100,000	1,600,000	12,700,000
其の他	1,000,000	1,000,000	2,000,000
計	12,100,000	2,600,000	14,700,000

歳出

科 目	大連市	旅順市	計
市役所	1,000,000	1,000,000	2,000,000
學校	1,000,000	1,000,000	2,000,000
衛生費	1,000,000	1,000,000	2,000,000
其の他	1,000,000	1,000,000	2,000,000
計	4,000,000	4,000,000	8,000,000

會の歳入歳出 (昭和十三年度豫算)

歳入

科 目	旅順市	金州	普蘭店	貔子窩	計
使用料及手数料	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
關東局補助金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
其の他	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
計	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	12,000,000



大連市役所・大連市税務署

に寄與する所甚大である。

五 地方自治行政

關東州の地方自治制度は市制會制の二種である。市制を大連、旅順の兩市街地に會制を其の他に施行して管内を二市六十四會の行政區劃としてゐる。

市

市政は市の發展擴張と共に漸次發達し汚物掃除、墓地火葬場公園市場學校職業紹介授産人事相談住宅質鋪等の事業を經營してゐるが之を内地其の他の都市に比較すれば市の掌理事務の範圍狭少にして未だ不十分なる實情にある。近時當局は之等市政の實狀關東州都市の特殊性其の他諸般の事情に鑑み現行市制に所要の改正を加へ市事務を擴充し、市政の一大強化と之が改善を圖るべく關係法令改正の準備を進めてゐる。

會

會の起源は清治時代に遡るが現行制度は略内地の町村制に倣ふも未だ決議機關を有するの域には達せず當局の指導監督下に漸次自治思想は向上してゐる。その施設事業も教育勸業警備土木衛生市場牧畜地方改良市場等に及びその發達は實に順調

であ。各民政署別會數は、旅順一〇、金州一六、普蘭店一八、鏡子窩二〇合計六四である。

市の歳入歳出（昭和十三年度豫算）

歳入

科 目	大連市	旅順市	計
市 税	1,111,000	1,111,000	2,222,000
其の他	1,111,000	1,111,000	2,222,000
計	2,222,000	2,222,000	4,444,000

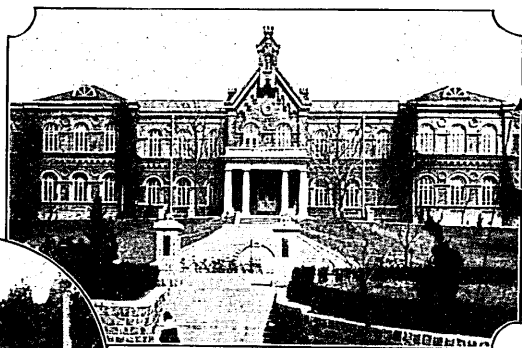
歳出

科 目	大連市	旅順市	計
市 役 所	1,111,000	1,111,000	2,222,000
學 校	1,111,000	1,111,000	2,222,000
衛 生	1,111,000	1,111,000	2,222,000
其の他	1,111,000	1,111,000	2,222,000
計	4,444,000	4,444,000	8,888,000

會の歳入歳出（昭和十三年度豫算）

歳入

科 目	旅順市	金州	普蘭店	鏡子窩	計
使用料及手数料	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	4,444,000
關東局補助金	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	4,444,000
其の他	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	4,444,000
計	3,333,000	3,333,000	3,333,000	3,333,000	13,333,000



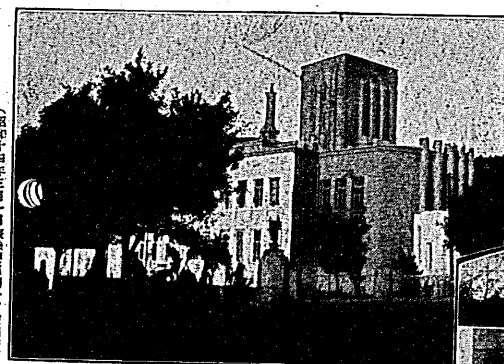
旅順市民署



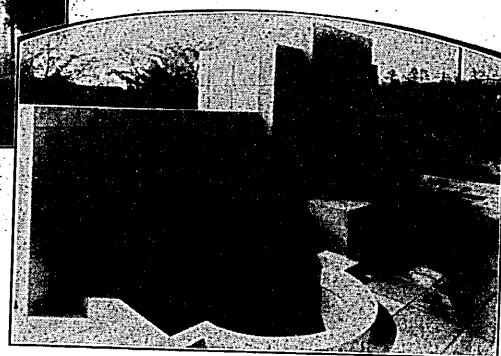
金州市民署

（昭和十四年三月一日旅順警察司令第百四號）

（昭和十四年三月一日旅順警察司令第百四號）



旅順市役所



施政三十二年記念碑

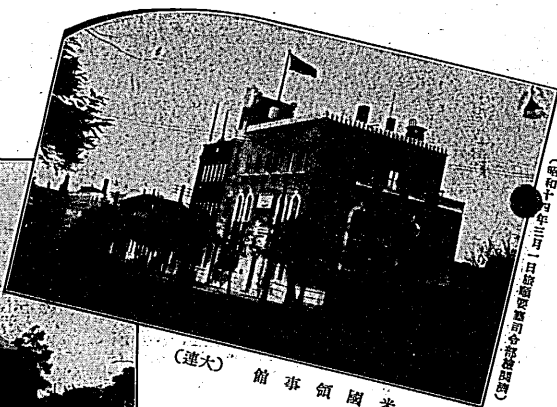
歳出

科	目	旅順	金州	普蘭店	鏡子高	計
合	事務所費	三三三	二七〇	二〇〇	一〇〇	九〇三
普	通學費	二八二	二六四	二六六	一〇〇	一〇一二
普	通費	九〇	二六三	二六六	一〇〇	一〇一三
共	計	三三三	二六四	二六六	一〇〇	一〇一三

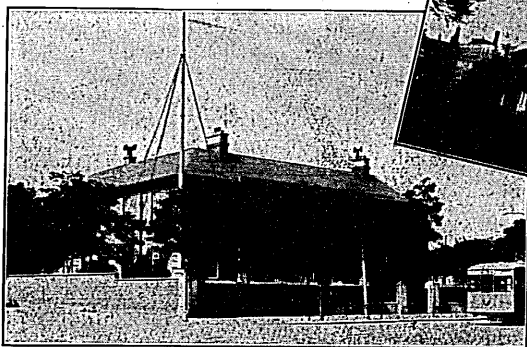
六 外 事

帝國は明治二十七八年戦役の結果清國より遼東半島の割譲を受けたが露獨佛の所謂三國干渉に依り之を還付した。其の後明治三十七八年日露戦争後日露講和條約並追加約款及び滿洲善後條約並附屬協約に依り關東州の租借權及び南滿洲鐵道の經營權を取得し次いで大正四年五月南滿洲及び東部内蒙に關する日支新條約並關係公文に依り租借權及び鐵道經營期限の延長等を協定したが昭和七年三月滿洲國の獨立宣言があり同年九月十五日帝國政府は之を承認して日滿議定書に調印した。

次いで昭和十年六月十日には滿洲國の健全なる發達を促進し且日滿兩國間の緊密不可分關係を永遠に鞏固ならしむる爲日本が滿洲國に於て有する治外法權を漸進的に撤廢し且附屬地行政權を調整乃至譲する爲新京に於て滿洲國に於ける日本臣



(連大) 館事領國米



(連大) 館事領國英

星の●住及滿洲國の課税等に關する日本國滿洲國間條約並に同附屬協定に調印した。更に同十二年十一月五日には前記條約の實施成績並に滿洲國の法令及諸制度の整備の狀況に従つて治外法權を完全に撤廢し且附屬地行政權を全般的に移讓する爲新京に於て滿洲國に於ける治外法權の撤廢及南滿洲鐵道附屬地行政權の移讓に關する日本國滿洲國間條約並に同附屬協定に調印し本條約は同年十二月一日より實施せられた。

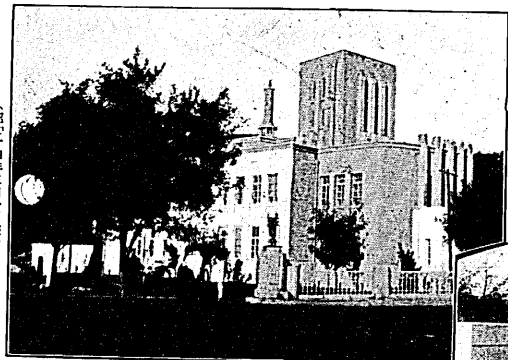
關東州は交通上最も主要の地位に在り内外人の往來頗繁なる爲滿洲國は大連税關を設置してゐる外昭和八年六月自國入國者の旅券査證辦事處を設立した等當地渉外事項は愈頻繁の傾向にある。

外國領事官の大連に駐在せるは英國米國獨逸國及びソヴィエト聯邦で佛蘭西國は領事事務官を伊太利國瑞典國エストニア國諸國和蘭國デニッシュ國スウェーデン國及び芬蘭國は名譽領事を駐在せしめてゐる。

前記諸條約及び議定書中の主要事項を摘記すれば次の通りである。

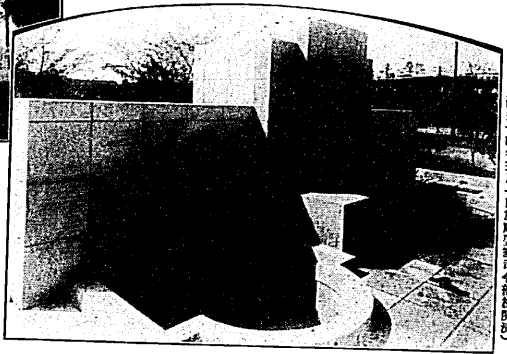
講和條約

(一)露國政府は清國の承諾を以て關東州の租借權並に之に關聯する一切の權利を日本國政府に譲渡し且



旅順市役所

(昭和十四年三月一日旅順警察司合符撮影)



昭和十三年記念碑

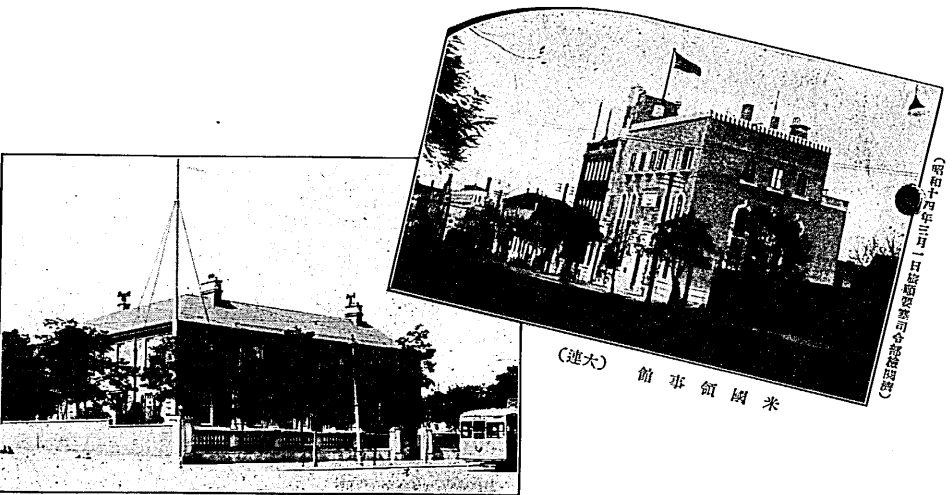
歳出

科	日	旅順金州	普蘭店	貔子窩	計
會務所費	三三〇〇	一七〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	七〇〇〇
普通學費	一四〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	四四〇〇
警備費	九〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	三九〇〇
其の他	三三〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	六三〇〇
計	三三〇〇	四七〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	一四〇〇〇

六外 事

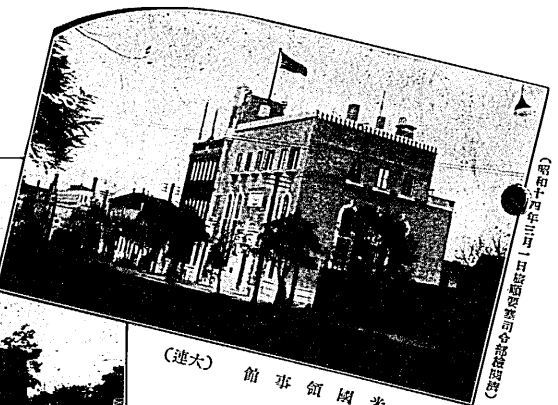
帝國は明治二十七八年戦役の結果清國より遼東半島の割譲を受けたが露獨佛の所謂三國干渉に依り之を還付した。其の後明治三十七八年日露戦争後日露講和條約並追加約款及び滿洲善後條約並附屬協約に依り關東州の租借權及び南滿洲鐵道の經營權を取得し次いで大正四年五月南滿洲及び東部内蒙に關する日支新條約並關係公文に依り租借權及び鐵道經營期限の延長等を協定したが昭和七年三月滿洲國の獨立宣言があり同年九月十五日帝國政府は之を承認して日滿議定書に調印した。

次いで昭和十年六月十日には滿洲國の健全なる發達を促進し且日滿兩國間の緊密不可分關係を永遠に鞏固ならしむる爲日本が滿洲國に於て有する治外法權を漸進的に撤廢し且附屬地行政權を調整乃至譲渡する爲新京に於て滿洲國に於ける日本臣



英領事館

(昭和十四年三月一日旅順警察司合符撮影)



米領事館

(昭和十四年三月一日旅順警察司合符撮影)

屋の●住及滿洲國の課税等に關する日本國滿洲國間條約並に同附屬協定に調印した。更に同十二年十一月五日には前記條約の實施成績並に滿洲國の法令及諸制度の整備の狀況に従つて治外法權を完全に撤廢し且附屬地行政權を全般的に移讓する爲新京に於て滿洲國に於ける治外法權の撤廢及南滿洲鐵道附屬地行政權の移讓に關する日本國滿洲國間條約並に同附屬協定に調印し本條約は同年十二月一日より實施せられた。

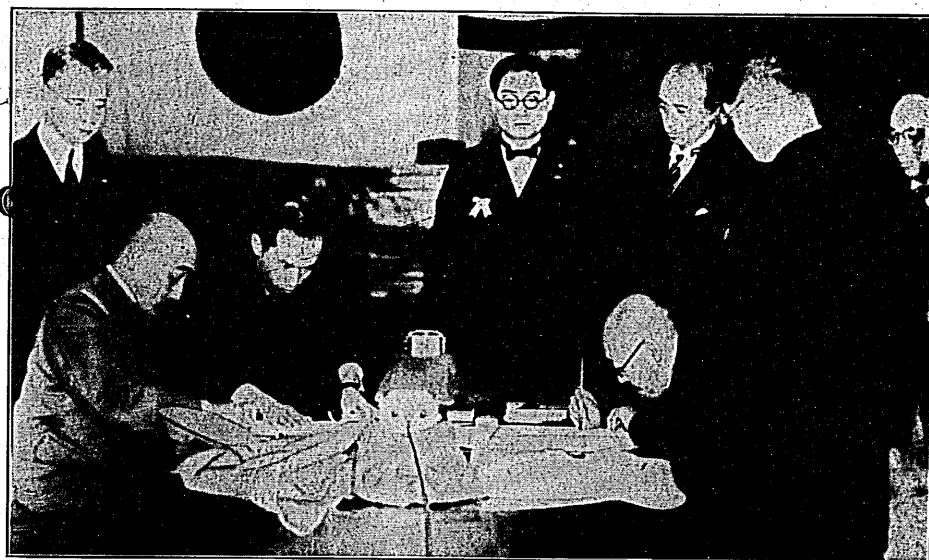
關東州は交通上最も主要の地位に在り内外人の往來頗繁なる爲滿洲國は大連税關を設置してゐる外昭和八年六月日國入國者の旅券査證辦事處を設立した等當地涉外事項は愈頻繁の傾向にある。

外國領事官の大連に駐在せるは英國米國獨逸國及びソヴィエト聯邦で佛蘭西國は領事事務官を伊太利國瑞典國エストニア國諸威國和蘭國チエツコスロヴァキア國及び芬蘭國は名譽領事を駐在せしめてゐる。

前記諸條約及び議定書中の主要事項を摘記すれば次の通りである。

講和條約

一露國政府は清國の承諾を以て關東州の租借權並に之に關聯する一切の權利を日本國政府に譲渡し且



式印調廢治

つ該租借地に於ける一切の公共營造物及び財産を日本國政府に譲渡すること(第五條)

二、露國政府は清國政府の承諾を以て長春以南の鐵道支線の附屬財産並諸權利該鐵道に屬し又は其の利益の爲に經營せらるゝ炭坑を日本國政府に譲渡すること(第六條)

三、日露兩國共に鐵道守備兵を置くの權利を保留するが、一キロメートル十五名以内に制限すること(追加條款第一條第二項)

四、滿洲に於ける鐵道の經營を全く商工業の目的に限り、軍略の目的を有せしめざること(第七條)

滿洲善後條約及附屬協約

一、東三省の要市十六箇所を外國人の居住及び貿易の爲に開放すること(第一條)

二、安東鐵道經營及び改築の件(第六條)

三、南滿洲鐵道と清國鐵道との接續業務の爲別約を設くべきこと(第七條)

四、滿洲鐵道用材料免稅の件(第八條)

五、營口奉天、安東縣に日本人居留地を劃定する爲別に協議を遂ぐべきこと(第九條)

六、鴨綠江採木公司設立及び經營の件(第十條)

七、滿洲國境貿易に關し相互に最惠待遇を與ふべきこと(第十一條)

大正四年日支交渉(南滿洲及東部内蒙古條約)

一、旅順大連の租借期限並南滿洲鐵道及び安奉鐵道に於ける期限を何れも九十九箇年に延長す(第一條)

滿洲國ニ於ケル日本國民ノ居住及滿洲國ノ課稅等ニ關スル日本國滿洲國間條約

一、日本國國民は滿洲國の領域内に於て自由に居住往來し、農業、商工業其他公私各種の業務及職務に従事することを得且土地に關する一切の權利を享有する、而して右一切の權利の享有及利益の享受に關し滿洲國國民に比し不利なる待遇を受けざること(第一條)

二、日本國國民は滿洲國の領域内に於て本條約及附屬協定の定むる所に從ひ同國の課稅產業等に關する行政法令に服すること(第二條)

三、附屬地には前項の滿洲國法令が本條約又は附屬協定の定むる所に從ひ屬地的に施行せらるゝこと(同條)

四、前二項の適用に關し日本國國民は如何なる場合に於ても滿洲國國民に比し不利なる待遇を受けざること(同條)

滿洲國ニ於ケル治外法權ノ撤廢及南滿洲鐵道附屬地行政權移讓ニ關スル日本國滿洲國間條約並附屬協定

一、日本國政府は現に日本國が滿洲國に於て有する治外法權を撤廢すること(第一條附屬協定(第一條))

二、日本國國民は南滿洲に於て各種商工業上の建物を建設する爲又は農業を經營する爲必要とする土地を承租することを得(第二條)

三、日本國國民は南滿洲に於て自由に居住往來し各種の商工業其他の業務に従事することを得(第三條)

四、日本國國民が東部内蒙古に於て支那國民と合併に依り農業及び附屬工業の經營を爲さんとするときは支那政府は之を承認すること

五、支那政府は成るべく速に外國人の居住貿易の爲自ら進んで東部内蒙古に於ける適當の諸都市を開放すること

六、南滿洲に於ける鐵道の試験又は採掘允可に關する件(附屬公文)

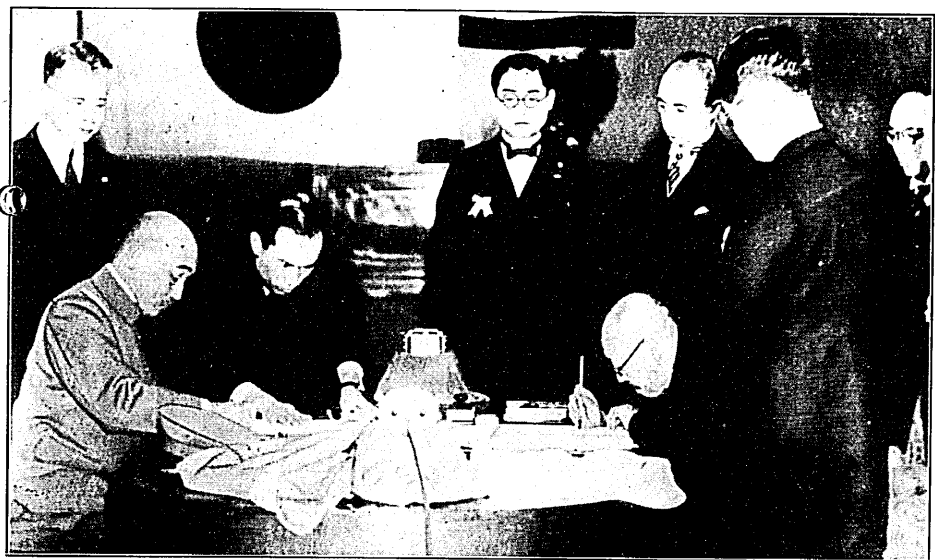
七、滿洲に於ける鐵道に關する件(同上)

八、南滿洲に於ける政治財政軍事等顧問僱聘の件(同上)

日滿議定書

一、滿洲國は將來日滿兩國間に別段の約定を締結せざる限り滿洲國領域内に於て日本國又は日本國國民が從來の日支間の條約協定其他の取極及び公私の契約に依り有する一切の權利利益を承認尊重すること

二、日本國及び滿洲國は締約國の一方の領土及び治安に對する一切の脅威は同時に締約國の他方の安寧及び存立に脅威たるの事實を確證し、兩國共同して國家の防衛に當るべきこと、その爲所要の日本國軍は滿洲國內に駐屯すること



式 印 調 廢 治

つ該租借地に於ける一切の公共營造物及び財産を日本國政府に譲渡すること(第五條)
二、滿國政府は清國政府の承諾を以て、長春以南の鐵道支線の附屬財産並諸權利該鐵道に屬し又は其の利益の爲に經營せらるゝ炭坑を日本國政府に譲渡すること(第六條)
三、滿洲國共に鐵道守備兵を置くの權利を保留するが、一キロメートル十五名以内に制限すること(追加的條第一條第二項)
四、滿洲に於ける鐵道の經營を全く商工業の目的に限り、軍略の目的を有せしめざること(第七條)

滿洲善後條約及附屬協約

一、東三省の要市十六箇所を外國人の居住及び貿易の爲に開放すること(第一條)
二、安東鐵道經營及び改築の件(第六條)
三、南滿洲鐵道と清國鐵道との接續業務の爲別約を設くべきこと(第七條)
四、滿洲鐵道用材料免稅の件(第八條)
五、營口、奉天、安東縣に日本人居留地を測定する爲別に協議を遂ぐべきこと(第九條)
六、鴨綠江採木公司設立及び經營の件(第十條)
七、滿洲國境貿易に關し相互に最惠待遇を與ふべきこと(第十一條)
大正四年日支交渉(南滿洲及東部内蒙古條約)
一、旅順大連の租借期限並南滿洲鐵道及び安東鐵道に於ける期限を何れも九十九年に延長す(第一條)

滿洲國ニ於ケル日本國臣民ノ居住及滿洲國ノ課稅等ニ關スル日本國滿洲國間條約

一、日本國臣民は滿洲國の領域内に於て自由に居住來し、農業、商工業其他公私各種の業務及職務に従事することを得且土地に關する一切の權利を享有する、而して右一切の權利の享有及利益の享受に關し滿洲國臣民に比し不利益なる待遇を受けざること(第一條)
二、日本國臣民は滿洲國の領域内に於て本條約及附屬協定の定むる所に從ひ同國の課稅產業等に關する行政法令に服すること(第二條)
三、附屬地には前項の滿洲國法令が本條約又は附屬協定の定むる所に從ひ協地的に施行せらるゝこと(同條)
四、前二項の適用に關し日本國臣民は如何なる場合に於ても滿洲國臣民に比し不利益なる待遇を受けざること(同條)

滿洲國ニ於ケル治外法權ノ撤廢及南滿洲鐵道附屬地行政權移讓ニ關スル日本國滿洲國間條約並附屬協定

一、日本國政府は現に日本國が滿洲國に於て有する治外法權を撤廢すること(第一條附屬協定中第一條)

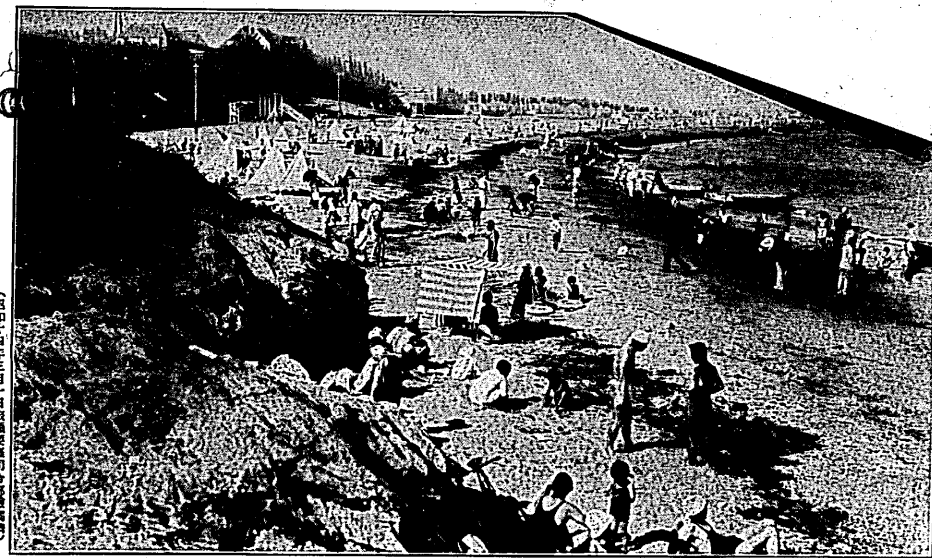
二、日本國臣民は南滿洲に於て各種商工業上の建物を建設する爲又は農業を經營する爲必要とする土地を承租することを得(第二條)
三、日本國臣民は南滿洲に於て自由に居住、往來し各種の商工業其他の業務に従事することを得(第三條)
四、日本國臣民が東部内蒙古に於て支那國民と合辦に依り、農業及び附屬工業の經營を爲さんとするときは支那政府は之を承認すること
五、支那國政府は成るべく速に外國人の居住、貿易の爲自ら進んで東部内蒙古に於ける適當の諸都市を開放すること
六、南滿洲に於ける鐵山の試掘又は探掘充可に關する件(附屬公文)
七、滿洲に於ける鐵道に關する件(同條)
八、南滿洲に於ける政治、財政、軍事等顧問僱聘の件(同條)

日 滿 議 定 書

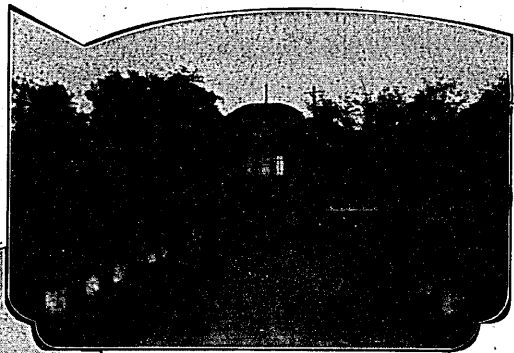
一、滿洲國は將來日滿兩國間に別段の約定を締結せざる限り、滿洲國領域内に於て日本國又は日本國臣民が從來の日支間の條約協定其他の取極及び公私の契約に依り有する一切の權利利益を承認尊重すること
二、日本國及び滿洲國は締約國の一方の領土及び治安に對する一切の脅威は同時に締約國の他方の安寧及び存立に脅威たるの事實を確認し、兩國共同して國家の防衛に當るべきこと、その爲所要の日本國軍は滿洲國內に駐屯すること

- (イ) 滿洲國に於て日本國臣民の爲に有する領事裁判制度は條約實施と同時に終止し爾後日本國臣民は滿洲國の裁判管轄權に服すること附屬地法律一巻
- (ロ) 日本國臣民の身體及財産の保護(第二巻)
- 二、日本國政府は南滿洲鐵道附屬地行政權を滿洲國政府に移讓すること(第二巻附屬地法律(甲)第二三即ち)
- (ハ) 日本國政府は附屬地の課税警察通信其の他の行政を滿洲國に移讓すること附屬地法律九巻
- (ニ) 滿洲國政府は右移讓後附屬地の行政を行ふに付一般文化の向上産業の進展を害せざる様適當措置すること同第十巻
- 三、日本國臣民法人に付ても同様は滿洲國の領域内に於て同國の法令に服すること但し本規定の適用に關し日本國臣民は如何なる場合と於ても滿洲國人民に比し不利益なる待遇を受けざること第三巻附屬地法律(甲)第三巻
- 四、法人に關する件第三巻第四巻
- 五、滿洲國領域内に於ける神社日本國臣民の教育及び日本國臣民の兵事に關する行政は日本國政府に於て之を行ふこと附屬地法律(甲)第四巻
- 六、滿洲國に於ける通信業務及其の附帶行務に關する件附屬地法律(乙)

(連大) 滿ヶ星

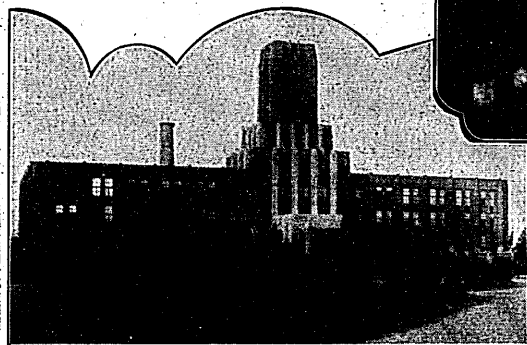


(昭和十四年三月一日陸軍省司令部附屬地)



(昭和十四年三月一日陸軍省司令部附屬地)

(順旅) 院法等高



(昭和十四年三月一日陸軍省司令部附屬地)

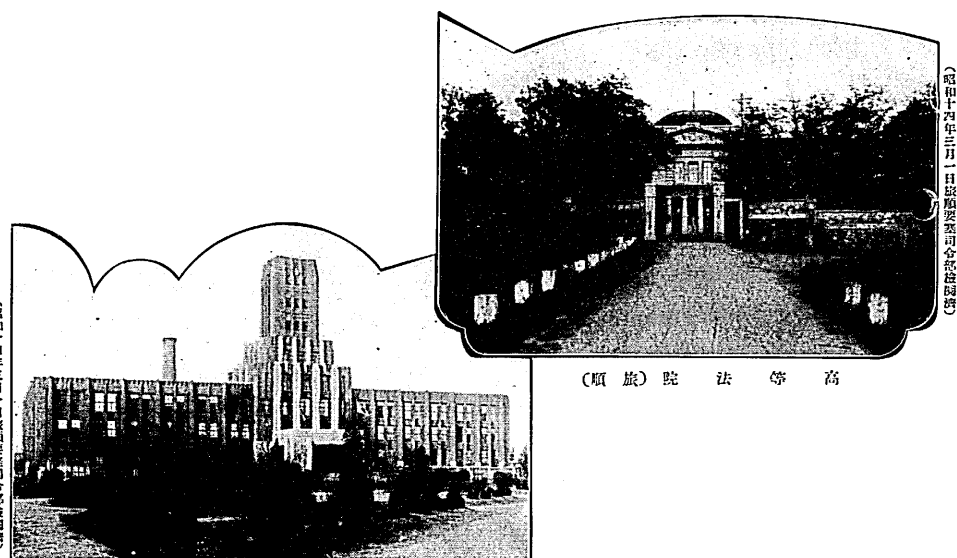
(連大) 院法方地東關

七 司法

關東州に於ける司法制度は三審制である。地方法院を大連に高等法院を旅順に置いてゐるが高等法院は覆審部と上告部とに分れてゐる。地方法院は第一審として内地の區裁判所及び地方裁判所の事物管轄に屬する事件に付裁判を爲し高等法院覆審部は地方法院の爲した裁判に對する控訴上告部の權限に屬するものを除く外地方法院の爲した裁判に對する抗告に付裁判を爲し高等法院上告部は地方法院高等法院覆審部の裁判に對する上告上告棄却の決定に對する抗告に付裁判を爲し且裁判所構成法に定められた大審院の特別權限に屬する職務を行つてゐる。

檢察事務は各法院に並置の檢察局で掌理し各檢察官長の指揮監督に屬してゐるが又地方法院の檢察官は高等法院檢察官長の指揮監督する所である。法院及び檢察局は滿洲國駐節特命全權大使に直屬し大使は職員的身分並職務に關しては裁判の内容に關するものを除き内地に於ける司法大臣と同等の權限を有してゐる。

民事、刑事事件數



(順旅)院法等高

(連大)院法方地東關

關東州に於ける司法制度は三審制である。地方法院を大連に高等法院を旅順に置いてゐるが、高等法院は覆審部と上告部とに分れてゐる。地方法院は第一審として内地の區裁判所及び地方裁判所の事物管轄に属する事件に付裁判を爲し、高等法院覆審部は地方法院の爲した裁判に對する控訴上告部の権限に属するものを除く外、地方法院の爲した裁判に對する抗告に付裁判を爲し、高等法院上告部は地方法院、高等法院覆審部の裁判に對する上告、上告棄却の決定に對する抗告に付裁判を爲し、且裁判所構成法に定められた大審院の特別権限に属する職務を行つてゐる。

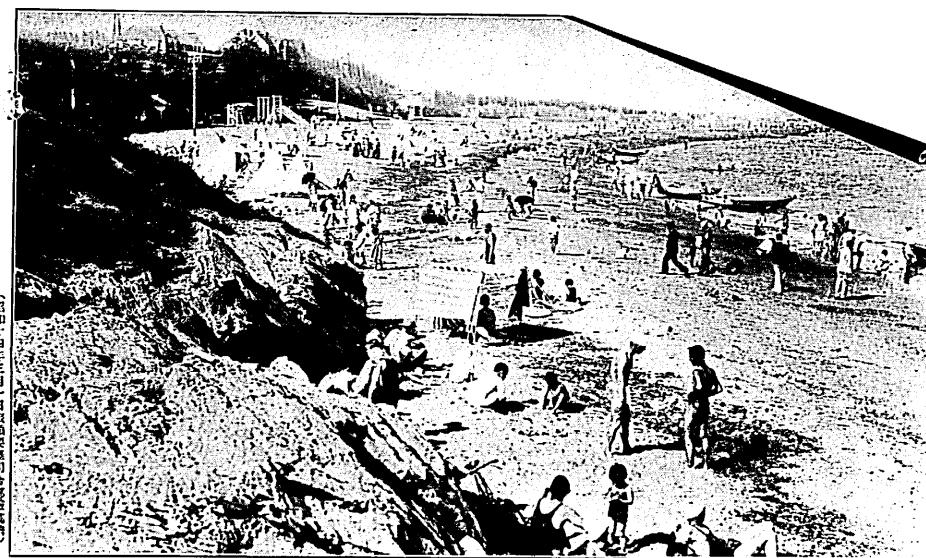
檢察事務は各法院に設置の檢察局で掌理し、各檢察官長の指揮監督に属してゐるが、又地方法院の檢察官は高等法院檢察官長の指揮監督する所である。法院及び檢察局は滿洲國駐劄特命全權大使に直屬し、大使は職員的身分並職務に關しては裁判の内容に關するものを除き内地に於ける司法大臣と同等の権限を有してゐる。

民事、刑事事件數

七 司法

- (イ) 滿洲國に於て日本國臣民の爲に有する領事裁判制度は條約實施と同時に終止し、爾後日本國臣民は滿洲國の裁判管轄權に服すること(附屬協定第一條)
- (ロ) 日本國臣民の身體及財産の保障(同第二條)
- 二、日本國政府は南滿洲鐵道附屬地行政權を滿洲國政府に移讓すること(第二條附屬協定(甲)第二節即ち)
- (イ) 日本國政府は附屬地の課稅、警察、通信、其他の行政を滿洲國に移讓すること(附屬協定第九條)
- (ロ) 滿洲國政府は右移讓後附屬地の行政を行ふに付一般文化の向上、産業の進展を害せざる様適當措置すること(同第十條)
- 三、日本國臣民法人に付ても同様は滿洲國の領域内に於て同國の法令に服すること(但し本規定の適用に關し日本國臣民は如何なる場合こ於ても滿洲國人民に比し不利なる待遇を受けざること(第三條附屬協定(甲)第三節)
- 四、法人に關する件(第三條第四條)
- 五、滿洲國領域内に於ける神社、日本國臣民の教育及び日本國臣民の兵事に關する行政は日本國政府に於て之を行ふこと(附屬協定(甲)第四節)
- 六、滿洲國に於ける通信業務及其の附帶行務に關する件(附屬協定(乙))

(連大)浦ヶ星



(昭和十四年三月一日滿洲國駐劄特命全權大使館)



刑務所作業状況

年次	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年
受刑者	1,000	1,000	1,000	1,000
被刑者	1,000	1,000	1,000	1,000
入所者	1,000	1,000	1,000	1,000
出所者	1,000	1,000	1,000	1,000
計	1,000	1,000	1,000	1,000

旅順刑務所及び大連刑務所がある。旅順刑務所は高等法院に控訴若しくは上告中の男子刑事被告人と男子受刑者を收容し、支所は専ら地方法院の裁判に繋属中の者又は検事の取調中に属する刑事被告人被疑者(以上男女)支所の經理に必要な短期男子受刑者高等法院に控訴若しくは上告中の女子刑事被告人並に女子受刑者を收容してゐる。

監獄法規は内地法を準用し收容者は日支人の區別なく専ら作業に精勵せしめ且つ教誨師をして集合又は個人教誨の方法に依り當時心性の陶冶を計り労働感化と衷心よりの改過遷善に努めてゐる。

在監一日平均人員表

年次	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年
第一審	1,000	1,000	1,000	1,000
第二審	1,000	1,000	1,000	1,000
第三審	1,000	1,000	1,000	1,000
民事	1,000	1,000	1,000	1,000
刑事	1,000	1,000	1,000	1,000
計	1,000	1,000	1,000	1,000

検察及び犯罪即決受理件数

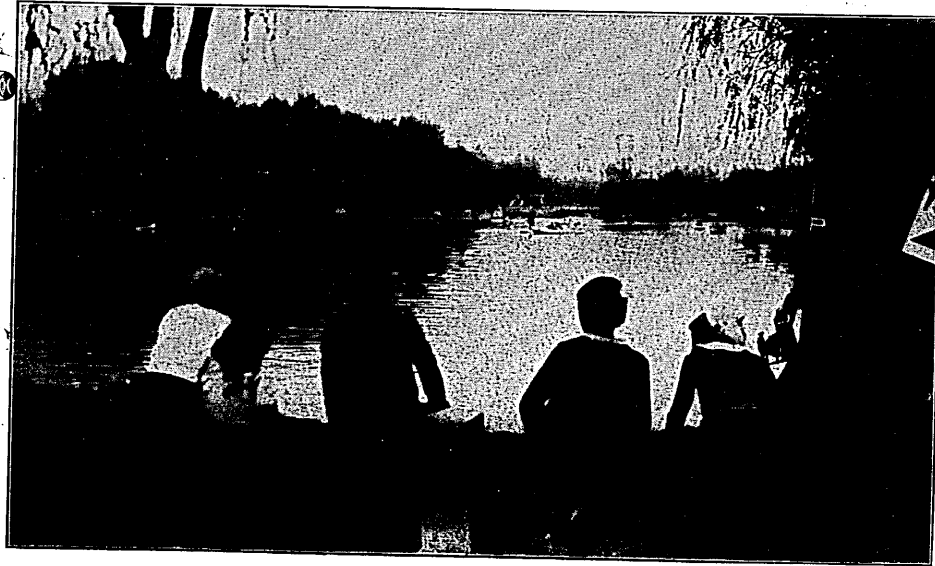
年次	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年
検察件数	1,000	1,000	1,000	1,000
即決件数	1,000	1,000	1,000	1,000

登記及び公證

關東州に於ける登記及び公證に關する事務は大連市を除く外旅順金州普蘭店及び鏡子窩の各地方法院出張所に於て取扱ひ、大連市に在りては登記事務は地方法院に於て公證事務は公證人に於て取扱つてゐる。最近四箇年の登記取扱件数は次の通りで年々増加の趨勢に在る。

年次	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年
土地建物	1,000	1,000	1,000	1,000
船舶商業	1,000	1,000	1,000	1,000
法人	1,000	1,000	1,000	1,000
計	1,000	1,000	1,000	1,000

（京新）國公玉兒





刑務所作業状況

年次	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年
受刑者	1,245	1,245	1,245	1,245
被刑者	1,245	1,245	1,245	1,245
留所者	1,245	1,245	1,245	1,245
計	1,245	1,245	1,245	1,245

旅順刑務所及び大連刑務支所がある。旅順刑務所は高等法院に控訴若しくは上告中の男子刑事被告人と男子受刑者を收容し、支所は専ら地方法院の裁判に繋属中の者又は検事の取調中に居る刑事被告人被疑者以上男女、支所の經理に必要な短期男子受刑者高等法院に控訴若しくは上告中の女子刑事被告人並に女子受刑者を收容してゐる。

監獄法規は内地法を準用し、收容者は日支人の區別なく専ら作業に精勵せしめ、且つ教誨師をして集合又は個人教誨の方法に依り、當時心性の陶冶を計り、労働感化と衷心よりの改過遷善に努めてゐる。

在監人一日平均人員表

司獄

年次	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年
土地建物船舶商業法人	1,245	1,245	1,245	1,245
計	1,245	1,245	1,245	1,245

關東州に於ける登記及び公證に關する事務は大連市を除く外旅順、金州、普蘭店及び鏡子嶺の各地方法院出張所に於て取扱ひ、大連市に在りては登記事務は地方法院に於て公證事務は公證人に於て取扱つてゐる。最近四年の登記取扱件数は次の通りで年々増加の趨勢に在る。

登記及び公證

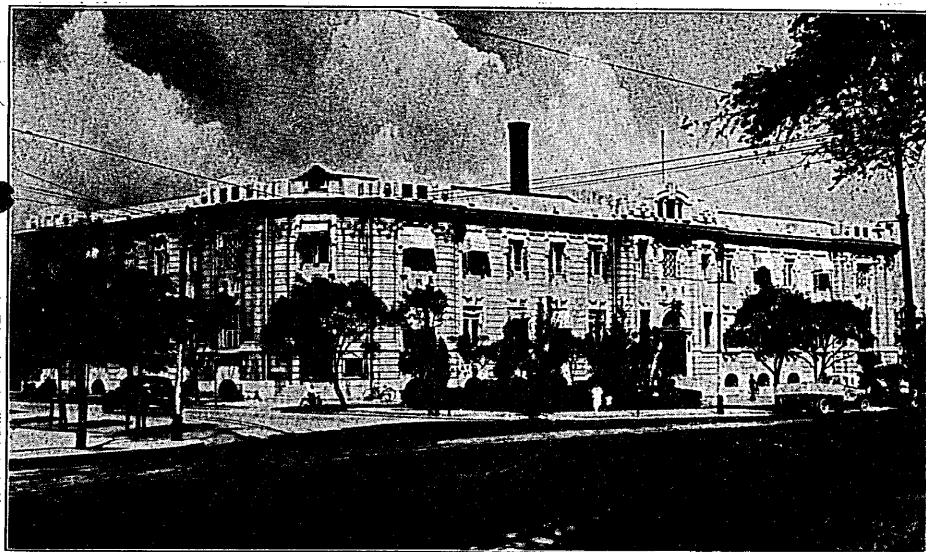
年次	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年
檢察件数	1,245	1,245	1,245	1,245
即決件数	1,245	1,245	1,245	1,245

檢察及び犯罪即決受理件数

年次	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年
第一審	1,245	1,245	1,245	1,245
第二審	1,245	1,245	1,245	1,245
第三審	1,245	1,245	1,245	1,245
計	1,245	1,245	1,245	1,245

兒玉公園新景





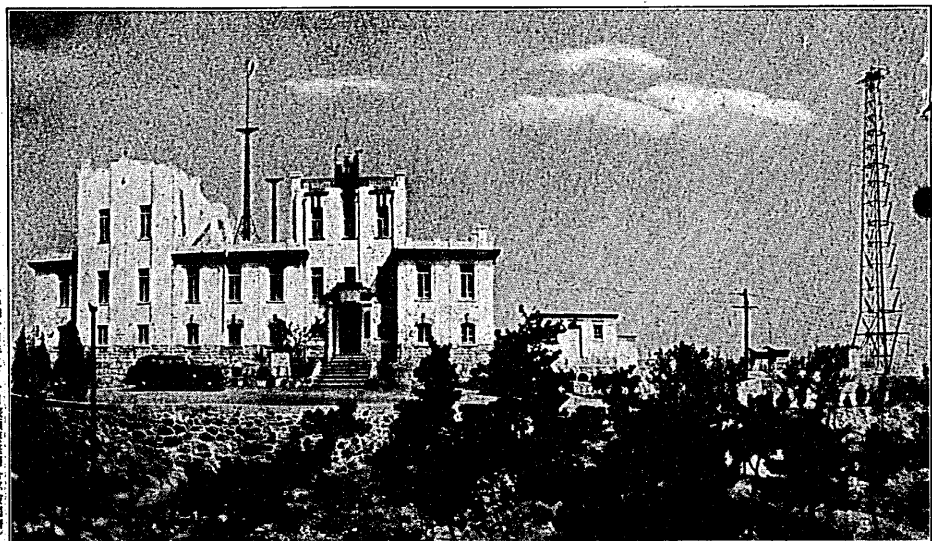
局 信 遞 東 朝

八 遞 信

遞 信

關東遞信官署は遞信局貯金管理所郵便局郵便所航空無線通信局及び飛行場に分れてゐるが遞信局は大連に在り郵便郵便爲替及び郵便貯金に關する事項航空に關する事項電信電話電氣事業瓦斯事業及び滿洲電信電話株式會社の現業たる業務の監督に關する事項を掌理し貯金管理所は大連に在り郵便爲替及び郵便貯金の検査に關する事務を郵便局郵便所は郵便郵便爲替郵便貯金の現業事務を航空無線通信局は大連飛行場内に在りて航空に關する無線通信の事務を又飛行場は大連市周水屯に在りて航空機の發着に關する事務を掌理してゐる。

郵便機關は日露戰後野戰郵便より繼承したもので現在三十九貯金管理所一郵便局一七同出張所三郵便所一あり關東州内の會屯島嶼の各地に所在し又電信電話局所は明治三十九年關東都府府繼承當時四十四の僅少なりしもその後昭和八年九月滿洲電信電話株式會社の經營に移管された今や電信局六百九十三電話局三百四十六に増加し管内各地は素より全滿各局所及び内地の各地に連絡し文字通り郵便電信電話の通信網を形成してゐる。

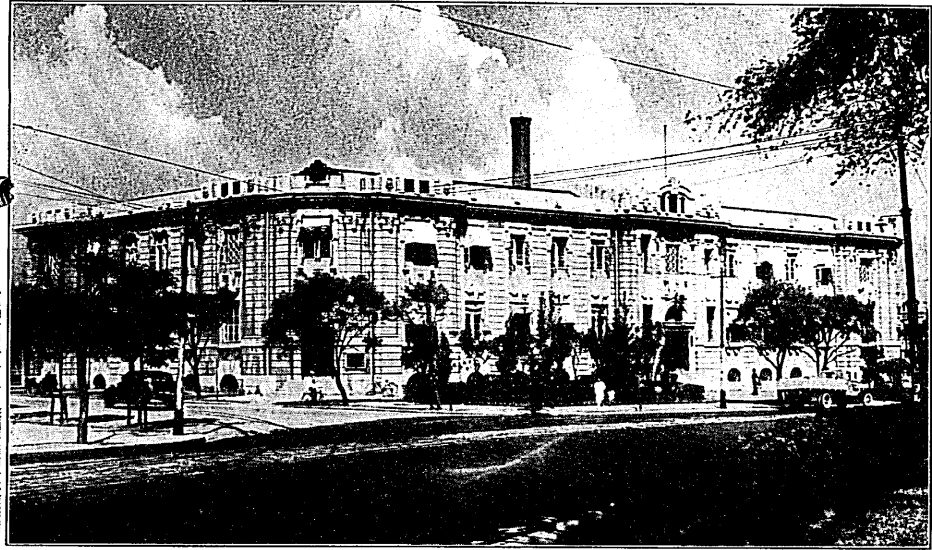


臺 象 氣 東 朝

文の向上と人口の増加に依り通信能率が向上したことは勿論であるが滿洲經濟界進展の影響に依り郵便貯金亦著しく増加し昭和十二年度末現在預入人員六十四萬七千餘人貯金現在高五千六百七十九萬餘圓の多額である。又郵便振替貯金及び郵便爲替は之等の諸條件の外郵便機關の普及に伴ひ加入口座数は素より其の取扱口數額に増加し殊に昭和十年には日滿郵便條約の締結せらるゝ等ありて一般民衆の利便に寄與する處甚大である。

ラジオは逐年機器の進歩發達に伴ひ機器の精微價格の低廉放送種目の充實機械裝置の改善及び放送技術の熟練就中内地の中繼放送新京の百キロ放送等の開始は益衆望に副ひ聴取者は益増加して現在十萬三千餘名の多數を算し尙益々増加の傾向にある。

郵便	便 (昭和十二年度) (附屬地の分を含む)
通 常 郵 便	小包 郵便
受 入	一四七、八五三、二一五
配 送	一五四、七五八、〇三四
電 信	一四二、〇九三、六
電 報	(昭和八年滿洲電信電話株式會社に移管)
著 信	八、四五九、六六七
發 信	八、二〇四、五九八
電 話	
加 入 者 數	七三、九三九
通 話 度 數 (市外)	七、〇六四、八二二



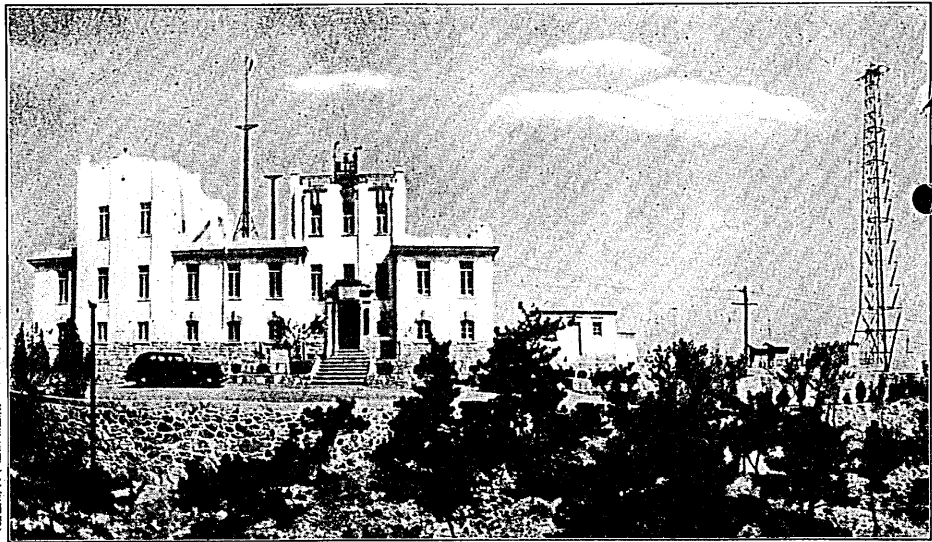
明 東 運 信 局

(昭和十四年三月一日臨時郵便局令第百四十四號)

八 遞 信

遞 信

關東運信官署は逓信局貯金管理所郵便局郵便所航空無線通信局及び飛行場に別れてゐるが逓信局は大連に在り郵便貯金及び郵便貯金に關する事項航空に關する事項電信電話電氣事業瓦斯事業及び滿洲電信電話株式會社の現業たる業務の監督に關する事項を掌理し貯金管理所は大連に在り郵便貯金及び郵便貯金の検査に關する事務を郵便局郵便所は郵便貯金貯金の現業事務を航空無線通信局は大連飛行場内に在りて航空に關する無線通信の事務を又飛行場は大連市周水屯に在りて航空機の發着に關する事務を掌理してゐる。郵便機關は日露戰役後郵便より繼承したもの、現在三十九(貯金管理所一郵便局一七同出張所三郵便所一)あり關東州内の會屯島嶼の各地に所在し、又電信電話局所は明治三十九年關東都府府繼承當時四十四の僅少なりしもその後昭和八年九月滿洲電信電話株式會社の經營に移管された今や電信局六百九十三電話局三百四十六に増加し管内各地は素より全滿各局所及び内地の各地に連絡し文字通り郵便電信電話の通信網を形成してゐる。

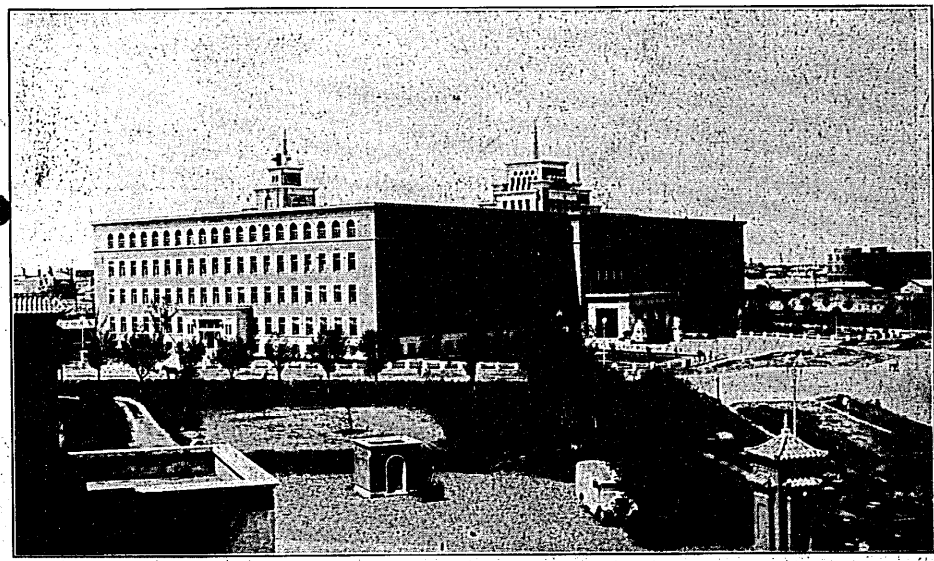


關 東 氣 象 臺

(昭和十四年三月一日臨時郵便局令第百四十四號)

文の向上と人口の増加に依り通信能率が向上したことは勿論であるが滿洲經濟界進展の影響に依り郵便貯金亦著しく増加し昭和十二年度末現在預入人員六十四萬七千餘人貯金現在高五千六百七十九萬餘圓の多額である。又郵便振替貯金及び郵便貯金は之等の諸條件の外郵便機關の普及に伴ひ加入口座数は素より其の取扱口數頗る増加し殊に昭和十年には日滿郵便條約の締結せらるゝ等ありて一般民衆の利便に寄與する處甚大である。ラジオは逐年機器の進歩發達に伴ひ機器の精微價格の低廉放送種目の充實機件裝置の改善及び放送技術の熟練就中内地の中繼放送東京の百キロ放送等の開始は益々衆望に副ひ聴取者は急増加して現在十萬三千餘名の多數を算し尙益々増加の傾向にある。

郵便 (昭和十二年度) (附屬地の分を含む)	
逓 信 局	小 包 郵便
受 入	一四七、八五三、二一五
送 出	一四七、八五三、二一五
配 送	一四七、八五三、二一五
電 信	(昭和八年滿洲電信電話株式會社に移管)
電 報	八四、五九六、六七
電 話	八、二〇四、五九八
加入者數	七、三九三、九
通話度數 (市外)	七、〇六四、八二二



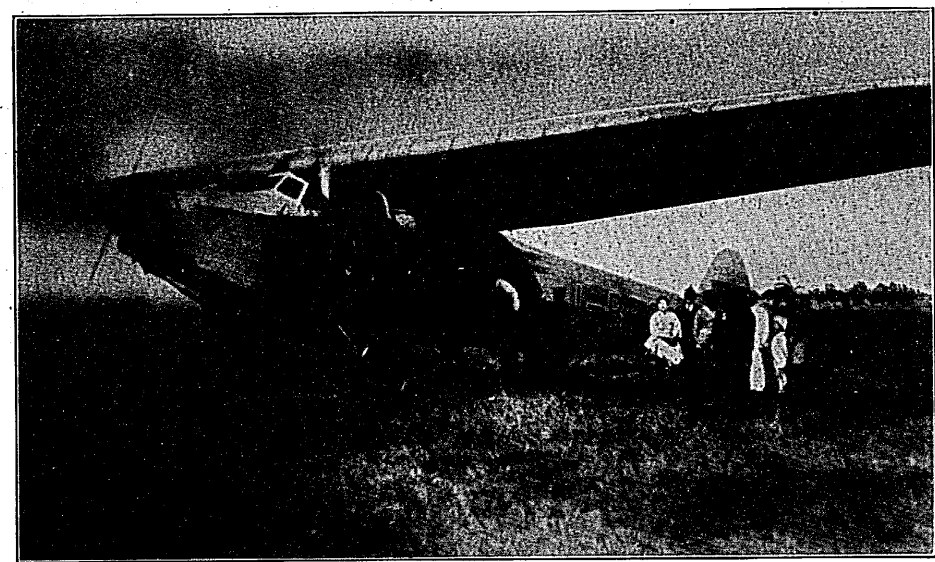
(京新) 社合式株話電信電洲滿

郵便貯金	六四七、七二八
預入人員	五、六九二、〇七四
貯金現在	
簡易生命保険	九六、三六五件
契約件数	八〇、五五六件
保 險 料	一七、八一、九〇〇七圓
保 險 金	
郵便年金	三、四二一件
契約申込受理件数累計	四六七、〇八八圓
同年金額(年額)	

航 空

管内の航空は大正十五年九月日本航空株式會社が大坂―大連間の航路を開始して飛行したのが最初であるが昭和四年度より日本航空輸送株式會社(昭和三年十一月創立)が東京―大連間の定期航路を開始することとなり、同年四月東京―福岡間を毎週六往復、蔚山―大連間を毎週三往復の定期郵便輸送を開始した。越えて六月福岡―蔚山間の海上航路が連絡されて、蔚山―大連間は福岡―大連間に延長され、毎週三往復の運送を爲すと共に貨物運送の取扱を實施したが更に九月には旅客輸送をも開始したので茲に日鮮滿間の航空連絡の完成を見たのである。

昭和五年四月本線の定期航空發着日時を變更し



機 行 飛 場 行 飛 連 大

(昭和十四年三月一日滿洲鐵道會社新機開行)

て一週六往復に増便したが更に同年十月直通運行を實施した。又其の發着箇所は當初蔚山京城及び平壤であつたが昭和六年十二月より新義州を同十二年二月より大邱を追加した。

昭和八年十月郵便物の大連―東京間直通運行を、同九年四月旅客の大連―大坂間直通運行を各開始したが又東京―福岡間の寄航地に從來の大坂の外昭和九年十一月名古屋を加へて樞要都市との交通上の便利を圖つた。更に昭和十一年三月連日運行に改め且優秀機の就航に伴ひ昭和十三年九月蔚山飛行場を廢止した。同年十一月には大日本航空株式會社設立され日本航空輸送株式會社の業務を統合して十二月一日より營業を開始し、遂に航空運輸機關としての機能を發揮するに至つた。

滿洲航空株式會社は昭和七年十一月設立、同八年一月旅客貨物等一週七往復の輸送を開始し、關東軍の指導下に著々成績を擧げてゐる。大連―奉天線は軍用定期航空で奉天新京哈爾濱齊齊哈爾滿洲里を貫く幹線であるが奉天で新義州線と連絡し、又上記各地で多くの支線と連絡して、全滿各地に互る航空網を形成してゐる。

惠通航空股份有限公司は日支合辦の支那人で昭和十一年十一月創立、天津に本社を置き、同月十七日運送營業を開始したが昭和十三年二月本社を北



(昭和十四年三月一日) 満洲航空株式会社機

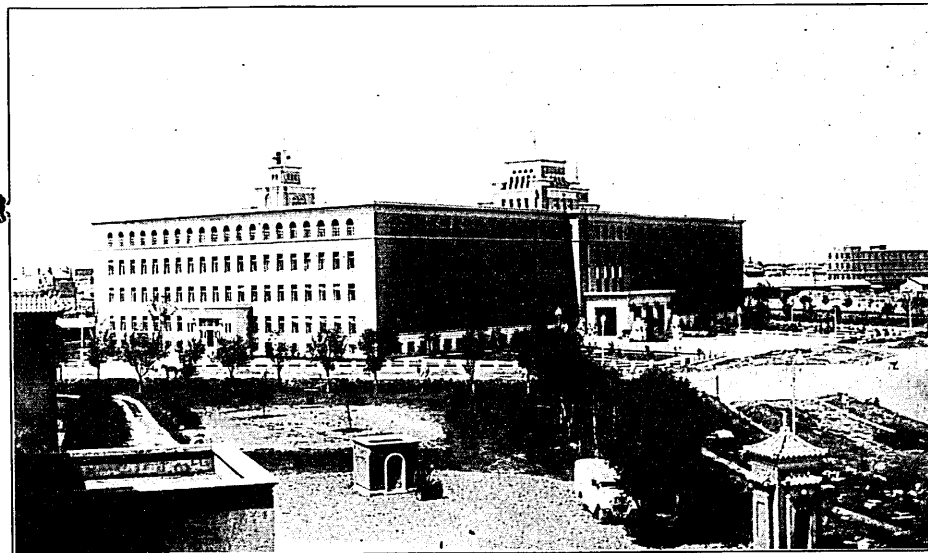
大連飛行場飛行機

て一週六往復に増便したが更に同年十月直通運行を實施した。又其の發着箇所は當初遼山京城及び平壤であつたが昭和六年十二月より新義州を同十二年二月より大邱を追加した。

昭和八年十月郵便物の大連―東京間直通運行を、同九年四月旅客の大連―大阪間直通運行を各開始したが又東京―福岡間の寄航地に従来の大阪の外、昭和九年十一月名古屋を加へて樞要都市との交通上の便利を圖つた。更に昭和十一年三月連日運行に改め且優秀機の就航に伴ひ昭和十三年九月遼山飛行場を廢止した。同年十一月には大日本航空株式會社設立され日本航空輸送株式會社の業務を統合して十二月一日より營業を開始し、遂々航空運輸機關としての機能を發揮するに至つた。

滿洲航空株式會社は昭和七年十一月設立、同八年一月旅客貨物等一週七往復の輸送を開始し關東軍の指導下に着々成績を擧げてゐる。大連―奉天線は軍用定期航空で奉天新賓哈爾濱齊齊哈爾滿洲里を貫く幹線であるが奉天で新義州線と連絡し又上記各地で多くの支線と連絡して全滿各地に互る航空網を形成してゐる。

惠通航空股份有限公司は日支合辦の支那人で昭和十一年十一月創立、天津に本社を置き同月十七日運送營業を開始したが昭和十三年二月本社を北



(京新) 社會式株話電信電洲滿

郵便貯金	六四七、七二八
預入人員	五、七九二、〇七四
貯金現在	五、七九二、〇七四
簡易生命保險	九、六三六、五五
契約件数	八〇、五五六
保險料	一七、八一、九〇七
保險金	三、四二一
郵便年金	四、六七〇、八八
契約申込受理件数累計	三、四二一
同年金額(年額)	四、六七〇、八八

航空

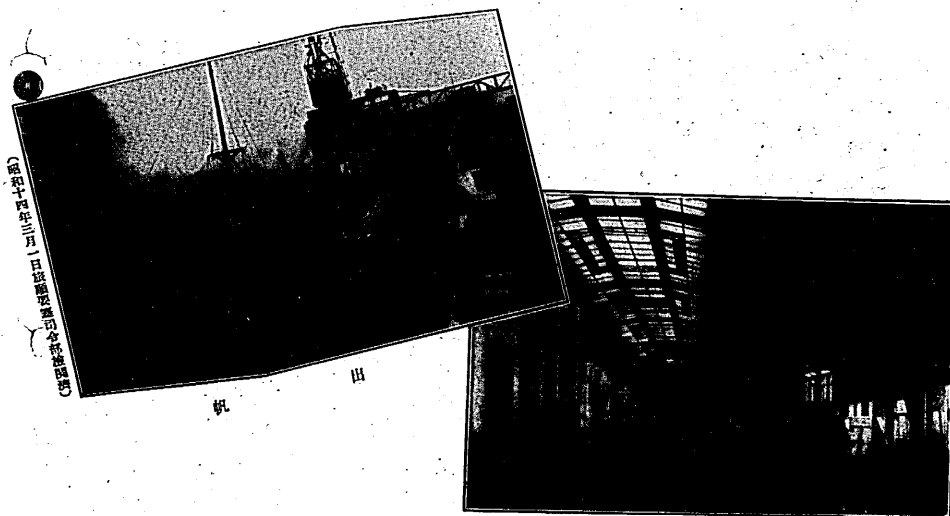
管内の航空は大正十五年九月日本航空株式會社が大連―大連間の航路を開始して飛行したのが最初であるが昭和四年度より日本航空輸送株式會社(昭和三年十一月創立)が東京―大連間の定期航路を開始することとなり、同年四月東京―福岡間を毎週六往復、遼山―大連間を毎週三往復の定期郵便輸送を開始した。越えて六月福岡―遼山間の海上航路が連絡されて遼山―大連間は福岡―大連間に延長され、毎週三往復の運送を爲すと共に貨物運送の取扱を實施したが更に九月には旅客輸送をも開始したので、遂に日鮮滿洲間の航空連絡の完成を見たのである。

昭和五年四月本線の定期航空發着日時を變更し

京に移し同年八月十日より従來の大連—天津線一週七往復を北京迄延長した。然るに同年十二月日支合辦の支那政府法人たる中華航空株式會社設立され惠通航空股份有限公司の業務を統合し大連青島間軍用定期航空を大連上海間營業定期航空に變更近く實施の運びとなつてゐる。

滿洲飛行協會關東州支部は昭和十二年十一月の創立でライオン及び飛行機の操縦航空用機關の取扱等を學生及び一般希望者に教ふる外航空思想の普及を圖つてゐるが本部新設と連携して大連飛行場を主練習場として著其の目的に邁進してゐる。

當局は昭和四年四月關東軍所管の周水子陸軍飛行場を借受け一般公共用に提供してゐるが各種航空事業の發達に伴ひ關東州に飛來する航空機の數も年々増加するに至り日滿支航空路上益々其の重川性を増大してゐる。従つて之等航空機の離着陸に對しては其の取締及び監督を嚴にすると共に各種の指導援助を與へ又滑走路の整備航路標識信號機有線無線電信等の各施設を完備して斯界の發達に努めてゐる。



埠頭待合所

(昭和十四年三月一日旅順要塞司令部撮影)

(昭和十四年三月一日旅順要塞司令部撮影)

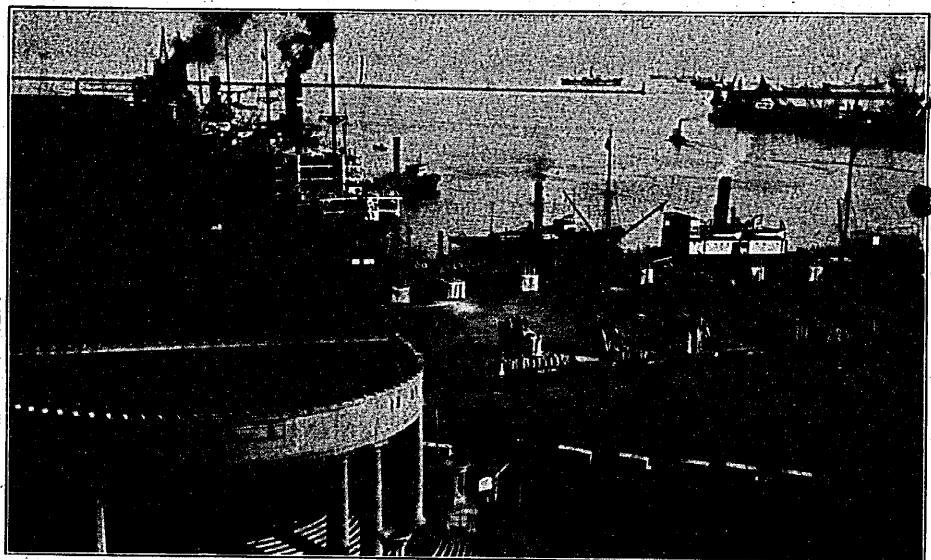
九海 事

海務局は大連に同支局は旅順甘井子及び普蘭店に在り船舶の検査海員の監督航路標識航路及配船の管理を初め港務検査等海事港灣行政の全般的事務を掌理してゐる。

關東海員審判所は大連に在り所長及大使の任命する審判官理事官及書記を以て構成され大使の監督に屬し海員の審判に關する事務を掌る。

關東州の開港は大連旅順及普蘭店の三港で他は船舶の出入に不便なるのみならず日本船舶以外は特許を受けたる場合の外出入を禁じてゐる。

大連港は其の開港當初即ち明治四十一年中に於ける入港汽船は隻數一千五百二十五隻總噸數百九十三萬九百四十九噸に過ぎなかつたが其の後滿鐵が大連港中心主義を採り鐵道港灣の施設完備するに伴ひ昭和十二年中に於ては入港汽船は隻數四千九百九十八隻總噸數一千三百八十五萬六千五百五十八噸に達し開港當初に比し隻數に於て三三倍總噸數に於て七倍強に達し今や世界有数の貿易港として東西各地に幾多の定期航路を有し巨船輻輳の盛觀を呈してゐる。又旅順港は大連港の補助港として普蘭店港は附近物資の輸出港として各其の役割を有してゐる。



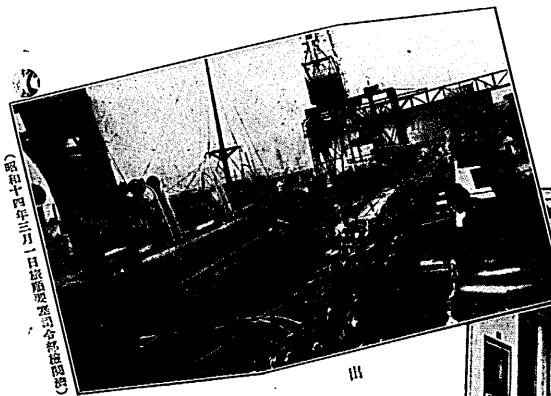
(昭和十四年三月一日旅順要塞司令部撮影)

大連埠頭

京に移し同年八月十日より従来の大連—天津線二週七往復を北京迄延長した。然るに同年十二月日支合辦の支那政府法人たる中華航空株式會社設立され惠通航空股份有限公司の業務を統合し大連青島間軍用定期航空を大連上海間營業定期航空に變更近く實施の運びとなつてゐる。

滿洲飛行協會關東州支部は昭和十一年十一月の創立で、グライダー及び飛行機の操縦、航空用機關の取扱等を學生及び一般希望者に教ふる外航空思想の普及を圖つてゐるが本部新京所屬と連携して、大連飛行場を主練習場として著々其の目的に邁進してゐる。

當局は昭和四年四月關東軍所管の周水子陸軍飛行場を借受け、一般公共用に提供してゐるが、各種航空事業の發達に伴ひ關東州に飛來する航空機の數も年々増加するに至り、且滿支航空路上益々其の重用性を増大してゐる。従つて之等航空機の離着陸に對しては、其の取締及び監督を嚴にすると共に各種の指導援助を與へ又滑走路の整備、航路標識、信號機、無線電信等の各施設を完備して斯界の發達に努めてゐる。

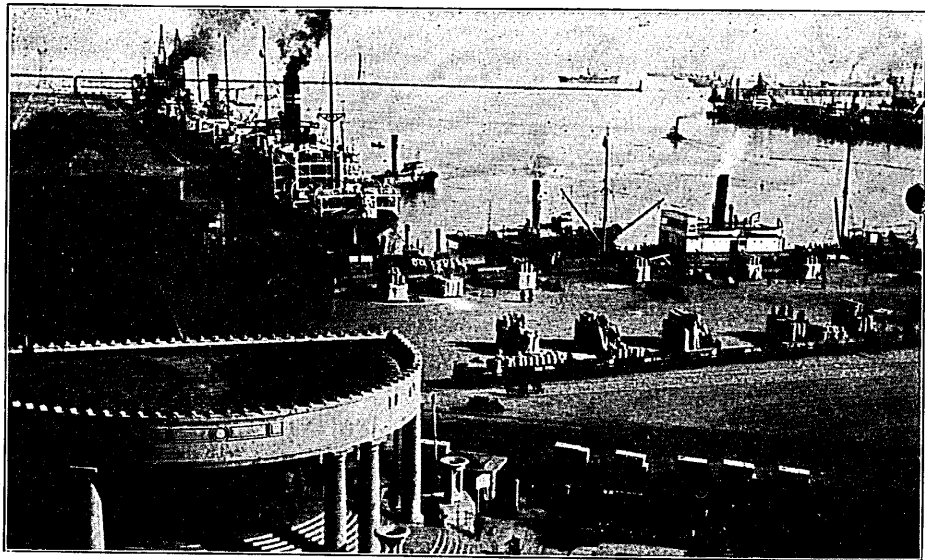


(昭和十四年三月一日撮影、支那航空會社提供)



(昭和十四年三月一日撮影、支那航空會社提供)

所 合 待 頭 埠



(昭和十四年三月一日撮影、支那航空會社提供)

頭 埠 連 大

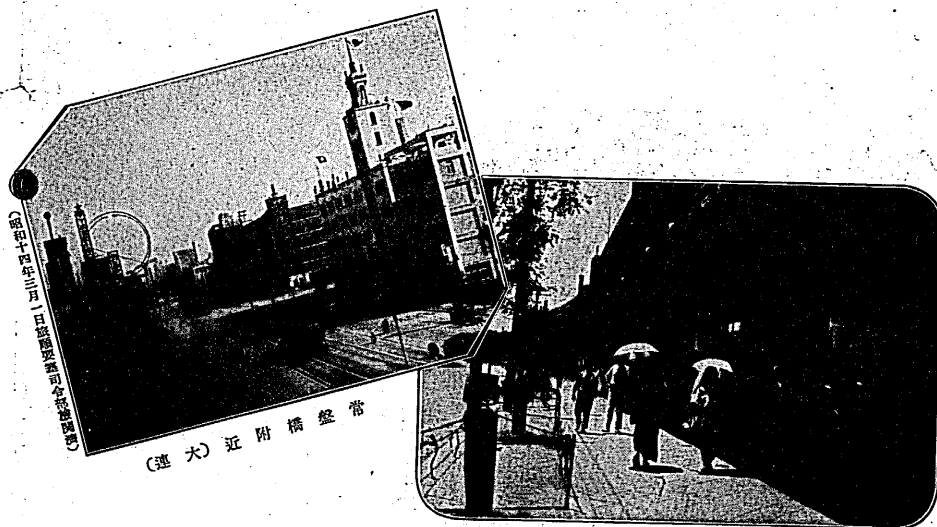
九 海 事

海務局は大連に同支局は旅順、甘井子及び普蘭店に在り、船舶の検査、海員の監督、航路標識、航路及配船の管理を初め港務、検査等海事行政の全般的事務を掌理してゐる。

關東海員審判所は大連に在り、所長及大使の任命する審判官、理事官及書記を以て構成され、大使の監督に屬し海員の審判に關する事務を掌る。

關東州の開港は、大連、旅順及普蘭店の三港で、他は船舶の出入に不便なるのみならず日本船舶以外は特許を受けたる場合の外出入を禁じてゐる。

大連港は其の開港當初即ち明治四十一年中に於ける入港汽船は隻數一千五百二十五隻、噸數百九十三萬九千四百九十九噸に過ぎなかつたが、其の後滿鐵が大連港中心主義を採り、鐵道港灣の施設完備するに伴ひ昭和十二年中に於ては入港汽船は隻數四千九百九十八隻、噸數一千三百八十五萬六千五百五十八噸に達し、開港當初に比し隻數に於て三、三倍、噸數に於て七、倍強に達し、今や世界有数の貿易港として東西各地に幾多の定期航路を有し、巨船輻輳の盛觀を呈してゐる。又旅順港は大連港の補助港として、普蘭店港は附近物資の輸出港として各其の役割を有してゐる。



(連大) 近附橋盤常

(連大) 街鎮連

關東州置籍船數は昭和十三年五月末現在に於て汽船百四十四隻二十五萬二千五百噸帆船二百八十三隻一萬三千三百七十六噸合計四百二十七隻二十六萬五千八百七十六噸である。

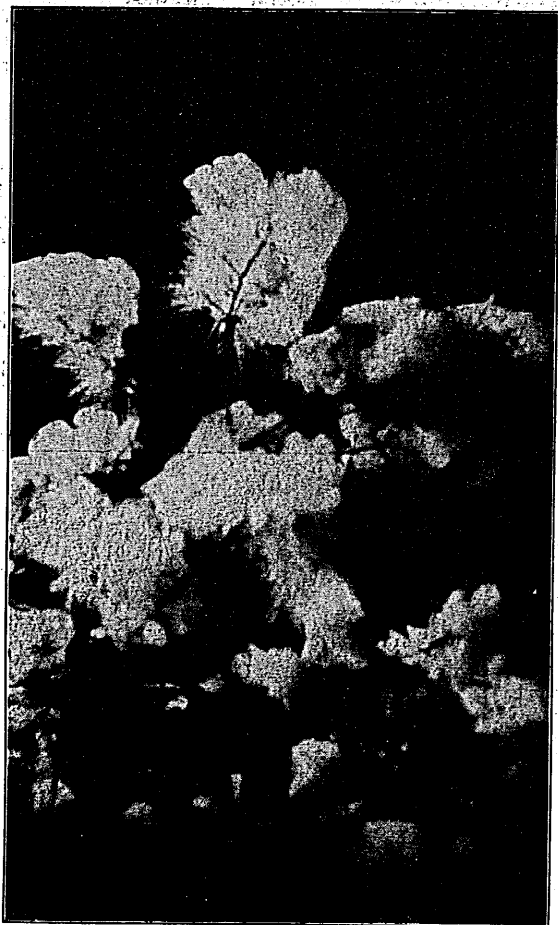
水先制度は大連旅順普蘭店の三港共に強制水先で其の定員は大連港八人旅順港二人普蘭店港二人で水先人組合を組織してゐるが水先人は關東州水先規則に依り一定の有資格者で且水先人試験に合格したる者に限られてゐる。

一〇 關稅制度

關東州の關稅制度は明治四十年五月日支間に締結された大連海關設置並内水汽船航行に關する協定に依り大連に支那海關が設置され同年七月關東州租借地稅關假規則を施行したのに始まる。

昭和七年三月滿洲國が獨立し帝國が同年九月之を承認するに及び滿洲國は從來の支那稅關を接收して滿洲國大連稅關を設置し徵稅事務を執ることゝなつた。

其の徵稅概要は次の如く對支貿易を純然たる外國扱とした外稅率等は一體從來と異なる所はないが昭和八年七月同九年十一月及同十年十一月の三回に亘つて其の一部を改正し更に同十二年十二月之が根本的改正を爲した。



氷 樹

一、海路大連に輸入し關東州内に於て消費する貨物は課稅しない。

二、陸路滿洲國より移入し關東州内に於て消費する貨物には課稅しない。

三、關東州の生産物又は之を以て若は外國より輸入したる原料を以て製造したる貨物を輸出するときは課稅しない。

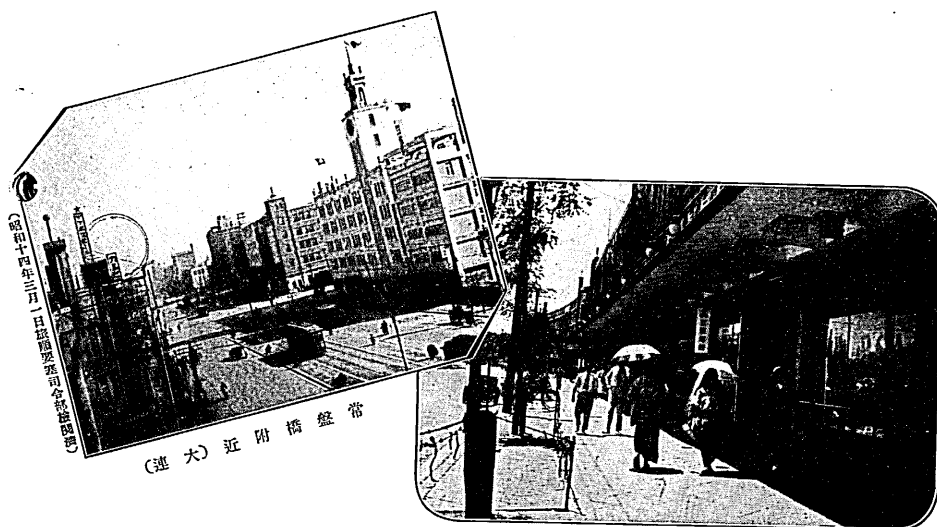
四、海路大連に輸入し陸路關東州境界を越え滿洲國に移入する外國貨物には課稅する。

五、關東州内の生産物又は之を以て製造したる貨物を

六、滿洲國に移入するときは課稅する。

七、陸路滿洲國より移入したる原料を以て製造したる貨物を輸出するときは輸出者の選擇に依り原料又は製品に對し課稅する。

關東州産品を日本内地に輸入する場合は關東州の生産に係る物品の輸入稅免除に關する件大正十四年法律第五十一號に依り特に指定せられたものは内地の輸入稅を免除又は減稅されるのである。



(昭和十四年三月一日撮影) 連大近附橋盤常

(連大) 街鎮連

關東州置籍船数は昭和十三年五月末現在に於て汽船百四十四隻二十五萬二千五百噸、帆船二百八十三隻、一萬三千三百七十六噸、合計四百二十七隻二十六萬五千八百七十六噸である。

水先制度は大連旅順普蘭店の三港共に強制水先で其の定員は大連港八人、旅順港二人、普蘭店港二人で水先人組合を組織してゐるが水先人は關東州水先規則に依り、一定の有資格者で且水先人試験に合格したる者に限られてゐる。

一〇 關稅制度

關東州の關稅制度は明治四十年五月、日支間に締結された大連海關設置並内水汽船航行に關する協定に依り大連に支那海關が設置され、同年七月關東州租借地稅關假規則を施行したのに始まる。

昭和七年三月滿洲國が獨立し帝國が同年九月之を承認するに及び滿洲國は從來の支那稅關を接收して滿洲國大連稅關を設置し徵稅事務を執ることとなつた。

其の徵稅概要は次の如く、對支貿易を純然たる外國扱とした外稅率等は一體從來と異なる所はないが昭和八年七月同九年十一月及同十年十一月の三回に亘つて其の一部を改正し更に同十二年十二月之が本格的改正を爲した。



水 樹

一、海路大連に接し、關東州内に於て消費する貨物には課稅しない。

二、陸路滿洲國より移入し、關東州内に於て消費する貨物には課稅しない。

三、關東州の生産物又は之を以て若は外國より輸入したる原料を以て製造したる貨物を輸出するときは課稅しない。

四、海路大連に輸入し、陸路關東州境界を越え滿洲國に移入する外國貨物には課稅する。

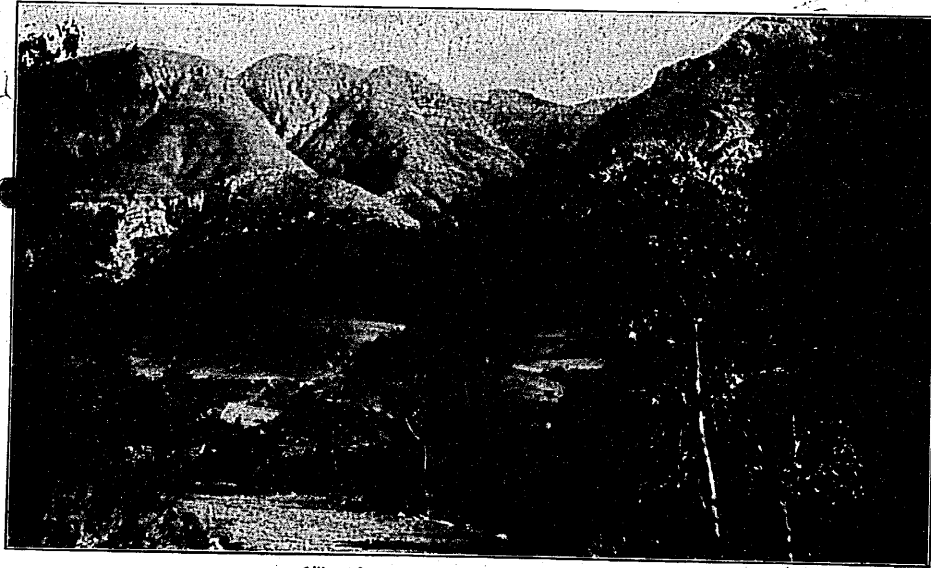
五、關東州内の生産物又は之を以て製造したる貨物を

六、滿洲國に移入するときは課稅する。

六、滿洲國より移入したる滿洲國貨物を大連より輸出するときは課稅する。

七、陸路滿洲國より移入したる原料を以て製造したる貨物を輸出するときは、輸出者の選擇に依り原料又は製品に對し課稅する。

關東州産品を日本内地に輸入する場合は、關東州の生産に係る物品の輸入稅免除に關する件、大正十四年法律第五十一號に依り、特に指定せられたものは内地の輸入稅を免除又は減稅されるのである。



(州金) 山 向 和 大

一 財 政

當局行政費は關東局特別會計及關東州地方費に依り支辨せられ關東局特別會計は其の歳入及一般會計よりの補充金を以て其の歳出に充つることゝなつて居るが關東州の發展に伴ひ其の歳入漸次増加したる結果昭和九年度以降は一般會計より補充金の受入を爲さず歳入歳出の均衡を得るに至つた。

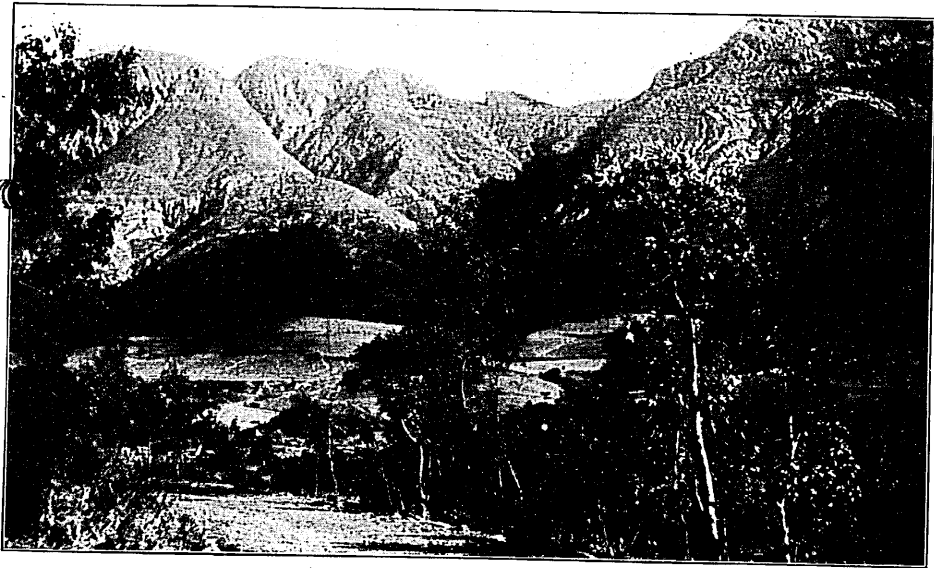
租 税

關東州に於ける租税に國税に屬するものと地方税に屬するものとがある。前者は地租鹽稅所得稅法人資本稅家屋稅外債稅特別稅取引所稅酒稅煙草稅麥粉稅セメント稅揮發油稅臨時利得稅利益配當稅公債及社債利子稅通行稅入場稅特別入場稅及物品稅の十九種で後者は營業稅及雜種稅土地増價稅を含むの二種である。之等の諸稅は稅務署長又は民政署長に於て賦課徴收してゐる。

昭和十二年度中の賦課額は地租二十一萬六千八百四十七圓鹽稅五十萬九千四百四十二圓所得稅四百三十八萬五千六百二十九圓取引所稅十四萬五千三百七十四圓酒稅九十七萬四千五百八十七圓煙草稅百四十八萬六千五百七十五圓麥粉稅六萬五千八百十五圓揮發油稅十六萬五千四百八十九圓外債稅特

別稅二千四百六十一圓臨時利得稅四十三萬七千三百三十三圓利益配當特別稅十一萬五千三百九十一圓公債及社債利子特別稅四千六百五十四圓物品特別稅二十三萬三千四百九十九圓營業稅百六十七萬四千九百三十三圓雜種稅百二十萬四千九百七十一圓合計千六百六十一萬七千五百五十四圓である。右の賦課實額に依り直接稅の負擔狀況を見るに人口一人當日本入二十一圓五十四錢八厘滿鐵會社の所得稅を除きたるもの其の他滿支外國人二圓七十錢九厘戸數一戸當日本人九十九圓四十六錢二厘其の他滿支外國人十圓九十二錢八厘である。	昭和十三年度特別會計豫算
歳入	歳出
經常部	經常部
租稅	關東局
官業及官有財產收入	八三、七四七、四〇圓
印紙收入	七、二六三、九二圓
雜收	一〇、六七三、三二圓
計	八八、五九〇、九四圓
臨時部	臨時部
官有物持下代	一七、五九〇、五一圓
臨時利得稅	八四、二二七、一四圓
補助金	四〇、七三三、四二圓
北支事件特別稅	一、〇〇〇、〇〇圓
前年度剩餘金繰入	三七、六七五、八四圓
小計	三七、〇四二、二九圓
	五四三、〇六九、〇四圓

經常部	臨時部
關東局	臨時部
法醫及刑務所	臨時部
警察費	二、一五九、一八一圓
教育費	六四、五四六、二二圓
勸業費	一、三九一、九〇七圓
專賣費	三、〇三三、六七二圓
通信費	五五、三八三、一四圓
海務局	一、〇八〇、一七〇圓
醫院及救療所	二、三四九、四九二圓
土地建物借料	二、二八〇、七八圓
傳染病豫防費	二〇、三九一、三三圓
國債整理基金特別會計繰入	七、五四六、一三圓
恩給負擔金	一、五一二、六七七圓
諸支出金	八六、八〇五、四四圓
豫備金	三〇、〇〇〇、〇〇圓
小計	一五、四〇九、四八一圓
臨時部	臨時部
事業費	二、九二〇、九五圓
補助費	四〇、七五一、六四圓
臨時支那語獎勵費	八、七二八、四四圓
臨時費備費	一、三八三、三八圓



(州金) 山 何 和 大

一 財 政

當局行政費は關東局特別會計及關東州地方費に依り支辨せられ關東局特別會計は其の歳入及一般會計よりの補充金を以て其の歳出に充つることゝなつて居るが關東州の發展に伴ひ其の歳入漸次増加したる結果昭和九年度以降は一般會計より補充金の受入を爲さず歳入歳出の均衡を得るに至つた。

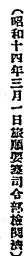
租 税

關東州に於ける租税に國費に屬するものと地方費に屬するものとがある。前者は地租鹽稅所得稅法人資本稅家屋稅外貨債特別稅取引所得稅酒稅煙草稅麥粉稅セメント稅揮發油稅臨時利得稅利益配當稅公債及社債利子稅通行稅入場稅特別入場稅及物品稅の十九種で後者は營業稅及雜種鹽土地増價稅を含むの二種である。之等の諸稅は稅務署長又は民政署長に於て賦課徴收してゐる。

昭和十二年度中の賦課額は地租二十一萬六千八百四十七圓鹽稅五十萬九千四百四十二圓所得稅四百三十八萬五千六百二十九圓取引所得稅十四萬五千三百七十四圓酒稅九十七萬四千五百八十七圓煙草稅百四十八萬六千五百七十五圓麥粉稅六萬五千八百十五圓揮發油稅十六萬五千四百八十九圓外貨債特

昭和十三年度特別會計豫算	
歳入	歳出
租 税	國 庫 費
官業及官有財産收入	八三、七四、七四〇圓
印 紙 收 入	七、二六、二九五圓
雜 收 入	一〇、六七、三三二圓
小 計	八八、五九、四〇二圓
臨時部	一七、五九、五一四圓
官有物拂下代	八四、二、三七一圓
臨時利得稅	四〇、七、三三二圓
補 充 金	一〇〇、〇〇〇圓
北支事件特別稅	三、七〇、四二九圓
前年度剩餘金繰入	三、七〇、四二九圓
小 計	五四三、〇、六九〇圓

歳入	歳出
經 常 部	經 常 部
國 庫 費	二、一五、九一八圓
法 院 及 刑 務 所	六、四、五、四六二圓
警 察 費	二、三、九、一、九〇七圓
教 育 費	三、〇、三、三、六七二圓
勸 業 費	五、五、三、八三一圓
專 賣 局	一、〇、八、〇、一七〇圓
通 信 局	二、三、四、九、四九二圓
海 務 局	二、二、八、〇、七八圓
醫 院 及 救 護 所	二、〇、三、九、一三圓
土地建物借料	七、四、五、二四圓
傳染病豫防費	三、五、一、五六圓
國庫整理基金特別會計繰入	七、五、四、六一三圓
恩給負擔金	一、五、一、二、六七七圓
諸 支 出 金	八、六、八、〇、五圓
豫 備 金	三、〇、〇、〇〇〇圓
小 計	一、五、四、〇、九四八圓
臨時部	臨時部
事 業 費	二、九、二、〇〇、九五圓
補 助 費	四〇、七、五、一六圓
臨時支那語獎勵費	八、七、二、八圓
臨時警備費	一、三、八、二、三八圓



朝鮮銀行

銀行

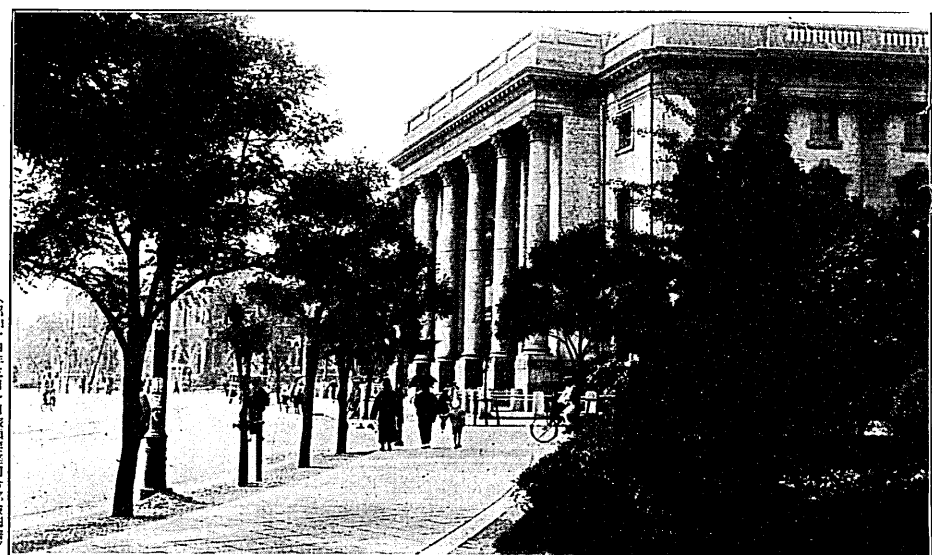
三金

一 特殊銀行 關東州内に於ける特殊金融機關としては朝鮮銀行の大連及旅順支店横濱正金銀行大連支店並に東洋拓殖株式會社大連支店がある。朝鮮銀行支店は預金七千九百萬圓貸出金四千四百萬圓を擁し關東州に於ける一般商業金融機關の中樞である。横濱正金銀行支店は對外爲替機關として預金二千五百萬圓貸出金四千七百萬圓を有し東洋拓殖株式會社支店は不動産金融及企業金融機關として貸出金八百萬圓を有してゐる。

二 普通銀行 邦人側銀行としては關東州内に本店を有するものはないが、現在管内に支店又は出張所を有するものは臺灣銀行三井銀行三菱銀行第一銀行住友銀行の五行があり、何れも主として爲替業務を營んでゐる。右五行の貸出金合計は二千三百萬圓である。

三 外國銀行 滿洲國側銀行としては滿洲興業銀行、滿洲中央銀行、天和銀行、福德銀行の四行で、滿洲興業銀行は大連、旅順、金州、普蘭店、鏡子窩等州内主要の地に、其の他の銀行は大連に夫々支店又は出張所を置き、其の預金勘定八千八百萬圓、貸出金勘定七千

租稅制度調查費	一七、二四圓	前年度剩餘金繰入	九〇七九・五圓
在外研究員學費其他臨時増給	八四三・一圓	小計	一、二四〇・一四圓
外國爲替管理費	六七三・九一圓	合計	六二、一九六・六三圓
昭和十年簡易國勢調査費	二八五四・四圓	支出	
臨時利得稅徵收費	一〇〇・五三圓	經常部	
臨時軍事費特別會計へ繰入	三八六五・八四圓	舍屯事務費	五三、五五八・四圓
北支事件特別稅徵收費	一〇八・九四圓	教育費	九九八・四三三・四圓
思想犯罪防遏特別施設費	六五六・〇圓	勸業費	五八、三九二・四圓
臨時工業技術員養成施設費	七九九・〇四圓	衛生費	四九二、五一六・四圓
臨時氣象觀測施設費	二二、三八一・一圓	營造物費	一七三、〇五四・四圓
國民精神總動員諸費	七六、一七三・三圓	救育費	二〇、二六五・四圓
小計	二二、〇二二・〇四圓	消防費	二一〇、一六五・四圓
昭和十三年度地方費豫算	五〇、九五六・四九圓	作業費	九五八、五八六・四圓
經常部	五〇、九五六・四九圓	土木維持費	五二、二三〇・四圓
地方收入	五〇、九五六・四九圓	地方費取扱費	一八五、七〇五・四圓
臨時部	五〇、九五六・四九圓	諸支出金	五七、九一二・四圓
拂下代	六四、五四四・四圓	豫備費	一〇〇、〇〇〇・四圓
國庫補助金	一〇〇、〇〇〇・四圓	小計	三、八三〇、八一六・四圓
國庫補助金	二六、九五〇・四圓	營繕及土木費	一、六六七、〇四四・四圓
寄附	八、二七〇・五圓	補助費	五五、九四一・〇圓
		調査費	一六二、三九三・四圓
		小計	二、三八八、八四七・四圓
		合計	六二、一九六・六三圓



朝鮮銀行

一 特殊銀行 關東州内に於ける特殊金融機關として、朝鮮銀行の大連及旅順支店、横濱正金銀行大連支店、東洋拓殖株式會社大連支店がある。朝鮮銀行支店は預金七千九百萬圓、貸出金四千四百萬圓を擁し、關東州に於ける一般商業金融機關の中樞である。横濱正金銀行支店は對外爲替機關として預金二千五百萬圓、貸出金四千七百萬圓を有し、東洋拓殖株式會社支店は不動産金融及企業金融機關として貸出金八百萬圓を有してゐる。

二 普通銀行 邦人側銀行としては關東州内に本店を有するものはないが、現在管内に支店又は出張所を有するものは臺灣銀行三井銀行三菱銀行第一銀行住友銀行の五行があり、何れも主として爲替業務を営んでゐる。右五行の貸出金合計は二千三百萬圓である。

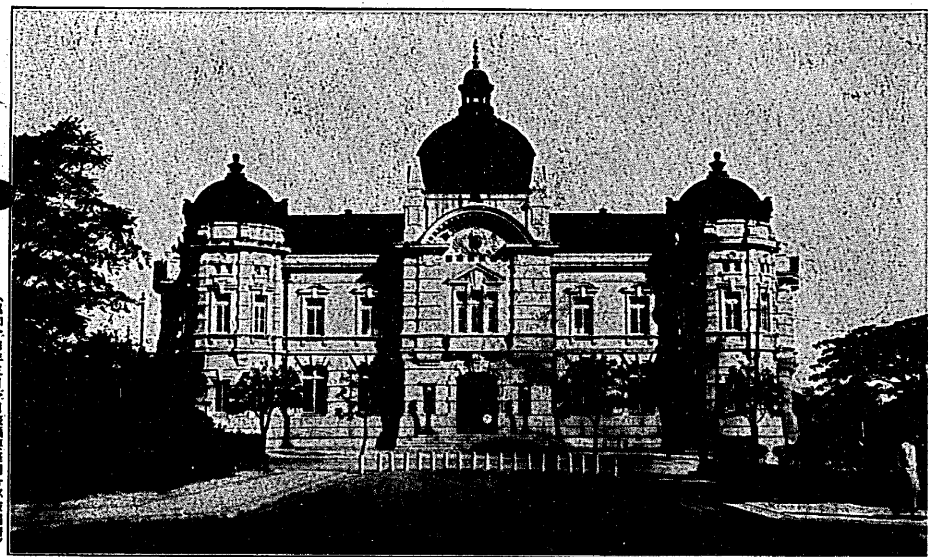
三 外國銀行 滿洲國側銀行としては滿洲興業銀行、滿洲中央銀行、天和銀行、福徳銀行の四行で、滿洲興業銀行は大連、旅順、金州、普蘭店、貔子窩等州内主要の地に、其の他の銀行は大連に夫々支店又は出張所を置き、其の預金勘定八千八百萬圓、貸出金勘定七千

銀行

三金

融

昭和十三年度地方費豫算		前年度剩餘金繰入	
租税制度調査費	一七、二四圓	會電事務費	五三、五五八圓
在外研究員學費其他臨時増給	八四三、一圓	教育費	九八、八四三圓
外國爲替管理費	六七、三九一圓	勸業費	五八、三九二圓
昭和十年簡易國勢調査費	二八、五四四圓	衛生費	四九、二五一六圓
臨時利得稅徵收費	一〇〇、五三三圓	警務費	一七、三〇五圓
臨時軍事費特別會計へ繰入	三八、六五八六四圓	消防費	二〇、二六五圓
北支事件特別稅徵收費	一〇、八九四圓	救育費	二〇、一六五圓
思想罪預防特別施設費	六、五六〇圓	警備費	九八、五八六圓
臨時工業技術員養成施設費	七、九九〇四圓	土木維持費	五二、二二〇圓
臨時氣象觀測施設費	二、三三八一圓	地方費取費	一八、五七〇五圓
國民精神總動員諸費	二〇、〇〇〇圓	諸支出金	五七、九一二圓
小計	七、六一、七二三圓	預備費	一〇〇、〇〇〇圓
計	二、三〇、二二〇四圓	臨時部	三、八三〇、八一六圓
經管部		替繕及土木費	一、六六七、〇四四圓
地方收入	五〇、九五、六四九圓	補助費	五五、九四一〇圓
臨時部	五、〇九五、六四九圓	調査費	一六、二、三九三圓
持下代	六、四五四圓	小計	二、三八八、八四七圓
國庫補助金	一〇〇、〇〇〇圓	計	六、二、一九六六三圓
國庫補助給金	二六、九五〇圓		
寄附	八、二七〇五圓		



店支連大行銀金正

三百萬圓を有してゐる。
中國側銀行としては中國銀行交通銀行東萊銀行金城銀行の四行で、何れも大連に支店を置き普通銀行業務を営んでゐる。

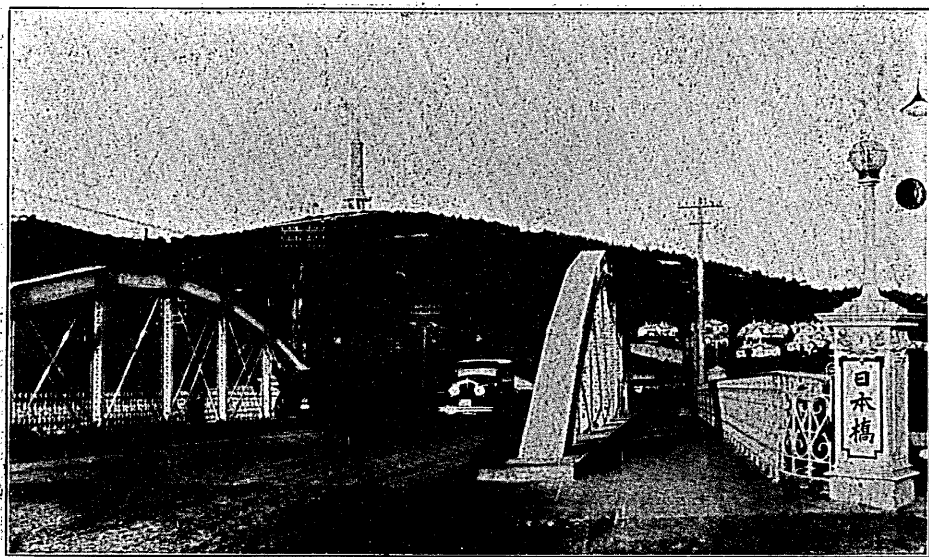
以上の外大連に英國側銀行として香港上海銀行（ホンコン・エンド・シヤンハイ）バンキング・コーポレーション）及米國側銀行として花旗銀行（ナショナル・シティ・バンク・オブ・ニューヨーク）の支店があり、共に外國爲替の賣買及華商に對する貸出を営んでゐる。

無盡會社

關東州無盡會社に依り免許を與へたるものは、大連に第一無盡及蓬萊無盡、旅順に旅順無盡の三無盡會社があるが、之等三無盡會社の公稱資本金七十六萬圓、拂込金四十四萬圓、基金及積立金三十五萬圓、給付金契約高五百二十四萬圓、掛金契約高六百十八萬圓、貸付金勘定百七十五萬圓である。

金融組合

中小商工業業者に對する小口金融の硬塞を緩和する爲朝鮮の制度に倣ひ、大正十三年以降三箇年間に於て關東州内に五箇の村落金融組合を設立したが、其の成績良好なる鑑み昭和三年金融組合令を制定して大連沙河旅順の三箇所に都市金融組合を設立し、他前記の村落組合も金融組合令に依る金融組合に改組した。而して村落金融組合に對して



(順旅) 橋 本 日

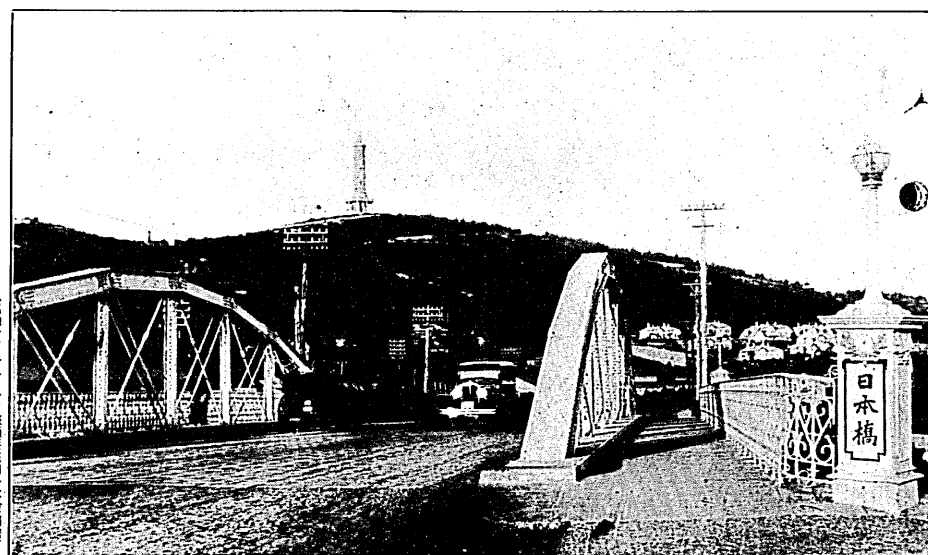
以て設立に際し基本金として各一萬圓を補給し、都市組合に對しては設立の際一組合に二萬圓乃至三萬圓、滿洲國に移譲せる南滿洲鐵道附屬地金融組合分共合計百萬圓を國費及關東州地方費より無利息にて貸下げ、且昭和八年六月には一組合に二萬圓乃至二十萬圓、滿洲國に移譲せる附屬地金融組合分共合計百萬圓の大藏省預金部資金の融通を爲したる外設立後數箇年間所要經費の一部又は全部を補助する等極力其の助成に努むると共に關東州金融組合聯合會をして各組合の資金調節及業務指導に當らしめてゐるが、順調なる發展を遂げつゝある。

猶之等各組合の業務區域廣大にして組合業務の徹底を缺くの憾があるので、昭和十三年三月普蘭店民政署管内に一組合、同年八月旅順及金州民政署管内に夫々一組合合計三組合を増設した。

金融組合（昭和十三年十二月末現在）

組合名	組合員數	出資金	積立金	預金	貸出金
都市組合	一、五〇〇人	五、五〇〇圓	三、五〇〇圓	一、五〇〇圓	一、五〇〇圓
村落組合	二、五〇〇人	一、五〇〇圓	一、五〇〇圓	一、五〇〇圓	一、五〇〇圓

備考 出資金は都市組合一口五十圓、村落組合一口十圓である。



(順旅) 橋 本 口

(昭和十四年三月一日撮影、東京市公署提供)

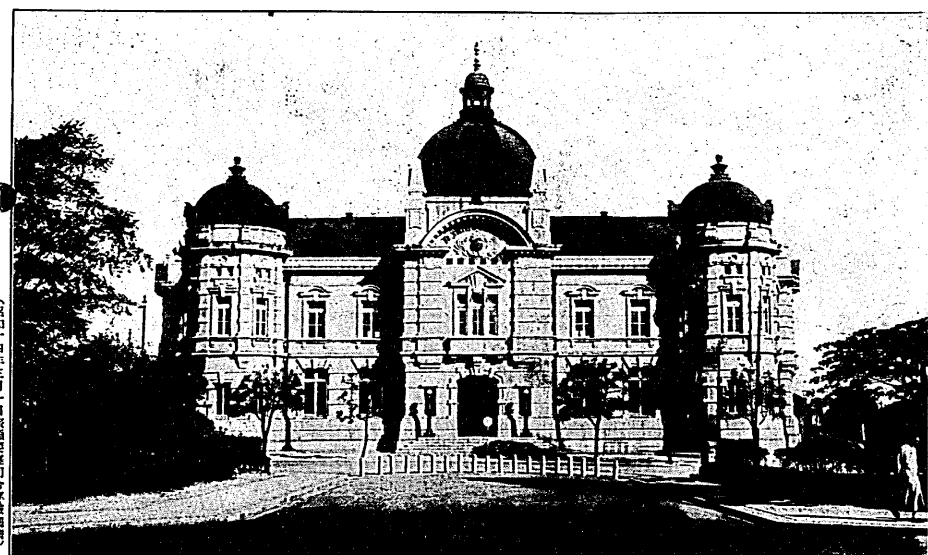
組合名	組合員数	出資金	積立金	預金	貸出金
都市組合	一八八人	一五、七五〇	三、五〇〇	三、七五五	一、三三八七
村落組合	二二、六五五	一五、七五〇	三、五〇〇	三、七五五	一、三三八七

備考 出資金は都市組合一口五十圓、村落組合一口十圓である

金融組合 (昭和十三年十二月末現在)

●設立に際し基本金として各一萬圓を補給し、都市組合に對しては設立の際一組合に二萬圓乃至三萬圓、滿洲國に移譲せる南滿洲鐵道附屬地金融組合分共合計百萬圓を國費及關東州地方費より無利息にて貸下げ、且昭和八年六月には一組合に二萬圓乃至二十萬圓、滿洲國に移譲せる附屬地金融組合分共合計百萬圓の大藏省預金部資金の融通を爲したる外設立後數年間所要經費の一部又は全部を補助する等極力其の助成に努むると共に關東州金融組合聯合會をして各組合の資金調節及業務指導に當らしめてゐるが順調なる發展を遂げつゝある。

猶之等各組合の業務區域廣大にして組合業務の徹底を缺くの憾があるので昭和十三年三月、普南店民政署管内に一組合同年八月、旅順及金州民政署管内に夫々一組合、合計三組合を増設した。



店 支 連 大 行 銀 金 正

(昭和十四年三月一日撮影、東京市公署提供)

三百萬圓を有してゐる。

中國側銀行としては中國銀行、交通銀行、東萊銀行、金城銀行の四行で、何れも大連に支店を置き普通銀行業務を営んでゐる。

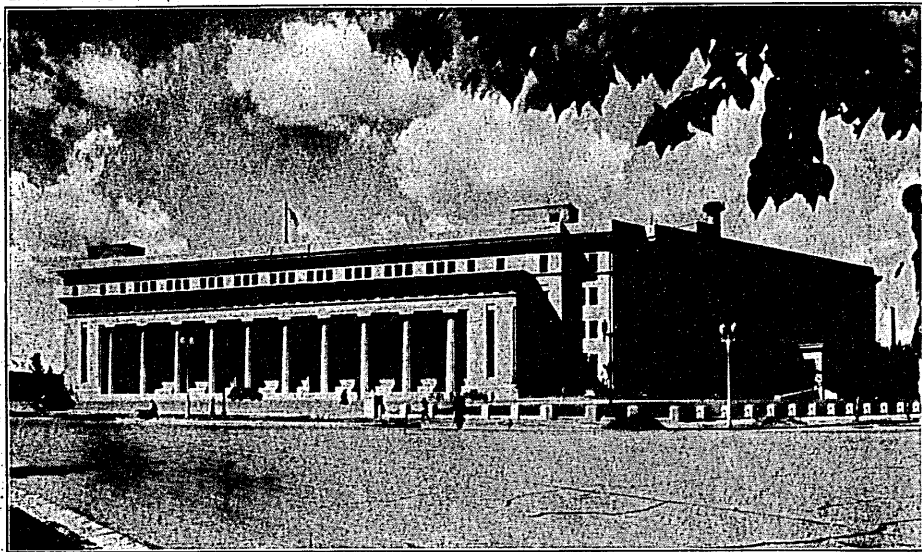
以上の外大連に英國側銀行として香港上海銀行 (ホンコン・エンド・シヤンハイ・バンキング・コーポレーション) 及米國側銀行として花旗銀行 (ナショナル・シティ・バンク・オブ・ニューヨーク) の支店があり、共に外國爲替の賣買及華商に對する貸出を営んでゐる。

無盡會社

關東州無盡會社に依り免許を與へたるものは、大連に第一無盡及蓬萊無盡、旅順に旅順無盡の三無盡會社があるが、之等三無盡會社の公稱資本金七十六萬圓、内拂込金四十四萬圓、基金及積立金三十五萬圓、給付金契約高五百二十四萬圓、掛金契約高六百十八萬圓、貸付金勘定百七十五萬圓である。

金融組合

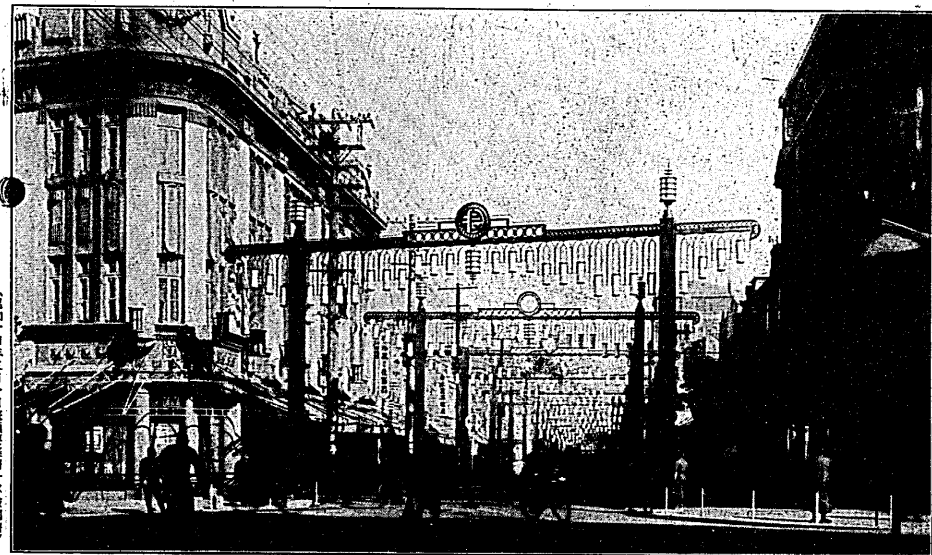
中小商工業業者に對する小口金融の便を緩和する爲朝鮮の制度に倣ひ、大正十三年以降三箇年間に於て關東州内に五箇の村落金融組合を設立したが其の成績良好なる鑑み昭和三年金融組合令を制定して大連、沙河、旅順の三箇所に都市金融組合を設立し、他前記の村落組合も金融組合令に依る金融組合に改組した。而して村落金融組合に對して



(京新) 行 銀 央 中 洲 滿

本邦に於て外國爲替管理法並に關係大蔵省令を施行せるに伴ひ、當局管内に於ては内地の方針に協力して同年十月より關東州外國爲替管理令並に同管理規則及同施行細則を昭和十二年一月より關東局令第九十七號關東州外國爲替管理令ニ基テ臨時措置ニ關スル命令ノ件を又昭和十一年五月滿洲貿易協定の成立に伴ひ滿洲國の康德三年財政部令第十四號に對應して同年六月より關東局令第二十一號對獨爲替統制ニ關スル件を順次施行した。而して右の中現行爲替管理の根幹を爲すべき關東州外國爲替管理規則同施行細則及昭和十二年關東局令第九十七號は當初管内の特殊事情を考慮して本邦の夫れに比し其の取締を相當緩大にしたのであるが其の後内外諸情勢の變化に伴ひ、一面本邦に於ける爲替管理の強化に對應し他面滿洲國との特殊關係を考慮して幾多の改正を重ね昭和十二年十月、日支事變勃發に伴ふ非常時局に對處する爲滿洲國と同時に全面的改正を行ひ本邦に於けると同程度に強化し爾後數回の改正を経て今日に至つてゐる。尙現下時局の推移に鑑み物資及資金の適合調節並に國際收支の改善等に關し日滿相互の協力を益

一四 外國爲替管理



(連大) 町 遼 浪

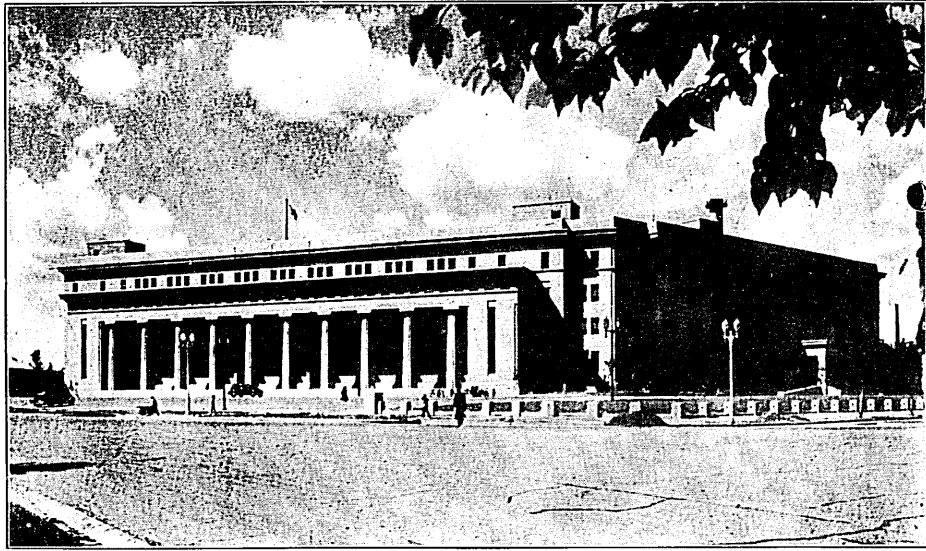
一三 通 貨

滿洲に於ける從來の通貨は雜多不統一で各種混用の情況であつたが滿洲國成立後は幣制統制に依りその姿を沒し現在では整齊統一された。

日本側通貨としては朝鮮銀行券及び横濱正金銀行券があるが朝鮮銀行券は滿洲國幣の流通増加と舊滿鐵附屬地所在支店の滿洲興業銀行への移譲に依り其の流通高は次第に減少し現在の滿洲流通推定高は約八千萬圓である。又横濱正金銀行券は昭和十一年十月其の發行を禁止された爲今日に於ては流通高二十萬圓に過ぎない。

滿洲國側通貨としては滿洲中央銀行券及び補助貨であるが昭和十三年末現在發行高は四億五千二百八十八萬圓で滿洲國力の伸展に伴ひ逐年増加の傾向にある。

關東州には從來滿支人間日常取引の通貨として銀硬貨たる小洋錢が流通したが諸種の弊害あるに鑑み昭和十一年四月以後通用を禁止し同時に金融組合をしてその買上をなさしめたが同年六月末全部完了した。

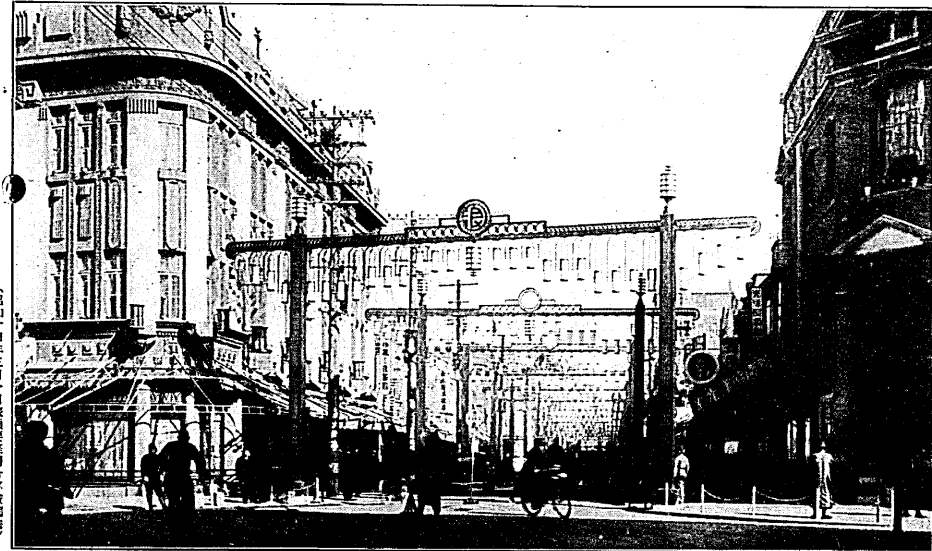


(京新)行銀央中洲滿

本邦に於て外國爲替管理法並に關係大藏省令を施行せるに伴ひ當局管内に於ては内地の方針に協力して同年十月より關東州外國爲替管理令並に同管理規則及同施行細則を昭和十二年一月より關東局令第九十七號關東州外國爲替管理令ニ基テ臨時措置ニ關スル命令ノ件を又昭和十一年五月滿洲貿易協定の成立に伴ひ滿洲國の康德三年財政部令第十四號に對應して同年六月より關東局令第二十一號對獨爲替統制ニ關スル件を順次施行した。而して右の中現行爲替管理の根幹を爲すべき關東州外國爲替管理規則同施行細則及昭和十二年關東局令第九十七號は當初管内の特殊事情を考慮して本邦の夫れに比し其の取締を相當緩大にしたのであるが其の後内外諸情勢の變化に伴ひ一面本邦に於ける爲替管理の強化に對應し他面滿洲國との特殊關係を考慮して幾多の改正を重ね昭和十二年十月日支事變勃發に伴ふ非常時局に對處する爲滿洲國と同時に全面的改正を行ひ本邦に於けると同程度に強化し爾後數回の改正を経て今日に至つてゐる。

尙現下時局の推移に鑑み物資及資金の適合調節並に國際收支の改善等に關し日滿相互の協力を益

一四 外國爲替管理



(連大)町 連 浪

一三 通貨

滿洲に於ける從來の通貨は難多不統一で各種混用の情況であつたが滿洲國成立後は幣制統制に依りその姿を沒し現在では整齊統一された。

日本側通貨としては朝鮮銀行券及び横濱正金銀行券があるが朝鮮銀行券は滿洲國幣の流通増加と舊滿鐵附屬地所在支店の滿洲興業銀行への移譲に依り其の流通高は次第に減少し現在の滿洲流通推定高は約八千萬圓である。又横濱正金銀行券は昭和十一年十月其の發行を禁止された爲今日に於ては流通高二十萬圓に過ぎない。

滿洲國側通貨としては滿洲中央銀行券及び補助貨であるが昭和十三年末現在發行高は四億五千二百八十八萬圓で滿洲國力の伸展に伴ひ逐年増加の傾向にある。

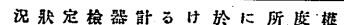
關東州には從來滿支人間日常取引の通貨として銀硬貨たる小洋錢が流通したが諸種の弊害あるに鑑み昭和十一年四月以後通用を禁止し同時に金融組合をしてその買上をなさしめたが同年六月末全部廃した。

度量衡器定期取締成績（昭和十二年）

關東州計器檢定成績（昭和十二年）

備考 一、關東州内を昭和九年以降A區(市街地)B區及

C區(村落)の三區に分ちAは毎年B及Cは各隔年執行せり、本年はA及Bの二區を執行せ



一五度量衡

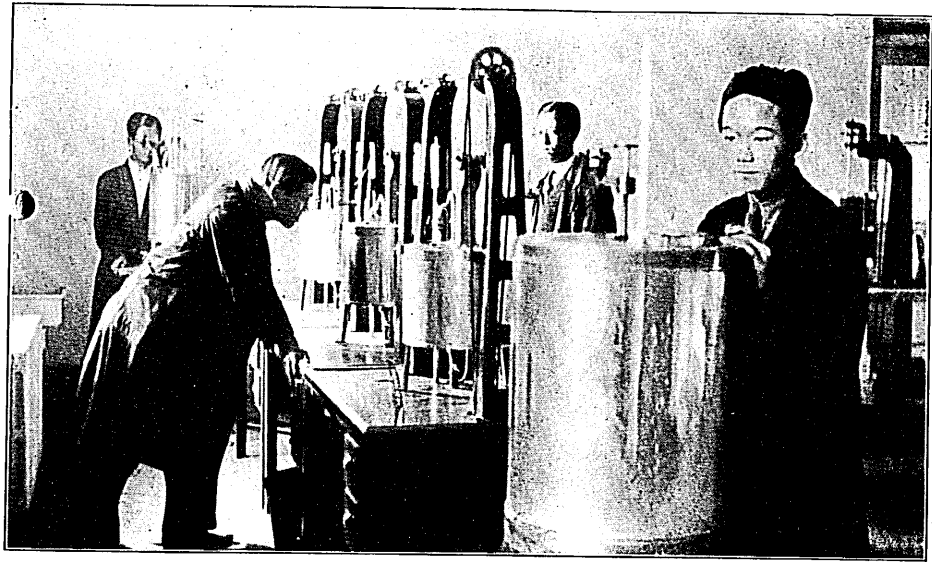
729

た。

瀟鐵附屬地は大石橋、谷口、元房店、熊岳、城、海、城、
 新臺子、鐵嶺、開原、四平街、公主嶺、郭家店、本溪湖、
 橋頭、連山、間、鳳凰城、鷄冠山の各市街に付執行

度量衡臨時取締成績（昭和十二年）





概度所に於ける計器定状況

々緊要とするに連れ關東州及滿洲國間の爲替管理運用に關しても相互の聯絡を更に緊密強化し實質的に一元化するの要緊なるものある所より昭和十三年八月十日滿洲中央銀行總行に臨時爲替局を同行大連支行に其の辦事處を設置し且之と實質的一體關係に於て關東局滿洲國經濟部及關東州廳の出張所を併置し同一の場所に於て共に事務を處理することゝ爲つた。

一五 度量衡

滿洲の度量衡は從來支那法尺貫法メートル法ヤードポント法露國法が行はれ特に滿人側は各地方毎に相異なる度量衡器を使用して難多複雑を極めたが滿洲國は昭和九年一月度量衡法を制定して尺斤法又はメートル法に統一した。

關東州は日本内地と同じくメートル法を實施する爲昭和二年五月關東州度量衡取締規則を制定公布して同年八月一日より實施したが直に之を一般的に強行するは甚だ困難とする所があり從來の尺貫法及びヤードポント法は爾後十五年間繼續使用し得ることゝした。

同年八月權度所を大連に置いて度量衡器檢定制度を實施した結果從來の雜然たる度量衡は統一革正されたが更に滿洲國と協調して滿洲の度量衡を

統制する爲昭和四年四月關東州及滿洲鐵道附屬地度量衡取締規則を制定し又計器の製作修理及び卸賣營業は滿洲國と同様滿洲計器股份有限公司に獨占せしむることゝした。

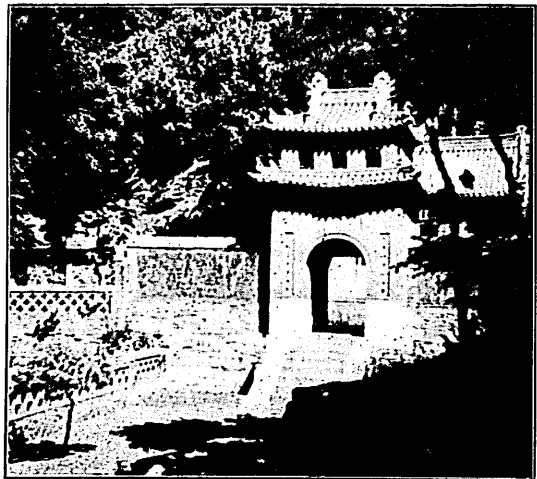
關東州計器檢定成績 (昭和十二年)

區分	度量衡		計量器		計
	檢定	不檢定	檢定	不檢定	檢定
製作	1,000	10	1,000	10	1,000
修理	1,000	10	1,000	10	1,000
檢入	1,000	10	1,000	10	1,000
計	3,000	30	3,000	30	3,000

度量衡器定期取締成績 (昭和十二年)

地方別	取締		取締		計
	戸数	不取締	戸数	不取締	戸数
關東州	1,000	10	1,000	10	1,000
滿洲鐵道附屬地	1,000	10	1,000	10	1,000
計	2,000	20	2,000	20	2,000

備考 一、關東州内を昭和九年以降A區市街地B區及C區村邊の三區に分ちAは毎年B及Cは各隔年執行せり本年はA及Bの二區を執行せり

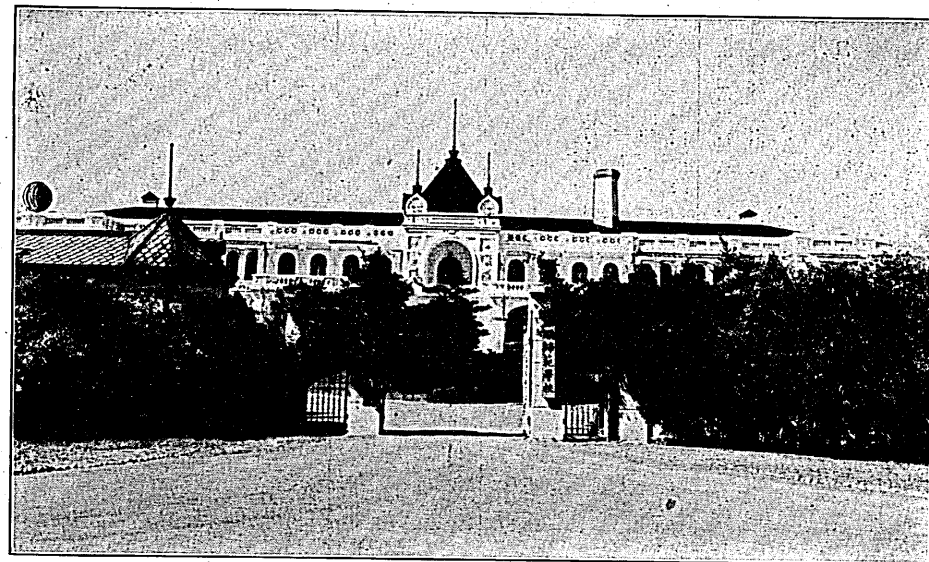


靜水觀(金州)

度量衡臨時取締成績 (昭和十二年)

地方別	取締		取締		計
	戸数	不取締	戸数	不取締	戸数
關東州	1,000	10	1,000	10	1,000
滿洲鐵道附屬地	1,000	10	1,000	10	1,000
計	2,000	20	2,000	20	2,000

二、滿洲鐵道附屬地は六石橋谷口元房唐縣縣城海城新臺子鐵嶺開原四平街公主嶺郭家唐木溪湖橋頭連山開原鳳城錦州の各市街に付執行せり



昭和十四年三月一日撮影 奉天市立第一師範学校

旅順師範学校

一六 教育

學校

管内の教育制度は日本人教育、滿洲人教育及び日滿人共學制の三種に分ち、滿洲人教育を除く外の教育制度及び系統は小學校より大學に至るまで内地の教育制度及び系統に據るが、滿洲の特殊事情に鑑み、小學校は尋常科四年以上は必須科として、中學校は三年迄は基本科目として、四年以上は増設科目として、又女學校は二年迄は必須科目、三年以上は隨意科目として、各支那語を課し更に小學校に於ては、在滿日本教育會教科書編輯部に於て編輯したる滿洲補充讀本、滿洲理化學習帖及び滿洲唱歌集等を使用學習せしめてゐる。

滿洲人教育制度は日本人教育制度及び系統と滿洲人の特別な慣習及び境遇を顧慮して適切なる制度を採用してゐる。

小學校 日本人兒童に對する初等教育機關であるが、現在學校數二十八、就學兒童數二萬二千三百三十五人である。

中等學校 現在當局立四校、大連市立一校であるが、生徒數日本人四千四百三十六人である。

高等女學校 當局立二校、大連市立一校、私立三校

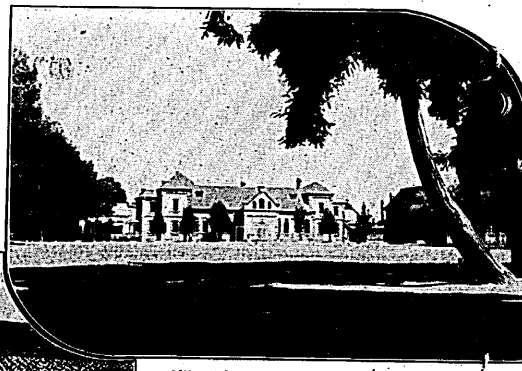
であるが、生徒數六十一人である。

師範學校 小學校員養成の爲昭和十一年度に於て旅順師範學校及び旅順女子師範學校を設置したが、現在生徒數男子師範二百二十六人、女子師範七十二人である。

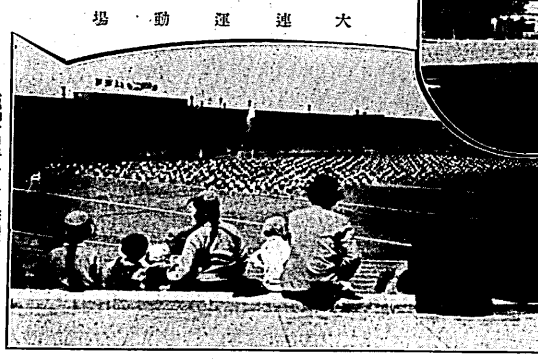
商業學校及び實業學校 實業學校令に依る實業教育機關は大連商業學校、大連女子商業學校、大連工業學校及び大連實業學校である。何れも中等程度の商業又は工業の知識技能を授け、中堅實務者の養成を目的とするものであるが、現在在學生徒は大連商業學校千五百五十五人、大連女子商業學校四百二十三人、大連工業學校四百六十七人、大連實業學校六百九十八人である。

公學堂 滿洲人に對する初等教育機關で、樞要の地に設置してあるが、其の數十八、高等公學堂附屬二就學兒童數一萬八千七百七十七人である。滿洲人の向學心は年と共に進み、就學兒童數は年々増加してゐる。

普通學堂 公學堂と同じく、滿洲人兒童初等教育機關で、各會の施設經營であるが、現在校數百二十兒童數四萬五百七十三人である。近年就學兒童數激増せるを以て當局は各會をしてその收容に努めしめてゐるが、會の經濟は之等教育費の全部を負擔し能はざる事情に鑑み、毎年教員給料の一部を補給し

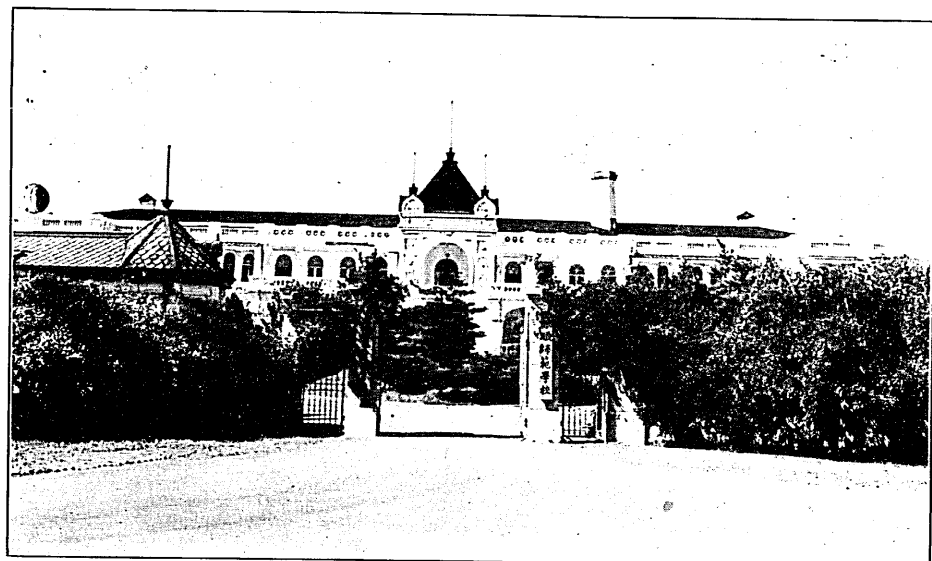


南滿洲鐵道圖書院(金州)



大連運動場

昭和十四年三月一日撮影 奉天市立第一師範学校



(昭和十四年三月一日撮影。旅順師範学校。)

旅順師範学校

一六 教育

學校

管内の教育制度は、日本人教育、滿洲人教育及び日滿人共學制の三種に分ち、滿洲人教育を除く外の教育制度及び系統は、小學校より大學に至るまで内地の教育制度及び系統に據るが、滿洲の特殊事情に鑑み、小學校は尋常科四年以上は必須科として、中學校は三年迄は基本科目として、四年以上は増課目として、又女學校は二年迄は必須科目、三年以上は隨意科目として、各支那語を課し更に小學校に於ては、在滿日本教育會教科書編輯部に於て編輯したる滿洲補充讀本、滿洲理化學習帖及び滿洲唱歌集等を使用學習せしめてゐる。

滿洲人教育制度は、日本人教育制度及び系統と滿洲人の特別な慣習及び境遇を顧慮して、適切な制度を採用してゐる。

小學校 日本人兒童に對する初等教育機關であるが、現在學校數二十八、就學兒童數二萬二千三百三十五人である。

中等學校 現在當局立四校、大連市立一校であるが、生徒數日本人四千四百三十六人である。

高女學校 當局立二校、大連市立一校、私立三校

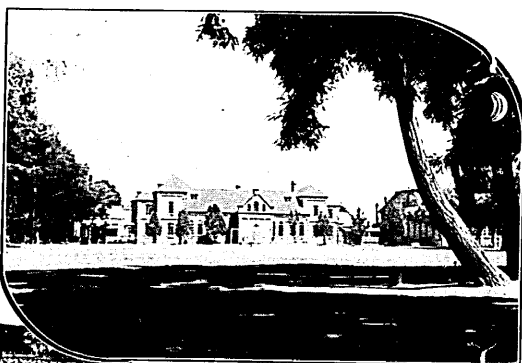
であるが、生徒數六十一人である。

師範學校 小學教員養成の爲昭和十一年度に於て旅順師範學校及び旅順女子師範學校を設置したが、現在生徒數男子師範二百二十六人、女子師範七十二人である。

商業學校及び實業學校 實業學校令に依る實業教育機關は、大連商業學校、大連女子商業學校、大連工業學校及び大連實業學校である。何れも中等程度の商業又は工業の知識技能を授け、中堅實務者の養成を目的とするものであるが、現在在學生徒は、大連商業學校千五百五十五人、大連女子商業學校四百二十三人、大連工業學校四百六十七人、大連實業學校六百九十八人である。

公學堂 滿洲人に對する初等教育機關で、樞要の地に設置してあるが、其の數十八(高等公學堂附屬二就學兒童數一萬八千七百七十七人である。滿洲人の向學心は年と共に進み、就學兒童數は年々増加してゐる。

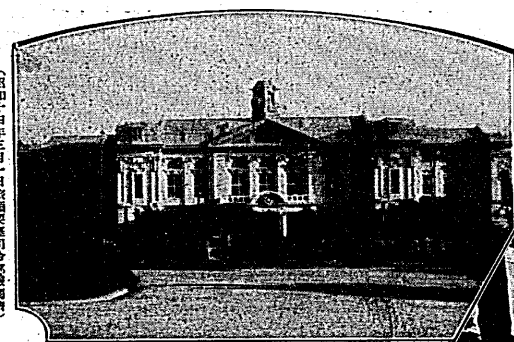
普通學堂 公學堂と同じく、滿洲人兒童初等教育機關で、各會の施設經營であるが、現在校數百二十兒童數四萬五千七百七十三人である。近年就學兒童數激増せるを以て、當局は各會をしてその收容に努めしめてゐるが、會の經濟は之等教育費の全部を負擔し能はざる事情に鑑み、毎年教員給料の一部を補給し



大連運動場

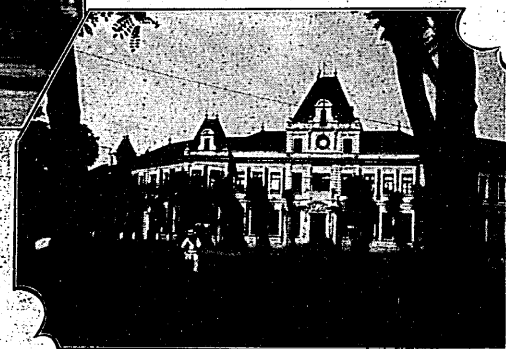


(昭和十四年三月一日撮影。旅順師範学校。)



(昭和十四年三月一日撮影 旅順市立博物館)

旅順市立博物館



(昭和十四年三月一日撮影 旅順市立大学)

旅順市立大学

博物館 旅順に在り、大正七年四月の設立である。本館は風俗動物植物考古参考の六部に分れ、滿蒙支那本土並に日本内地よりの蒐集品約八萬五千點を有し、記念館は旅順要塞戦に關する戦役記念品を蒐集保存し、植物園後學園及び動物園は滿蒙其の他の動植物を移植飼育し、何れも一般公衆の觀覽に供してゐる。

圖書館 旅順圖書館は元博物館の圖書部を擴張して昭和四年四月獨立せしめたものであるが、漸次内容の充實を圖り、現在貯藏圖書は三萬三千冊の多數である。

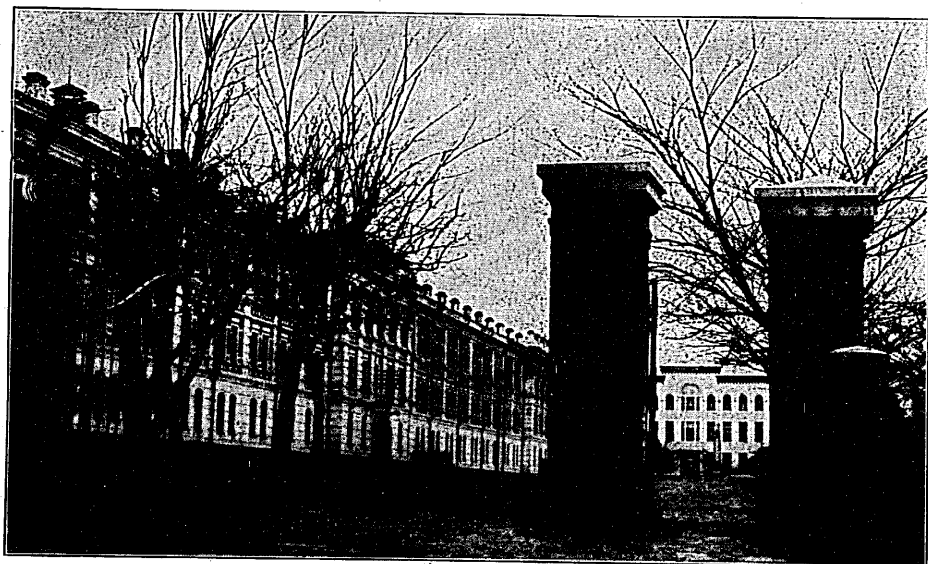
管内の圖書館の施設は、今や蔵書冊數三十萬冊に

社會教育に關する各種の施設は近時著しく發達し、各方面に互り相當の成績を上げてゐるが、當局の直接經營は博物館圖書館體育研究所及び青年學校の四である。

學校 右の外各種の私立學校があるが、專門學校は專門學校令に依り、其の他は私立學校規則に依つて設立せられ、何れも當局の監督する所であるが、其の主なるものは左の通である。大連高等商業學校生徒數二百七十八人及び南滿洲工業專門學校(生徒數三百二十一)人である。

(註) 以上何れも昭和十三年七月末現在

社會教育



(昭和十四年三月一日撮影 旅順市立大学)

旅順市立大学

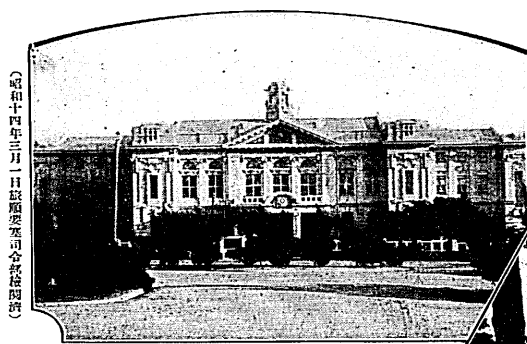
てゐる。

實業學堂 初等教育を了へた滿洲人に對して商業又は農業に關する實務上の知識技能を授くる目的を以て、大連商業學堂、大連市立協和實業學校及び金州農業學堂を設立してゐるが、現在商業學堂生徒は四百四人、協和實業學校は五百二十九人、農業學堂生徒は百四十八人である。

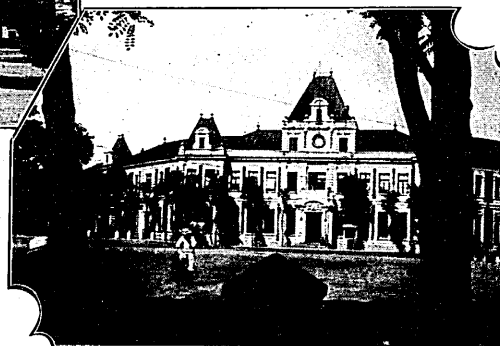
旅順高等公學校 本校は中學部師範部に分れ、中學部は滿洲人に高等普通教育を施し、師範部は關東州普通學堂の滿洲人教員の養成を目的とするが、現在生徒數は六百五十五人である。

工科大學 旅順工科大學は、大正十二年四月より豫科を、同十五年四月より學部を開始し、昭和三年度に於て完成したが、其の内容は在來の大學講座制を採用せず、専ら教室制とし、全學科八十餘科目中より學生をして自由に選擇學習せしむるの制を採用してゐる。現在學生數は學部二百一人、內滿支人二四人、豫科二百六十七人、內滿支人四五五、合計四百六十八人である。

盲啞學校 日本人の盲兒及び聾啞兒に普通教育並に高等普通教育を授くるのであるが、盲學部聾啞學部の二學部を更に初等部中等部の二部に分ち、現在兒童數初等部五十四人、中等部三十八人、合計九十二人である。



旅順博物館



滿洲省立圖書館

本館は風俗動物植物礦物考古参考の六部に分れ滿蒙支那本土並に日本内地よりの蒐集品約八萬五千點を有し記念館は旅順要塞戦に關する戦役記念品を蒐集保存し植物園後學園及び動物園は滿蒙其の他の動植物を移植飼育し何れも一般公衆の觀覽に供してゐる。

圖書館 旅順圖書館は元博物館の圖書部を擴張して昭和四年四月獨立せしめたものであるが漸次内容の充實を圖り現在貯蔵圖書は三萬三千冊の多數である。

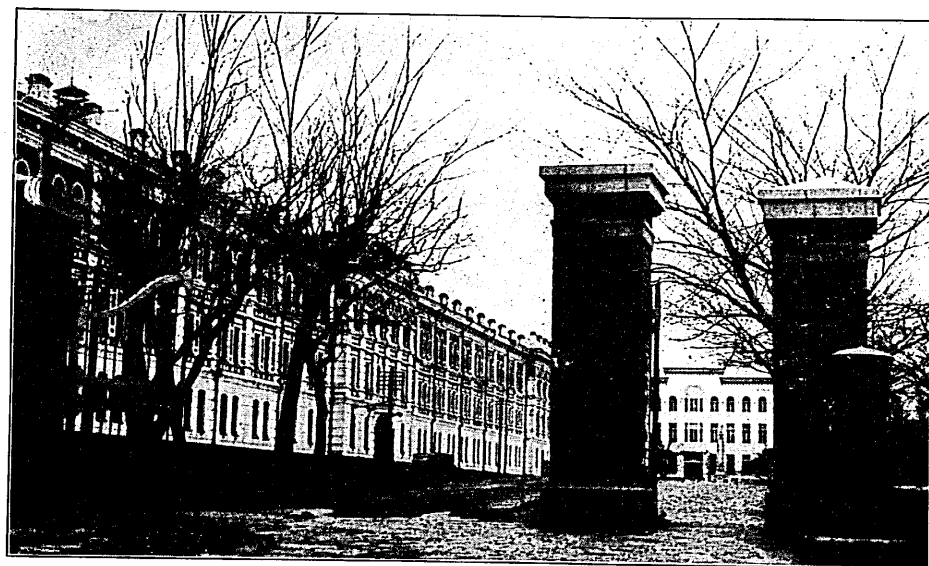
管内の圖書館の施設は今や蔵書冊數三十萬冊に

社會教育に關する各種の施設は近時著しく發達し各方面に互り相當の成績を上げてゐるが當局の直接經營は博物館圖書館體育研究所及び青年學校の四である。

社會教育

私立學校 右の外各種の私立學校があるが專門學校は專門學校令に依り其の他は私立學校規則に依つて設立せられ何れも當局の監督する所であるが其の主なるものは左の通である。大連高等商業學校生徒數二百七十八人及び南滿洲工業專門學校(生徒數三百二十一)である。

(註 以上何れも昭和十三年七月末現在)



旅順工科大学

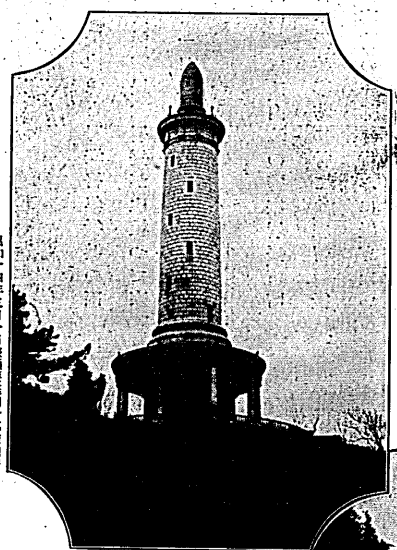
實業學堂 初等教育を了へた滿洲人に對して商業又は農業に關する實務上の知識技能を授くる目的を以て大連商業學堂大連市立協和實業學校及び金州農業學堂を設立してゐるが現在商業學堂生徒は四百四人協和實業學校は五百二十九人農業學堂生徒は百四十八人である。

旅順高等公學校 本校は中學部師範部に分れ中學部は滿洲人に高等普通教育を施し師範部は關東州普通學堂の滿洲人教員の養成を目的とするが現在生徒數は六百五十五人である。

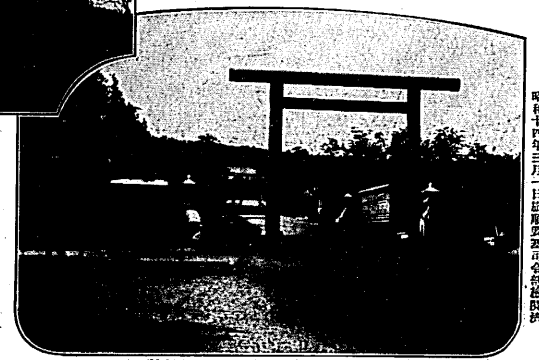
工科大學 旅順工科大學は大正十二年四月より豫科を同十五年四月より學部を開始し昭和三年度に於て完成したが其の内容は在來の大學講座制を採用せず専ら敎室制とし全學科八十餘科目中より學生をして自由に選擇學習せしむるの制を採用してゐる。現在學生數は學部二百一人(內滿洲人二四人)豫科二百六十七人(內滿洲人四五人)合計四百六十八人である。

盲啞學校 日本人の盲兒及び聾啞兒に普通教育並に高等普通教育を授くるのであるが盲學部聾啞學部の二學部を更に初等部中等部の二部に分ち現在兒童數初等部五十四人中等部三十八人合計九十二人ある。

昭和十三年六月一日附内閣告示第三號を以て旅順市に關東神宮を創立し社格を官幣大社に列し御祭神を天照大神明治天皇の御二柱とせらるる旨仰出された。惟ふに國風移植の大本として在滿邦人等しく尊崇し奉る神社を奉祀し關外の地域に在りて御盛徳を景仰發揚し以て報本反始の誠を效さむことは在滿官民の久しく熱望し來つた處で當局に於ては御聖旨を奉戴するや直に關東神宮造營委員會及關東神宮造營事務局を設置し造營事務施行に萬全を期してゐる。而して一面民間に於ても此の宏大なる御聖旨に感泣し官民一體となり御造營事業に翼賛し奉らんことを希ひ昭和十三年十一月三日關東神宮奉賛會を組織した。



(順旅) 塔忠表



社神連大

關東神宮

昭和十三年六月一日附内閣告示第三號を以て旅順市に關東神宮を創立し社格を官幣大社に列し御祭神を天照大神明治天皇の御二柱とせらるる旨仰出された。惟ふに國風移植の大本として在滿邦人等しく尊崇し奉る神社を奉祀し關外の地域に在りて御盛徳を景仰發揚し以て報本反始の誠を效さむことは在滿官民の久しく熱望し來つた處で當局に於ては御聖旨を奉戴するや直に關東神宮造營委員會及關東神宮造營事務局を設置し造營事務施行に萬全を期してゐる。而して一面民間に於ても此の宏大なる御聖旨に感泣し官民一體となり御造營事業に翼賛し奉らんことを希ひ昭和十三年十一月三日關東神宮奉賛會を組織した。

昭和十四年三月一日臨時建設司合資機關開

昭和十四年三月一日臨時建設司合資機關開



奉賛會發會式

垂んとする大連圖書館があり又通俗及び簡易圖書館六藏書四萬五千冊にして町の書齋として在滿人士に裨益する處甚大である。

體育研究所 昭和二年四月の設置に係り一般運動體育の調査研究指導を目的とし旅順運動場及び大連體育練習場を管理してゐる。昭和九年十月大連運動場内に體育相談所を設置し一般體育上の相談に應じてゐる。

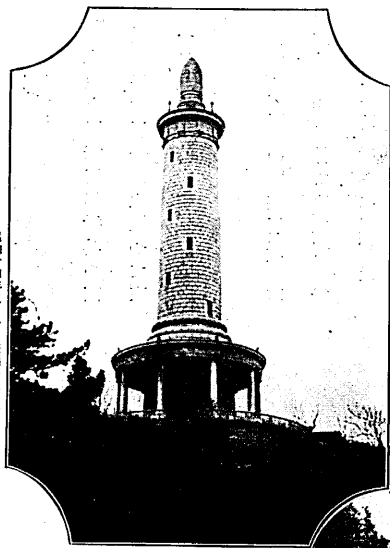
青年學校 昭和十年四月關東州及南滿洲鐵道附屬地青年學校規則に依り従前の青年訓練所を改組整備したものであるが現在の學校數は大連五旅順一金州一普蘭店一錦子一計九生徒總數千九百三十七人で此の外に認定學校六あり其の生徒總數千四百二十四人である。

一七 社寺、宗教

管内に於ける神社は十一で寺院教會布教所等の宗教的機關は神道三十五佛教三十二基督教三十一合計九十八である。

宗教は内地に流布せるものは殆ど大部分傳播せられ且各教共各地に於て相當の教勢を示してゐるが此の外支那人の在來宗教たる佛教道教回教等は到る處に寺院廟宇を有し其の數二百四十二に達してゐる。

昭和十三年六月一日附内閣告示第三號を以て旅順市に關東神宮を創立し社格を官幣大社に列し御祭神を 天照大神 明治天皇の御二柱とせらるる旨仰出された。惟ふに國風移植の大本として在滿邦人等しく尊崇し奉る神社を奉祀し關外の地域に在りて 御盛徳を景仰發揚し以て報本反始の誠を效さむことは在滿官民の久しく熱望し來つた處で當局に於ては 御聖旨を奉戴するや直に關東神宮造營委員會及關東神宮造營事務局を設置し造營事務施行に萬全を期してゐる。而して一面民間に於ても此の宏大なる 御聖旨に感泣し官民一體となり御造營事業に翼賛し奉らんことを希ひ昭和十三年十一月三日關東神宮奉賛會を組織した。



(順旅) 塔 忠 表



社 神 連 大

關東神宮

昭和十三年六月一日附内閣告示第三號を以て旅順市に關東神宮を創立し社格を官幣大社に列し御祭神を 天照大神 明治天皇の御二柱とせらるる旨仰出された。惟ふに國風移植の大本として在滿邦人等しく尊崇し奉る神社を奉祀し關外の地域に在りて 御盛徳を景仰發揚し以て報本反始の誠を效さむことは在滿官民の久しく熱望し來つた處で當局に於ては 御聖旨を奉戴するや直に關東神宮造營委員會及關東神宮造營事務局を設置し造營事務施行に萬全を期してゐる。而して一面民間に於ても此の宏大なる 御聖旨に感泣し官民一體となり御造營事業に翼賛し奉らんことを希ひ昭和十三年十一月三日關東神宮奉賛會を組織した。

昭和十四年三月一日旅順支司令部新聞

昭和十四年三月一日旅順支司令部新聞



式 會 發 會 賛 奉

垂んとする大連圖書館があり、又通俗及び簡易圖書館六藏書四萬五千冊にして町の書齋として在滿人士に裨益する處甚大である。

體育研究所 昭和二年四月の設置に係り一般運動體育の調査研究指導を目的とし旅順運動場及び大連體育練習場を管理してゐる。昭和九年十月大連運動場内に體育相談所を設置し一般體育上の相談に應じてゐる。

青年學校 昭和十年四月關東州及南滿洲鐵道附屬地青年學校規則に依り従前の青年訓練所を改組整備したものであるが現在の學校數は大連五旅順一、金州一、普蘭店一、貔子窩一、計九生徒總數千九百三十七人で此の外に認定學校六あり其の生徒總數千四百二十四人である。

一七 社 寺、宗教

管内に於ける神社は十一で寺院教會布教所等の宗教的機關は神道三十五佛教三十二基督教三十一、合計九十八である。

宗教は内地に流布せるものは殆ど大部分傳播せられ且各教共各地に於て相當の教勢を示してゐるが此の外支那人の在來宗教たる佛教道教回教等は到る處に寺院廟宇を有し其の數二百四十二に達してゐる。

一八兵 事

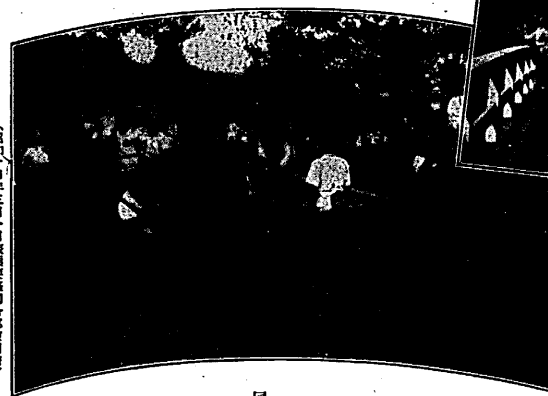
管内の兵事事務は大體内地と同様召集徴兵の兩事務である。本事務は従來民政署長が取扱つて來たが昭和十二年十二月一日以後は警察署長が之を擔任することゝなつた。

擔任者は召集事務に付ては内地の警察署長市町村長同様の職務を行ひ徴兵事務に付ては在留地徴兵事務官として徴兵事務の一部を行ふに過ぎない。即ち在留地に於ける徴兵身體検査圖書の受理受檢壯丁の身上調査等にして法規上内地の市町村長に比し職務権限は狭いが事實上は内地の市町村長の委嘱に依り總ての圖書に指導を與ふる等殆ど内地同様の事務を取扱つてゐる。

召集事務に付ては元來管内には未だ戸籍法が施行されてゐない爲法規上の兵籍はないが管内に在留の日から十四日以内に警察署長を経て關東軍司令官宛在留の届出を必要とする。届出に依つて關東軍に兵籍を移したと同様の取扱を受け簡閱點呼は勿論臨時及び演習の召集も關東軍で受けることになるのである。



(昭和十四年三月一日 關東軍司令部記録)

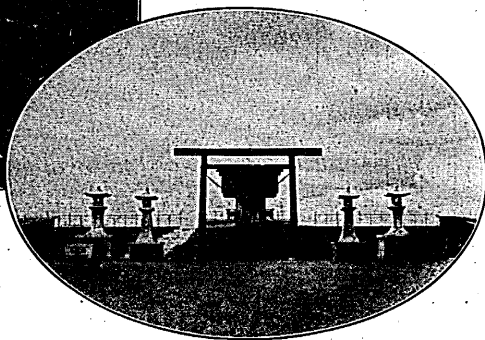


(昭和十四年三月一日 關東軍司令部記録)

一九社會事業

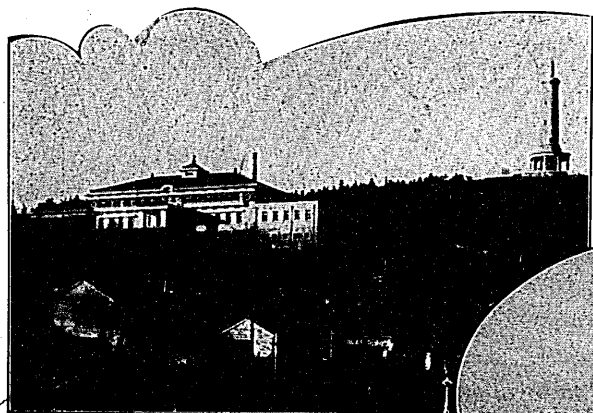
關東州の社會事業は日露戦争の際日本赤十字社の救護員が軍事救護に従事し支那人の患者を救済して仁慈博愛の美風を發揚したことが社會的に非常な好印象を與へたのに刺激十三されて明治八年十一月日本赤十字社關東州支部が設置されたのが濫觴であるが爾來世運の進展經濟生活の複雑文化の向上等に依り漸次發達進歩して現在では救護事業職業紹介宿泊保護労働保護釋放者保護公營質鋪公設市場住宅供給簡易食堂技術講習児童保護特殊教育盲英事業福利教化軍事保護社會事業の助成聯絡調査等各般の事業が普及整備せられ管内民衆の福祉増進に貢獻する所多大である。之等は恩賜財團當局大連旅順兩市の官公營事業を始め滿鐵會社その他一般私人殊に滿洲國人等の經營に依るが滿洲國建國後は各經營者の連繫協調に依り日滿不可分精神の具現にも活動して日滿兩國共存共榮に傾力してゐる。

(順旅) 堂 骨 結 山 玉 白



(昭和十四年三月一日 關東軍司令部記録)

(順旅) 館 會 地 聖

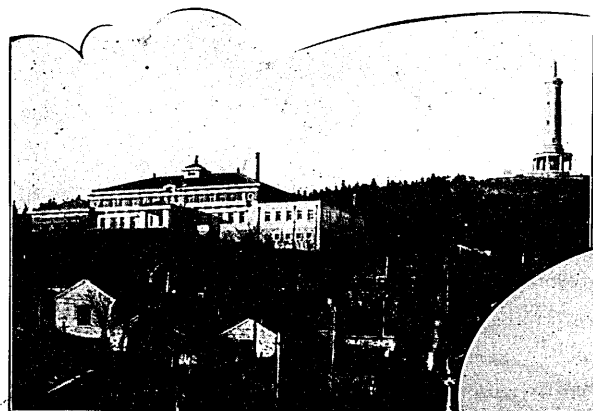


一八兵 事

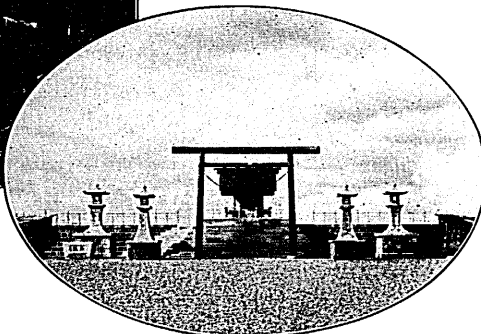
管内の兵事々務は大體内地と同様召集徴兵の兩事務である。本事務は従來民政署長が取扱つて來たが昭和十二年十二月一日以後は警察署長が之を擔任することゝなつた。

擔任者は召集事務に付ては内地の警察署長市町村長同様の職務を行ひ徴兵事務に付ては在留地徴兵事務官として徴兵事務の一部を行ふに過ぎない。即ち在留地に於ける徴兵身體検査願書の受理受檢壯丁の身上調査等にして法規上内地の市町村長に比し職務権限は狭いが事實上は内地の市町村長の委嘱に依り總ての願書に指導を與ふる等殆ど内地同様の事務を取扱つてゐる。

召集事務に付ては元來管内には未だ戸籍法が施行されてゐない爲法規上の兵籍はないが管内に在留の日から十四日以内に警察署長を経て關東軍司令官宛在留の届出を必要とする。届出に依つて關東軍に兵籍を移したと同様の取扱を受け簡閱點呼は勿論臨時及び演習の召集も關東軍で受けることになるのである。



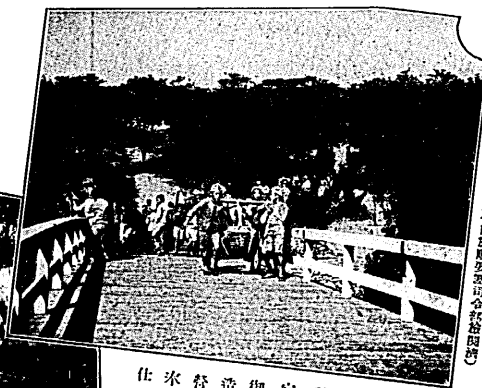
(順旅) 館會地聖



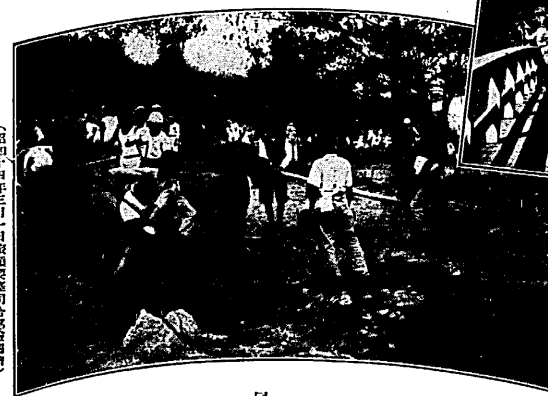
(順旅) 堂骨納山玉白

一九社會事業

關東州の社會事業は日露戦争の際日本赤十字社の救護員が軍事救護に従事中支那人の患者を救済して仁慈博愛の美風を發揚したことが社會的に非常な好印象を與へたのに刺激十三されて明治八年十一月日本赤十字社關東州支部が設置されたのが濫觴であるが爾來世運の進展經濟生活の複雑文化の向上等に依り漸次發達進歩して現在では救護事業職業紹介宿泊保護労働保護釋放者保護公營實業公設市場住宅供給簡易食堂技術講習兒童保護特殊教育盲英事業福利教化軍事援護社會事業の助成聯絡調査等各般の事業が普及整備せられ管内民衆の福祉増進に貢獻する所多大である。之等は恩賜財團當局大連旅順兩市の官公營事業を初め滿鐵會社その他一般私人殊に滿洲國人等の經營に依るが滿洲國建國後は各經營者の連絡協調に依り日滿不可分精神の具現にも活動して日滿兩國共存共榮に傾力してゐる。



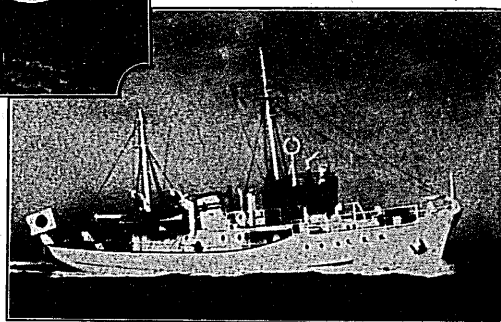
仕來替造御宮神東駒



(昭和十四年三月一日旅順要司令發給関係)

[illegible]

事業別	名	種	設立年月	事業目的	本部所在地
恩賜財團	財團恩惠費金		大正元、九	管内社會事業の助成、窮民救助	大連
	財團兒童獎學資金		大正二、一	小學校、公學堂及普通學堂の兒童教育助成獎勵	大連
	財團教化事業獎勵資金		大正一四、三	教化事業助成獎勵	大連
	財團東州方面委員		昭和五、一二	救済保護、福祉増進	大連
	財團大連方面事業助成會		昭和一〇、三	方面事業の助成	大連
	關東州公醫		明治四〇、一〇	貧民診療、貧困患者の施療	管内
	大連救療所		昭和二、八	阿片癮者施療	大連
	日本赤十字社關東州委員本部		明治三八、一 （昭和四、三）	戰時軍醫衛生勤務平時災害一般公衆衛生苦難救済	州廳内
	同大連委員支部		明治四、三	同	大連稅務署
	同旅順委員支部		同	同	旅順民政署
救護事業	同金州委員支部		同	同	金州民政署
	同普蘭店委員支部		同	同	普蘭店民政署
	同貔子窩委員支部		同	同	貔子窩民政署
	財團大連聖愛醫院		明治三九、九	貧民診療、施藥救療、精神病者收容	大連
	關東州結核豫防會		昭和一三、九	結核豫防撲滅及救済	大連
	滿洲癩豫防協會		昭和八、六	癩豫防及救済	大連
	財團大連宏濟善堂		明治四一、四	中國人施療、恤孤、育嬰、施棺、義葬、濟困	大連
	沙河口簡易救済會		昭和三、一一	沙河口警察署管内窮困者の一時的救済	大連
	大連市職業紹介所		大正一〇、九	職業紹介、人事相談、授産	大連
	中國人職業紹介所		昭和三、五	中國人使用人紹介、家庭ボーイ養成	大連
宿泊保護	大連市簡易宿泊所		大正一〇、九	勞働者或失業者簡易宿泊	大連
	智光院宿泊所		大正一四、一一	貧困者無料宿泊	大連
簡易食堂	大連實業費食堂		昭和七、一一	簡易食堂の經營	大連
	關東州勞働保護會		明治三九、三	失業者宿泊保護、授産及一般救済事業	大連
勞働保護	財團大連力行會		昭和四、一一	失業者授産	大連



搜 察 證

船 視 監

警察及衛生の事務を掌理する。

當局警察は

一 管内居住者の八七％が歴史言語人情風俗を異にし我が法規的秩序に尙習熟せざる滿洲國人なること

二 關東州は租借地にして滿洲國の法域に密接せること

三 滿洲國治安維持の大綱は確立し民心漸く安定したが接壤地帯に於ては尙匪賊の蠢動其の跡を斷たざること

四 管内は歐亞交通の要衝に當り思想國防上第一線の地位に在ること

等の特色あるに依り當局警察官は安寧風俗交通治安衛生刑事其の他文化的一般警察事務執行に關しては特別の知識と深き經驗を必要する。又一面匪賊は日滿軍警の敏捷果敢なる活動に依り掃蕩されたと云へ餘蘊尙其の跡を斷たず警備警察の必要上當局警察官は常に拳銃を帶び且機關銃手榴彈等の武器を整備し團體的訓練を受けてゐる。

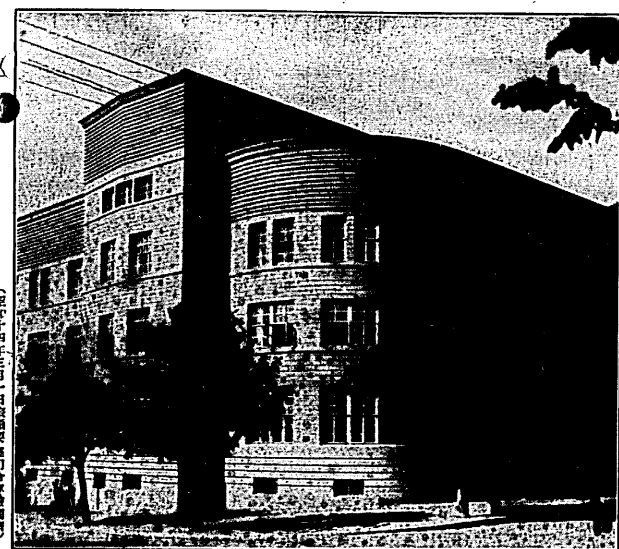
關東廳創設當時の警察職員は九百三十一名であつたが爾來警察制度の改正在留民の増加管内外的情勢變遷に依り漸次増員を行ひ昭和十二年度には五千二百九十八名に達した。然るに同年十二月の

關東局司政部に警務課を關東州廳に警察部を置いて警察事務の統一を圖つてゐる。即ち關東州内各警察署消防署及警察官練習所に對する直接監督並に一般警察事務の執行に關しては専ら關東州廳警察部をして之に當らしめ關東局司政部警務課に於ては主として執行應に對する第二次的監督の事務を行つてゐる。州廳警察部は警務高等警察保安刑事防空衛生の六課に分れ各其の所管事務を分掌してゐる。

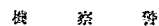
二〇
警
察

警察機關の組織權限

福利教化	大連連	基督教婦人矯風會大連支部 大正一〇、五 矯風禁酒禁煙	老人の慰安救恤	大連
福利教化	大連連	基督教婦人矯風會大連支部 明治四〇、五 禁酒運動	猶太人貧困者救濟教化	大連
福利教化	大連連	滿洲國防婦人會關東州地方本部 昭和一三、四 銃後奉仕	老人の慰安救恤	大連
軍事援護	大連連	軍人援護、關東州委員會 昭和一三、一〇 銃後援護事業連絡統制	軍人の援護慰籍	大連
軍事援護	大連連	恩賜、軍人援護會、關東州支部 昭和二三、一二 社會事業の連絡統制並調査研究	社會事業の連絡統制並調査研究	大連
聯絡調査	大連連	法蘭西、滿洲社會事業協會 昭和六、二	社會事業の連絡統制並調査研究	大連



警察官練習所（旅順）



警察及衛生の事務を掌理する。

警察官の勤務及び配置

當局警察は

- 一、管内居住者の八七％が歴史、言語、人情風俗を異にし、我が法規的秩序に尙習熟せざる滿洲國人なること。
- 二、關東州は租借地にして、滿洲國の法域に密接せること。
- 三、滿洲國治安維持の大綱は確立し、民心漸く安定したが、接壤地帯に於ては尙匪賊の蠢動其の跡を斷たざること。
- 四、管内は歐亞交通の要衝に當り、思想国防上第一線の地位に在ること。

等の特色あるに依り、當局警察官は安寧風俗交通治安、衛生刑事其の他文化的、一般警察事務執行に關しては特別の知識と深き經驗を必要する。又一面匪賊は、日滿軍警の敏捷果敢なる活動に依り掃蕩されたと云へ餘蘄尙其の跡を斷たず警備警察の必要上當局警察官は常に拳銃を帶び且機關銃手榴彈等の武器を整備し團體的訓練を受けてゐる。

關東廳創設當時の警察職員は九百三十一名であつたが爾來警察制度の改正、在留民の増加管内外の情勢變遷に依り、漸次増員を行ひ昭和十二年度には五千二百九十八名に達した。然るに同年十二月の

關東局司政部に警務課を關東州廳に警察部を置いて警察事務の統一を圖つてゐる。即ち關東州内各警察署消防署及警察官練習所に對する直接監督並に一般警察事務の執行に關しては専ら關東州廳警察部をして之に當らしめ關東局司政部警務課に於ては主として執行廳に對する第二次的監督の事務を行つてゐる。州廳警察部は警務高等警察保安刑事防空衛生の六課に分れ、各其所管事務を分掌してゐる。

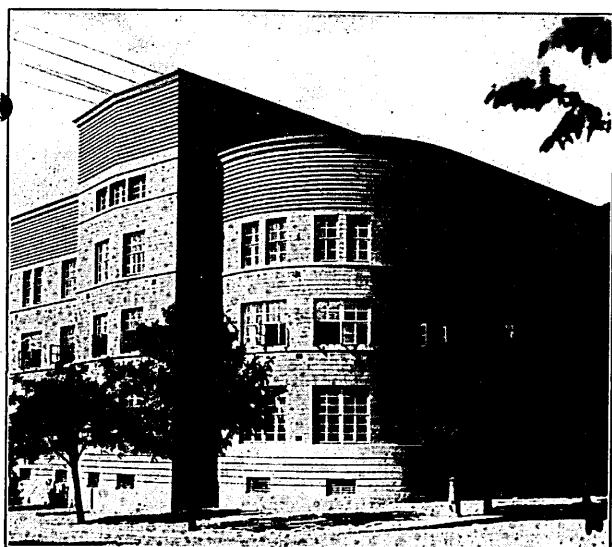
關東州廳警察部長は關東州内に於ける警察衛生の事務執行に關し關東州廳長官の命を承け、警視警部警部補、巡查及消防手を指揮監督する。

警察署長は警視又は警部を以て之に充て、管内の

二〇 警察

警察機關の組織・権限

福利救化	社団法人救老會	昭和六、四	老人の慰安救恤	大連
	社団法人猶太人會	昭和五、九	猶太人貧困者救済救化	大連
	基督教婦人矯風會大連支部	大正一〇、五	矯風禁酒禁煙	大連
	大連禁酒會	明治四〇、五	禁酒運動	大連
	滿洲國防婦人會關東州地方本部	昭和一三、四	銃後奉仕	大連
軍事援護	軍人援護、關、東州委員會	昭和一一、一〇	銃後援護事業連絡統制	大連
	恩賜軍人援護會關東州支部	昭和一一、一二	軍人の援護慰給	大連
聯絡調査	財団法人滿洲社會事業協會	昭和六、二	社會事業の連絡統制調査研究	大連



(昭和十四年三月一日旅順要塞司令無檢閱時)